

宜野湾市こども計画

令和7年3月
沖縄県 宜野湾市

(一部変更 令和8年3月)



はじめに



さきま あつし

宜野湾市長 佐喜眞 淳

我が国においては、ますます深刻化する少子化やこどもの権利の保障の必要性を受けて、「こども基本法」が令和4年6月に公布、令和5年4月に施行され、令和5年12月には全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、「こども大綱」が策定されました。

本市においても、少子化が進む一方で、保育士不足に伴う待機児童の発生や子育てニーズの多様化、貧困世帯・ひとり親世帯を取り巻く厳しい状況など、こどもや子育て世帯に関する様々な課題があります。このような状況下において、これまで本市では、教育・保育等のサービス提供体制の確保等を中心とした取組を推進するために、「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度以降、2期にわたって推進してきました。加えて、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図ることを目的とした「宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、平成20年度以降、3次にわたって推進すると共に、こどもの貧困対策に係る計画として「宜野湾市子ども未来応援計画」を策定し、令和元年度以降、こどもや子育てに関わる各種施策を推進してきました。

このたび、本市のこども施策をわかりやすく体系化するとともに、より一層充実させることを目的に、上記の3計画を一本化し、さらに「こども大綱」を勘案して若者対策なども視野に入れた「宜野湾市こども計画」を策定いたしました。本計画では、「すべてのこども・若者と保護者が地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん」を基本理念とし、6つの基本目標に紐づく20の施策及び97の取組を掲げております。

今後は、本計画に基づき、貧困家庭やひとり親家庭をはじめとした様々な家庭や困難を抱える若者等を含む、すべてのこども・若者と子育てを行う保護者にとって暮らしやすく、生きる喜びを実感できるまちの実現を目指して、本市一丸となって取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご協力を賜りました宜野湾市子ども・子育て会議及び専門委員会委員の皆様を始め、アンケート調査やオンライン意見箱、パブリック・コメントなどでご意見を下さった市民の皆様、その他関係各位に深く感謝を申し上げます。

令和7年3月

【 目 次 】

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の対象と位置づけ	5
3.	計画の期間	6
第2章	宜野湾市の子ども・子育てを取り巻く現状	7
1.	本市の子ども・子育ての状況	7
2.	アンケート調査結果等の概要	22
3.	現状と課題の整理	36
第3章	計画の基本的な考え方	38
1.	計画の基本理念	38
2.	計画の基本目標	39
3.	施策の体系	41
4.	計画の重点取り組みと数値目標	44
第4章	施策の展開	47
	基本目標1：こどもまんなか社会づくり	47
	施策1：こどもの権利を大切にす意識の醸成	47
	施策2：こどもの社会参画・意見反映の推進	47
	基本目標2：ライフステージを通したこどもの健やかな育ちの支援	48
	施策1：こどもの心身の健康づくりの支援	48
	施策2：多様な体験・学びの機会の提供	49
	施策3：障がい児や発達面で支援が必要な子等への支援	50
	基本目標3：妊娠前からの切れ目のない支援と幼児期の教育・保育と子育て支援の充実	51
	施策1：妊娠前からの切れ目のない支援	51
	施策2：幼児期の教育・保育の総合的な推進	52
	施策3：教育・保育施設との連携及び支援の充実	53
	施策4：教育・保育施設における子育て支援サービスの充実	54
	施策5：多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	55
	基本目標4：こども・若者の活躍や自立を応援する取り組みの推進	56
	施策1：こどもの居場所づくりの推進	56
	施策2：支援を要するこども・若者の早期発見・支援	57
	施策3：若者の進学や就労等の支援	57

基本目標5：子育てしやすい社会環境の整備	58
施策1：児童虐待防止対策の推進	58
施策2：子育ての経済的負担の軽減	59
施策3：仕事と家庭の両立支援	59
施策4：ひとり親家庭への支援（宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画）	60
基本目標6：こどもの貧困対策の推進（宜野湾市子ども未来応援計画）	62
施策1：こども・若者への支援	62
施策2：保護者への支援	62
施策3：こどもの貧困対策推進のための体制強化	63
第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業、乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策【子ども・子育て支援事業計画】	64
1. 教育・保育提供区域の設定	64
2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	67
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策	69
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	79
5. 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	86
第6章 計画の推進に向けて	87
1. 計画の進行管理手法と体制	87
2. 庁内及び関係機関等との連携	87
3. こども・子育て支援事業債の活用について	87
参考資料	88
1. 計画策定の経緯・経過	88
2. 計画策定の体制	93
3. ヒアリング調査結果	104
4. こども・若者のためのオンライン意見箱 フィードバック資料	106
5. 教育・保育及び地域子育て支援事業に関する参考資料	112

《「こども」の表記について》

「こども基本法」の基本理念を踏まえ、国において平仮名表記の「こども」の使用が推奨されていることから、本計画では、原則として平仮名表記の「こども」を用います。ただし、法令に根拠がある語や固有名詞、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合は除きます。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) こどもに関する政策の動向

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年4月から施行されました。「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

その後、国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策について概ね5年間の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これに基づく年度ごとの実行計画として「こどもまんなか実行計画」が令和6年7月に策定されました（実行計画は今後毎年改定）。なお、こども基本法では、都道府県は国の「こども大綱」を勘案し、また、市町村は「こども大綱」及び都道府県こども計画を勘案して、当該自治体でのこども施策についての計画である「こども計画」を策定することが新たに努力義務として課されました。

また、こどもの貧困については、平成25年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び平成26年の「子供の貧困対策に関する大綱」のもと、全国でこどもの貧困対策が推進され、特に全国に比べてこどもの貧困率が突出して高い沖縄県においては、県の重点課題としてこどもの貧困問題に取り組むべく、平成27年度に「沖縄県子どもの貧困対策計画」を策定し、市町村や関係機関等との連携のもと、各種取り組みが進められてきました。令和6年6月には、法改正が行われ、名称も「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、今後、改正法のもとでさらなる取り組みの強化が図られることとなっています。

<こども基本法の概要>

<p>目的 (第1条)</p>	<p>日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。</p>
<p>「こども」の定義 (第2条)</p>	<p>18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義</p>
<p>「こども施策」の定義 (第2条)</p>	<p>「こども施策」とは、こどもや若者に関する以下のような取組のこと。 ●大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポート (例：居場所づくり、いじめ対策等) ●子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポート (例：働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置 など) ●これらと一体的に行われる施策 (例：教育施策、医療政策、雇用施策〔若者の社会参画支援含む〕 など)</p>
<p>こども施策の基本理念 (第3条)</p>	<p>①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備</p>
<p>地方公共団体 関連事項</p>	<p>【地方公共団体の責務】(第5条) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する</p> <p>【都道府県・市町村こども計画の策定(努力義務)】(第10条) 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努める(こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表) 各計画は、既存の各法令(※)に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能 ※子ども・若者育成支援推進法第9条、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条等</p> <p>【こども等の意見の反映】(第11条) 地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講じる 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい</p> <p>【関係機関・団体等の有機的な連携の確保(努力義務)】(第13・14条) 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う関係機関・団体等の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努める。</p>

<こども大綱の概要>

概要	こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの
こども まんなか 社会	こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 ：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会
こども施策に 関する基本的 な方針	<p>①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る</p> <p>②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく</p> <p>③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する</p> <p>④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする</p> <p>⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む</p> <p>⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する</p>
こども施策に 関する 重要事項	<p>【ライフステージを通じた重要事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ○こどもの貧困対策 ○障害児支援・医療的ケア児等への支援 ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 <p>【ライフステージ別の重要事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こどもの誕生前から幼児期まで（妊娠前～幼児期までの切れ目のない保健・医療確保等） ○学童期・思春期（質の高い公教育の再生、居場所づくり、高校中退予防・中退後支援等） ○青年期（高等教育の就学支援、就労支援、悩み・不安を抱える若者等の相談体制の充実等） <p>【子育て当事者への支援に関する重要事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援 ○共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

(2) 計画策定の目的

本市では平成10年度に「宜野湾市すこやかプラン（児童育成計画）」を策定し、その後、平成15年に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17～26年度の前期・後期にわたる「宜野湾市次世代育成支援行動計画」を策定し、待機児童解消をはじめとした子育て支援や子どもの健全育成等に係る施策を総合的に推進してきました。平成27年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく新制度への対応を中心とした同法に基づく計画として、従来の次世代育成支援対策行動計画も一部継承しつつ、「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第1期（平成27～令和元年度）・第2期（令和2～令和6年度）にわたって新制度に対応した教育・保育等のサービス提供体制の確保等を中心とした取組を進めてきました。

他方、この間、ひとり親家庭の生活の安定と向上を目的とした「宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」を平成20年度以降の3次にわたって策定し、また、平成30年度にはこどもの貧困対策に係る計画として「宜野湾市子ども未来応援計画」を策定するなど、子どもや子育て家庭に係る個別分野での施策の強化も図ってきました。

今般、義務計画である「子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画期間が令和6年度に最終年度を迎え、第3期計画を策定するにあたり、子ども基本法・子ども大綱の趣旨も踏まえつつ、本市のこども施策をわかりやすく体系化するとともにより一層充実させることを目的に、上記の関連3計画を一本化し、さらに子ども大綱を勘案して若者対策等も視野に入れた子ども基本法に基づく「市町村こども計画」として、「宜野湾市こども計画」を策定するものです。

2. 計画の対象と位置づけ

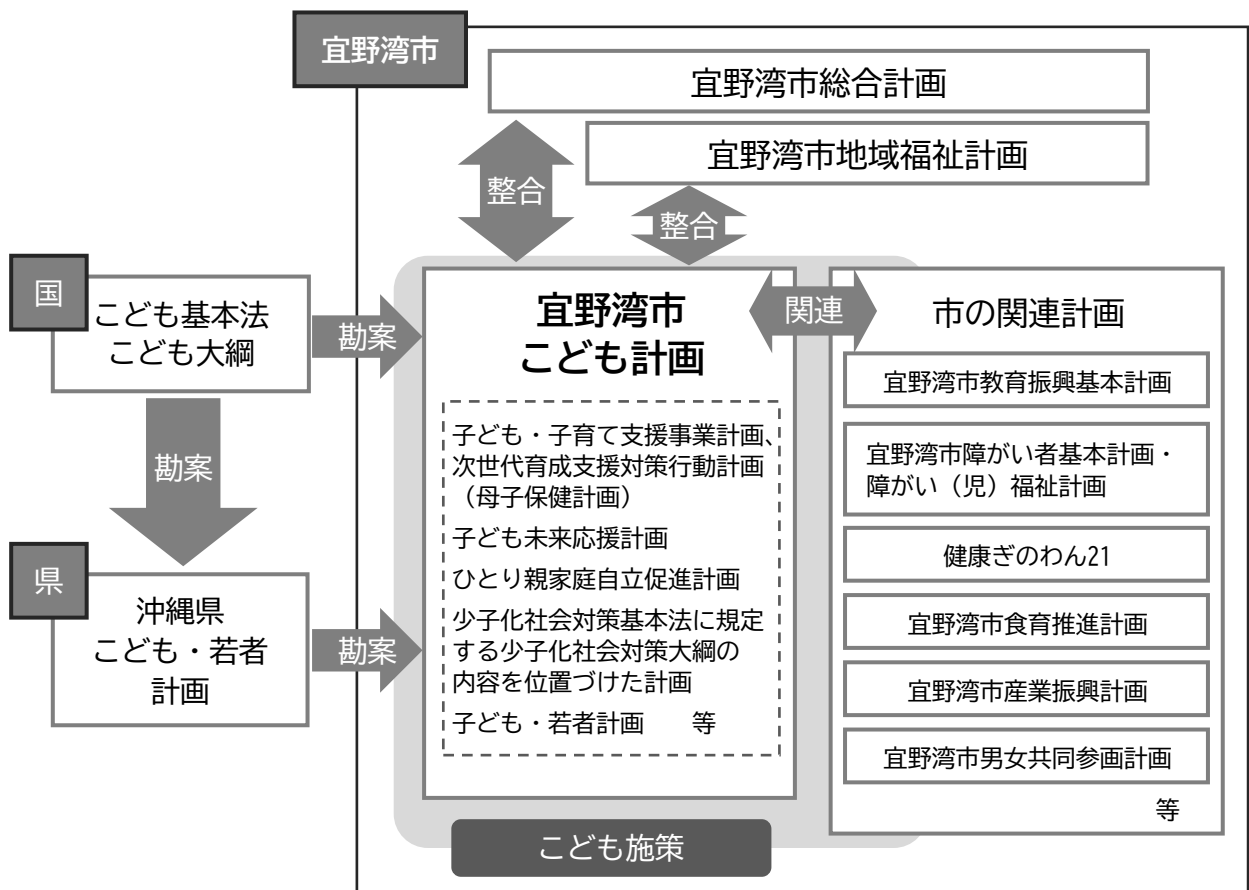
(1) 計画の対象

- この計画の主たる対象は、子どもと子育て家庭（保護者）とします。
- こども基本法では「子ども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義されており、この定義を前提としつつも、本計画においては0歳からおおむね30歳未満を対象とし、乳幼児（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）、青年期（概ね18歳以降から概ね30歳未満の若者）で区分し、「子育て家庭」とは妊娠期を含む全ての子育て家庭とします。なお、本計画に基づく各施策の対象の年齢等の条件については施策ごとに詳細に定めることとします。

(2) 計画の位置づけ

- この計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であり、「第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」の後継計画として、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」にあたる計画です。
- あわせて、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「市町村計画」である「宜野湾市子ども未来応援計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」である「第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」を継承し、その内容を包含しています。
- また、少子化社会対策大綱の内容を位置づけた計画、子ども・若者計画、「放課後児童対策パッケージ」に基づく事業計画、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」の内容を包含しています。
- さらに、本市の最上位計画である「宜野湾市総合計画」をはじめ、「宜野湾市地域福祉計画」「宜野湾市教育振興基本計画」「宜野湾市障がい児福祉計画」等のその他の保健・福祉分野等の個別計画との整合を図るものです。

<計画の位置づけ>



3. 計画の期間

- 計画の期間は、義務計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
- また、計画の進捗状況や国・県の関連法制度の動向等も勘案しつつ、必要に応じて、計画期間の中間年にあたる令和9年度での見直しを実施します。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
本計画					
		● 中間見直し (適宜)		● 次期計画策定	次期計画

第2章

宜野湾市の子ども・子育てを取り巻く現状

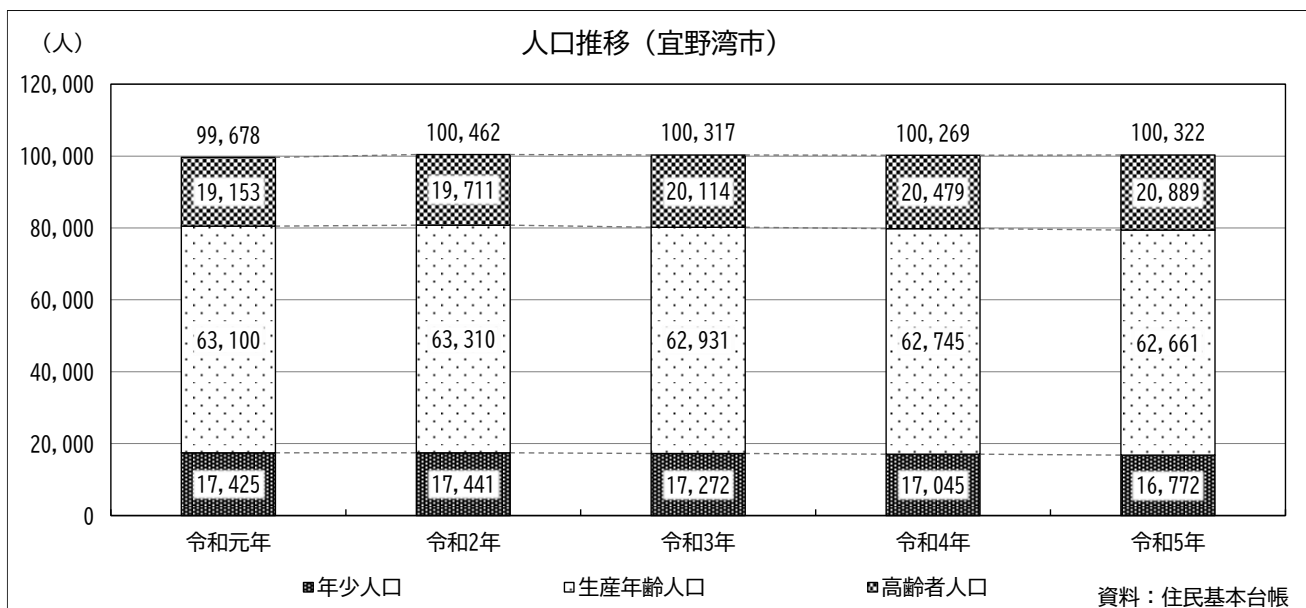
1. 本市の子ども・子育ての状況

(1) 人口や世帯の状況

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

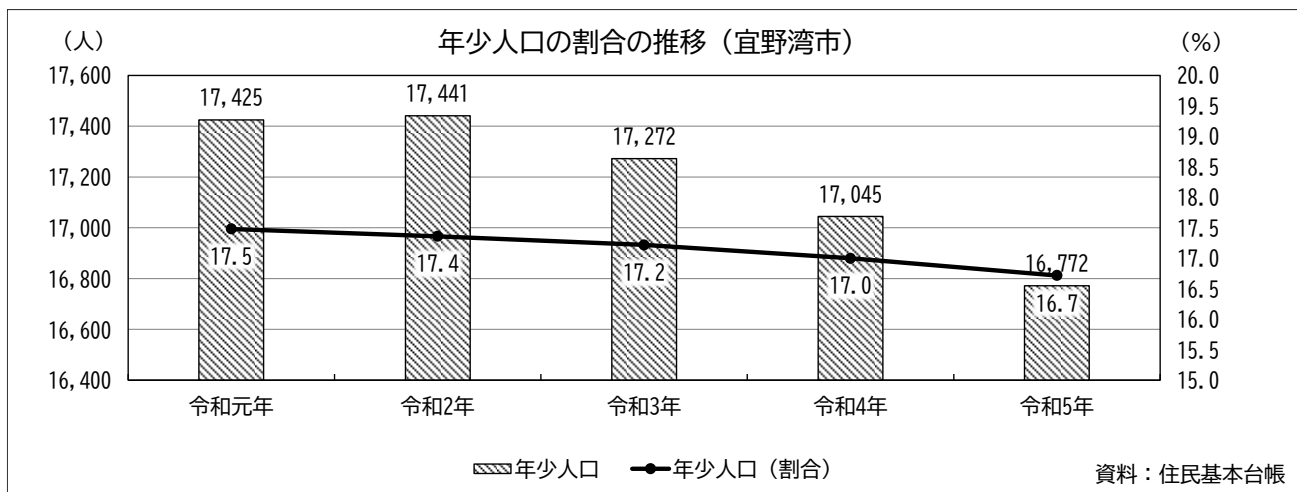
本市の総人口をみると、令和5年は100,322人で、令和元年（99,678人）に比べて644人増加していますが、令和3年以降は概ね横ばいにて推移しています。

年齢3区分の人口推移をみると、0歳から14歳までの年少人口と、15歳から64歳までの生産年齢人口においては減少傾向となっておりますが、65歳以上の高齢者人口では増加傾向となっております。



② 年少人口割合の推移

本市の年少人口（0～14歳）は、減少傾向で推移しており、総人口に占める年少人口の割合は令和元年の17.5%から令和5年には16.7%と、0.8ポイント減となっております。



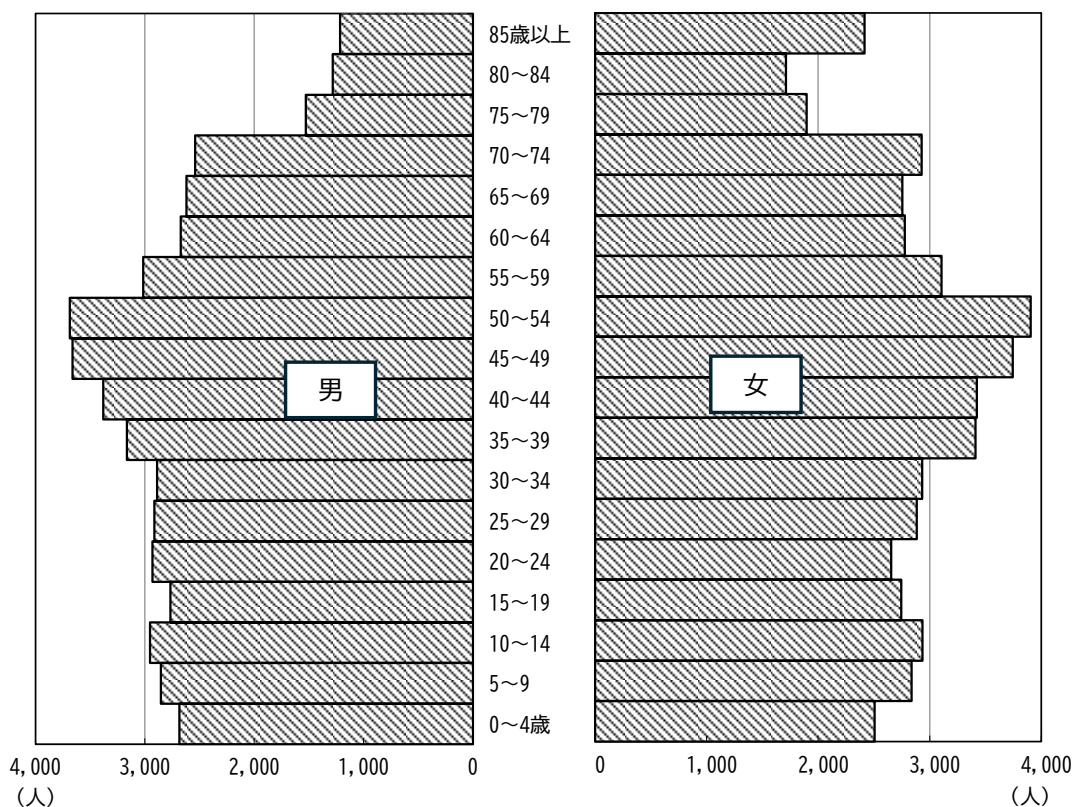
③人口ピラミッド（年齢5歳階級）の状況

本市の人口ピラミッドをみると、男女ともに人口が最も多い年齢層は、「50～54歳」となっています。ピラミッドの形状をみると、「つぼ型」と「つりがね型」を合わせた形状となっています。

「つぼ型」の形状は、一般的に少子高齢化が進んだ状況とされていますが、「つりがね型」は「つぼ型」に比べて年少人口が比較的安定しており、大きな人口減少にはならないとされています。

本市においては高齢者人口の増加はみられるものの、30～40代の子育て世代により出生数がある程度維持されている状況にあることがうかがえます。一方で、「0～4歳」の人口をみると、5歳以上と比べて減少しており、直近の出生数が減少傾向にあることがわかります。

人口ピラミッド（令和5年）
（宜野湾市）

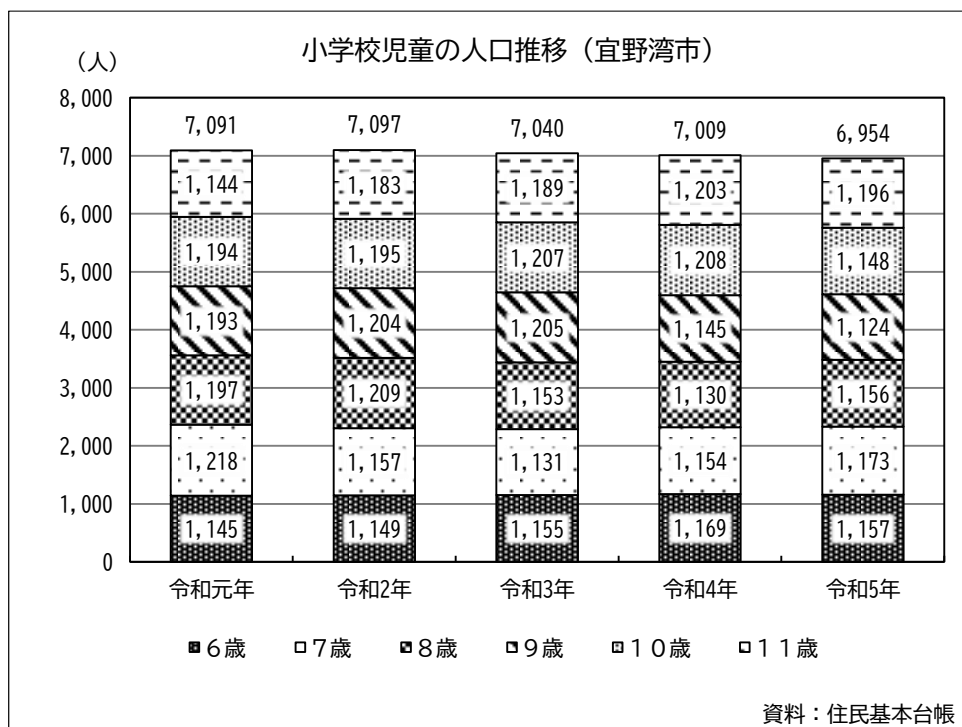
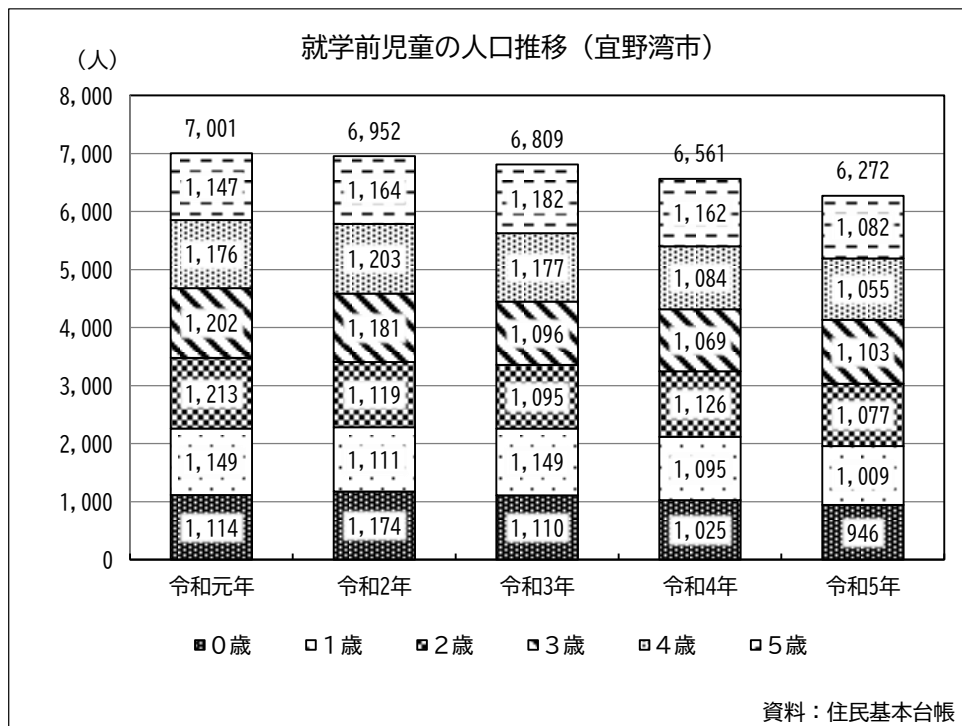


資料：住民基本台帳

④児童人口の推移（小学校入学前の0～11歳人口）

本市の就学前児童人口は減少傾向で推移しており、令和元年の7,001人から令和5年では6,272人と、729人減少しています

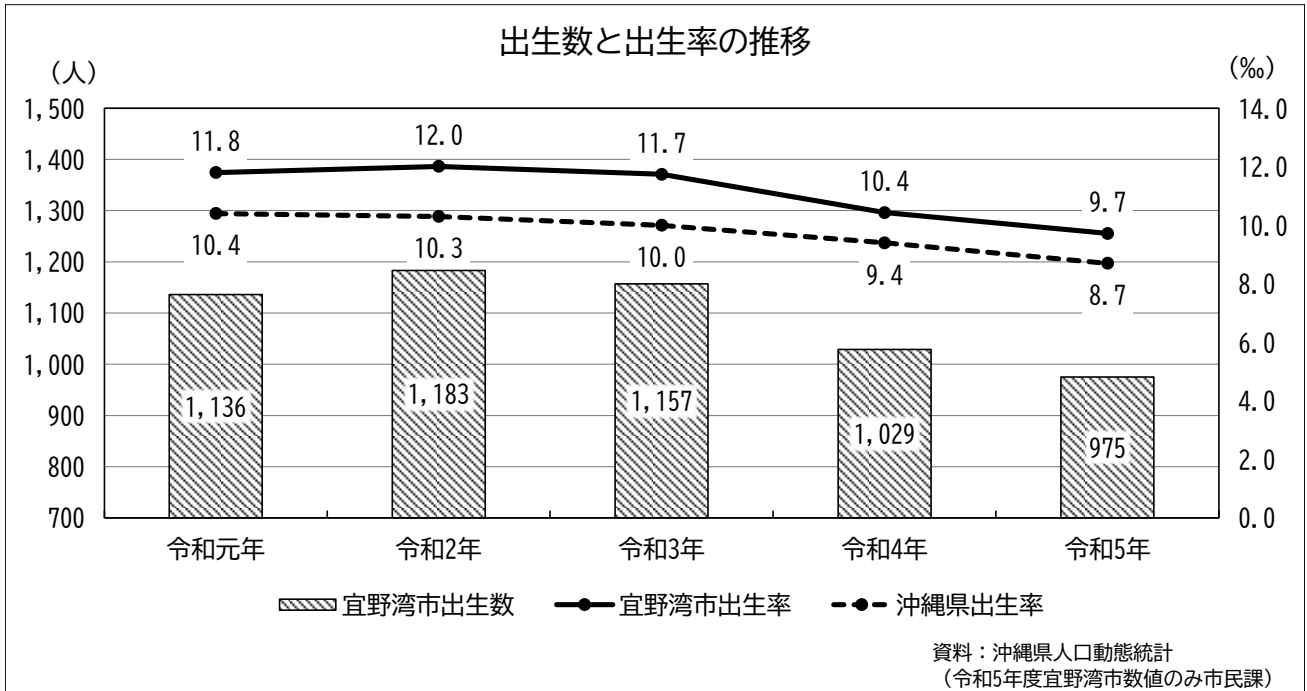
また、小学校児童人口も微減傾向で推移しており、令和元年の7,091人から令和5年では6,954人と、137人減少しています。



⑤出生数と出生率の推移

令和元年からの出生数の推移をみると、令和2年以降減少傾向が続き、令和5年には1,000人を下回っています。

出生率（人口千対）は令和5年で9.7%と令和元年と比べて2.1ポイント減少しており、令和2年以降、低下傾向にあります。ただし、沖縄県の出生率と比較すると、本市は県全体に比べても高い水準を維持できています。



⑥合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成25年～29年の1.95をピークに、平成30年～令和4年は1.82と減少しています。

沖縄県と比較すると、ほぼ同水準で推移しています。

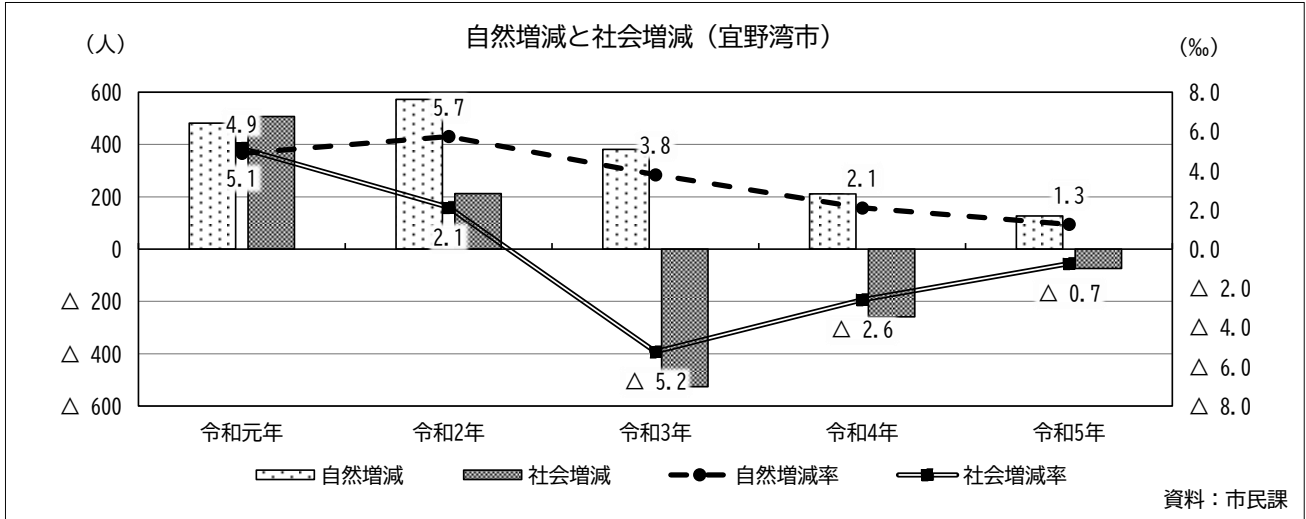
	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年	平成25年～平成29年	平成30年～令和4年
宜野湾市	1.83	1.70	1.85	1.95	1.82
沖縄県	1.83	1.74	1.86	1.93	1.80
全国	1.36	1.31	1.38	1.43	1.33

資料：人口動態統計・特殊報告

⑦自然増減と社会増減の状況

自然増減（出生数から死亡者数を引いた値）をみると、出生数が死亡者数を上回る自然増の状況が続いていますが、自然増の割合は令和2年の5.7%をピークに低下傾向にあります。

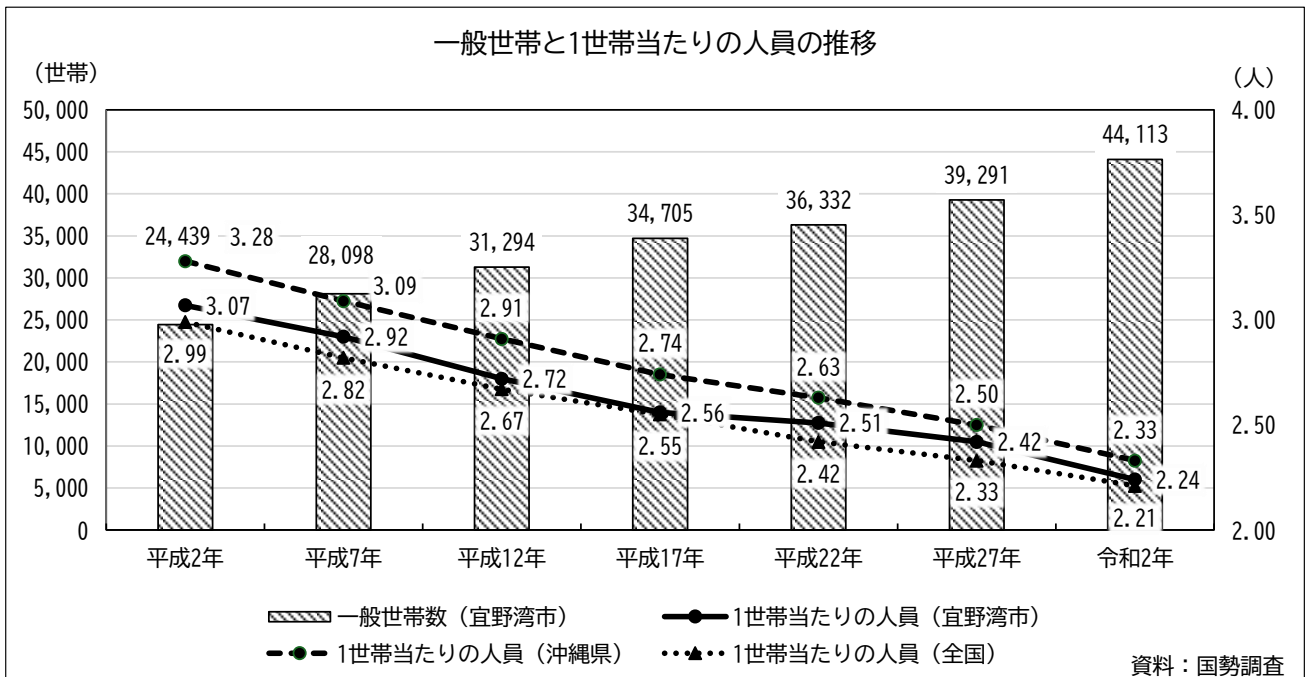
社会増減（転入者数から転出者数を引いた値）をみると、令和3年以降は転出者数が転入者数を上回る社会減が続いています。



⑧世帯数及び1世帯当たりの人員の推移

世帯数及び1世帯あたりの人員をみると、令和2年は44,113世帯、1世帯あたり人員2.24人となっています。1世帯あたりの人員は沖縄県平均の2.33人を下回っていますが、全国平均の2.21人は上回っています。

世帯数と1世帯あたりの人員の推移をみると、世帯数は増加傾向、1世帯あたりの人員は減少傾向が続いており、高齢化の進展による単身世帯や夫婦世帯の増加が出生数を上回る状況にあることが考えられます。



(2) 雇用や就労の状況

①就労状況等

令和2年国勢調査における本市の就業者総数は36,086人であり、労働力率（総数における就業者数と完全失業者数の割合）は65.0%となっています。

また、女性の就業者は17,105人で就業者総数の47.4%を占めています。この割合は増加傾向にあり、平成12年と比較して5.9ポイント増加しています。

15歳以上 労働力人口の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	68,187	72,424	74,292	77,540	79,417
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
就業者総数	35,726	35,645	37,349	37,853	36,086
労働力率	60.0%	59.9%	61.9%	62.1%	65.0%
男性就業者数	20,882	20,189	20,612	20,493	18,981
就業者における男性の割合	58.5%	56.6%	55.2%	54.1%	52.6%
女性就業者数	14,844	15,456	16,737	17,360	17,105
就業者における女性の割合	41.5%	43.4%	44.8%	45.9%	47.4%
完全失業者数	3,953	5,115	4,386	2,585	2,152
完全失業率	10.0%	12.5%	10.5%	6.4%	5.6%
非労働力人口	26,410	27,334	25,738	24,674	20,621
非労働力率	40.0%	40.1%	38.1%	37.9%	35.0%

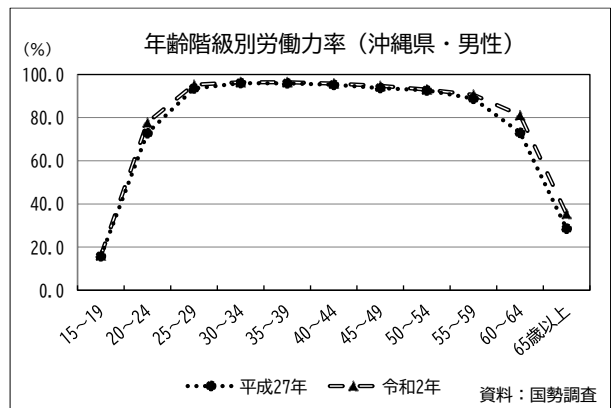
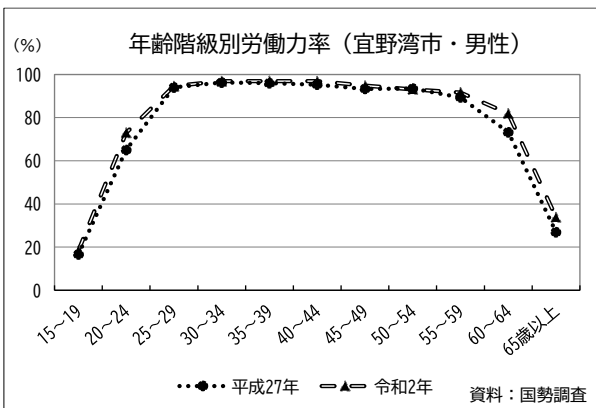
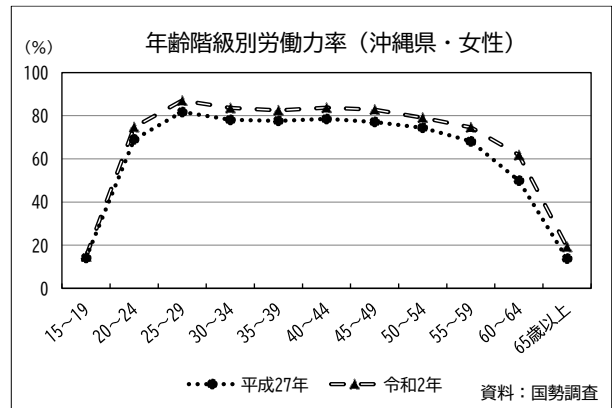
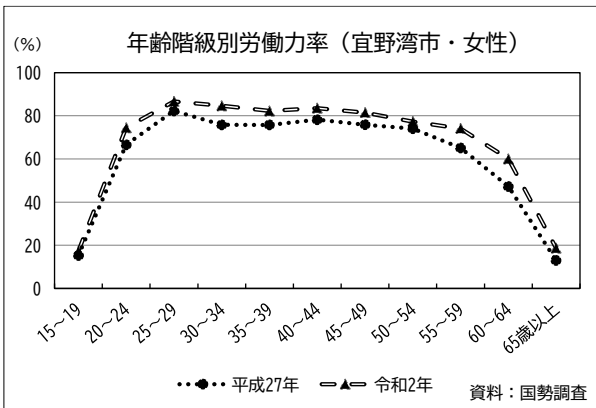
資料：国勢調査

②年齢階級別労働力率の状況

年齢階級別の労働力率のグラフをみると、女性では30代を中心に若干の落ち込みが見られる M 字型となっていますが、男性では概ね逆 U 字型となっています。女性における30代の労働力の落ち込みは出産・育児によるものと考えられます。

平成27年と令和2年を比較すると、女性では全体的に労働力率が上がっており、女性の社会進出による影響だと考えられます。男性では60～64歳において労働力率が上がっており、定年の引上げ等、高齢者の雇用に関する変化が見られます。

また、本市と沖縄県では大きな違いは見られません。



③産業構造

男女別の産業構造をみると、男性における産業構造は、年代に関わらず、「建設業」、「卸売業、小売業」の占める割合が高くなっています。

女性においては、年代に関わらず、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の占める割合が高くなっています。

本市は男女ともに沖縄県と同様の産業構造となっています。

男女別年齢別産業構造

単位：％

男性	総数			20代			30代			40代		
	宜野湾市	沖縄県	全国	宜野湾市	沖縄県	全国	宜野湾市	沖縄県	全国	宜野湾市	沖縄県	全国
農業、林業	0.9	4.9	3.5	0.3	1.7	1.4	0.5	2.3	1.8	0.9	2.6	1.7
建設業	14.8	14.3	10.9	11.3	12.3	8.6	13.7	12.4	9.2	14.7	14.2	11.8
製造業	4.6	5.2	19.7	3.6	4.7	21.1	5.1	5.2	22.7	5.2	5.6	22.0
卸売業、小売業	14.8	12.3	13.1	20.2	15.4	14.3	14.5	13.0	13.1	14.4	12.2	13.3
宿泊業、飲食サービス業	5.5	6.4	3.7	10.0	9.8	6.3	5.1	6.5	3.0	4.7	6.0	3.1
医療、福祉	8.2	8.1	5.9	8.0	8.1	6.3	10.9	10.5	7.6	8.7	9.2	5.8

単位：％

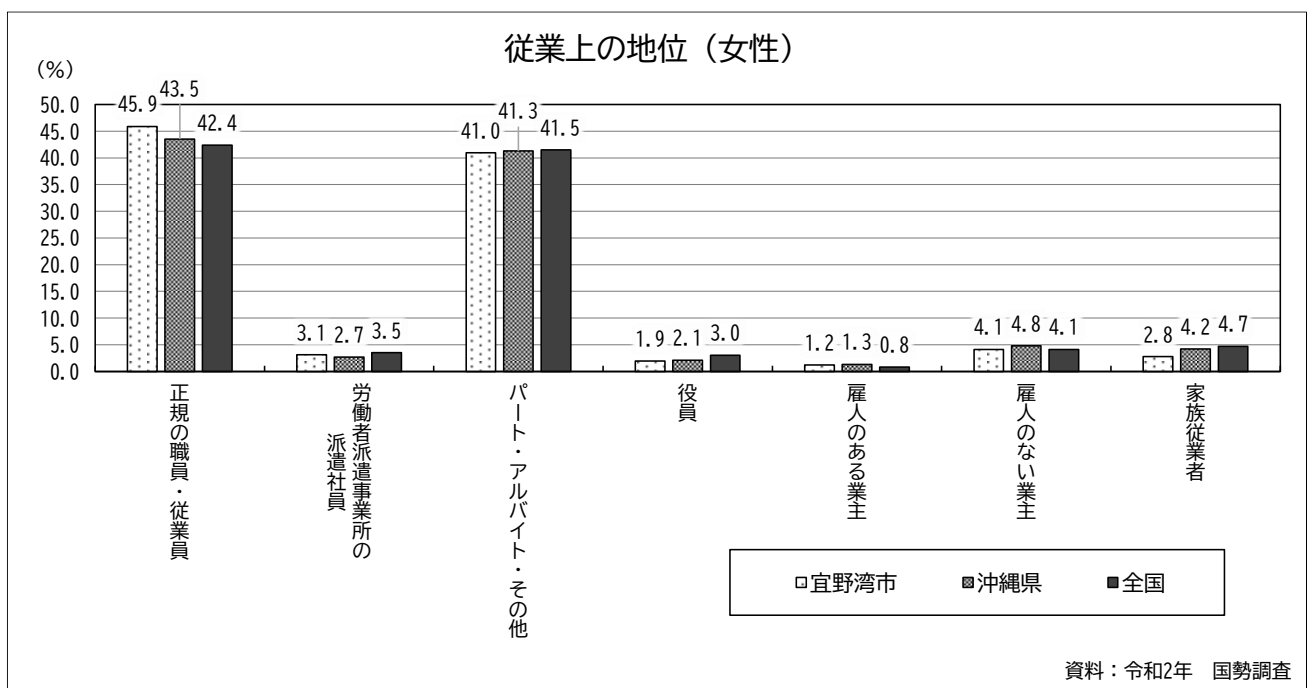
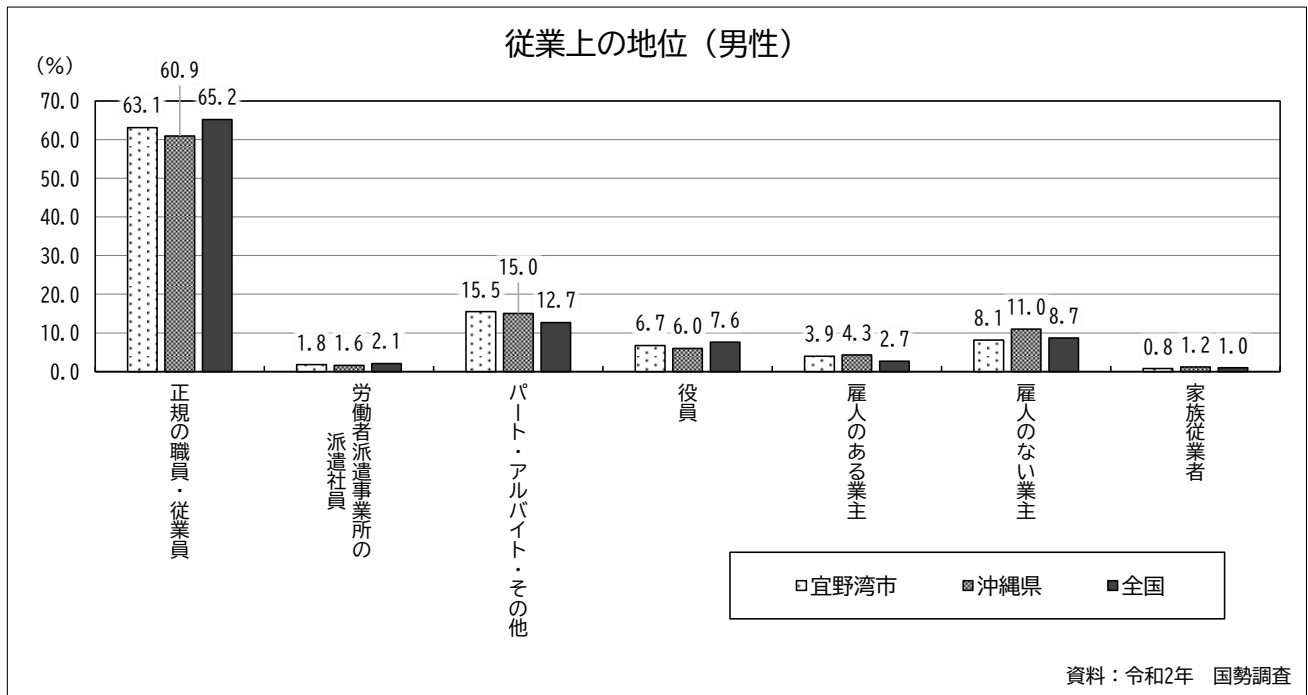
女性	総数			20代			30代			40代		
	宜野湾市	沖縄県	全国	宜野湾市	沖縄県	全国	宜野湾市	沖縄県	全国	宜野湾市	沖縄県	全国
農業、林業	0.3	2.1	2.8	0.2	0.5	0.7	0.3	1.0	1.2	0.2	1.2	1.2
建設業	3.1	2.8	2.8	2.1	1.5	1.9	3.2	2.9	2.7	3.6	3.2	3.3
製造業	4.0	4.0	10.9	3.0	2.7	10.7	3.0	3.3	11.4	3.7	3.9	12.0
卸売業、小売業	18.1	16.3	17.9	21.0	17.5	17.8	17.1	15.0	17.1	17.2	15.4	17.8
宿泊業、飲食サービス業	8.2	10.1	7.4	10.6	12.7	8.7	6.2	7.8	5.7	6.5	7.7	6.3
医療、福祉	23.5	24.5	22.1	22.9	23.7	22.1	26.1	26.1	24.1	23.0	25.6	23.4

資料：令和2年 国勢調査

④従業上の地位

従業上の地位をみると、本市の男性では、「正規の職員・従業員」の割合が63.1%と最も高く、次いで「パート・アルバイト・その他」が15.5%、「雇人のいない業主」が8.1%となっており、他の従業上の地位は10%以下となっています。また、沖縄県平均及び全国平均と比較すると、「正規の職員・従業員」の割合は、沖縄県平均に比べ高いものの、全国平均に比べ低い状況となっています。

女性においても、「正規の職員・従業員」の割合が45.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト・その他」が41.0%、他の従業上の地位は5%以下となっています。また、沖縄県平均及び全国平均と比較すると、「正規の職員・従業員」の割合が高くなっています。



(3) 婚姻・離婚やひとり親世帯の状況

①婚姻・離婚の動向

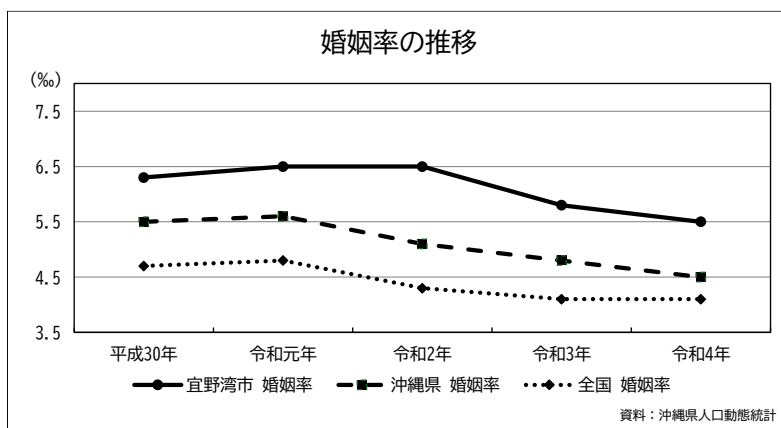
婚姻率（人口千対）は、令和元年及び2年の6.5%をピークに減少傾向が続き、令和4年は5.5%で547件となっています。沖縄県や全国と比較すると、すべての年において高い値を示しています。

離婚率（人口千対）は、令和4年は2.47%で244件となっています。全国と比較すると、いずれの年においても高い値となっており、沖縄県と比較してもやや高い傾向となっています。

婚姻率の推移 (単位：%)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宜野湾市	婚姻率	6.3	6.5	6.5	5.8	5.5
	婚姻件数	608	631	645	572	547
沖縄県	婚姻率	5.5	5.6	5.1	4.8	4.5
全国	婚姻率	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1

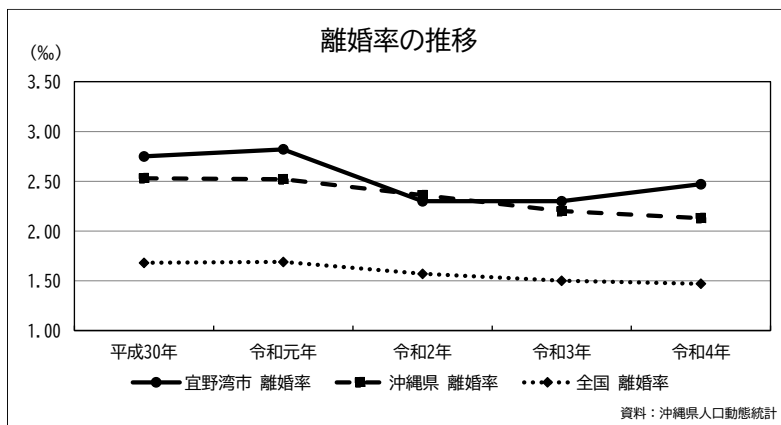
資料：沖縄県人口動態統計



離婚率の推移 (単位：%)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宜野湾市	離婚率	2.75	2.82	2.30	2.30	2.47
	離婚件数	264	272	227	227	244
沖縄県	離婚率	2.53	2.52	2.36	2.20	2.13
全国	離婚率	1.68	1.69	1.57	1.50	1.47

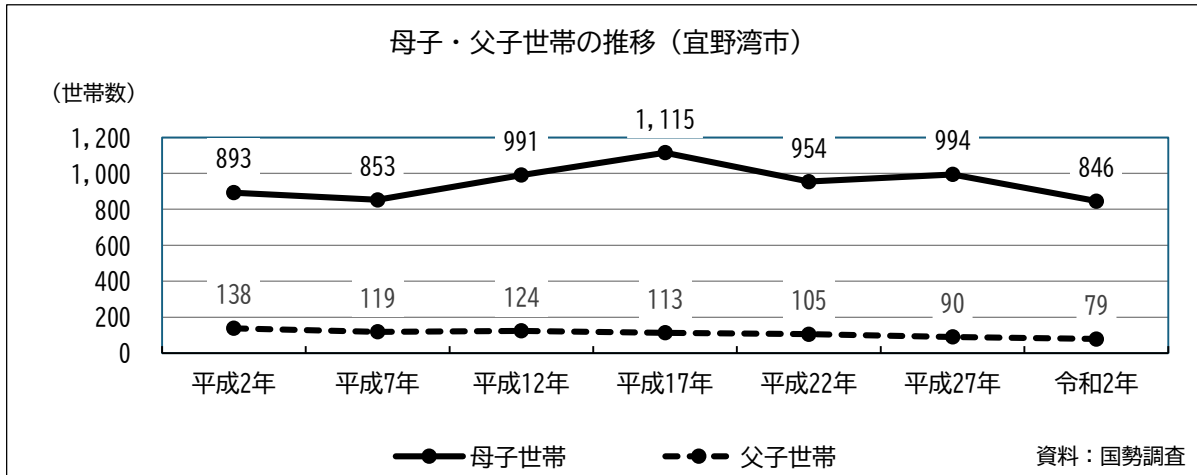
資料：沖縄県人口動態統計



②ひとり親世帯の推移

母子・父子世帯の推移をみると、令和2年は母子世帯が846世帯、父子世帯が79世帯となっています。本市の一般世帯（家族類型「不詳」を含む44,163世帯）のうち、母子世帯は1.9%、父子世帯は0.18%を占めています。

推移をみると、母子世帯は増減を繰り返していますが、令和2年は減少し、平成2年以降最も少なくなっています。また、父子世帯については減少傾向が続いています。



※国勢調査では、児童扶養手当受給者であっても、他の世帯員が同居している場合は母子・父子世帯に含まれません。

③児童扶養手当受給者の推移

令和5年度の児童扶養手当受給者は1,548人で、その内訳は母子世帯が9割以上、父子世帯が1割以下となっています。

令和元年度からの推移をみると、受給者数は1,600人前後で増減を繰り返しています。

児童扶養手当受給者の推移

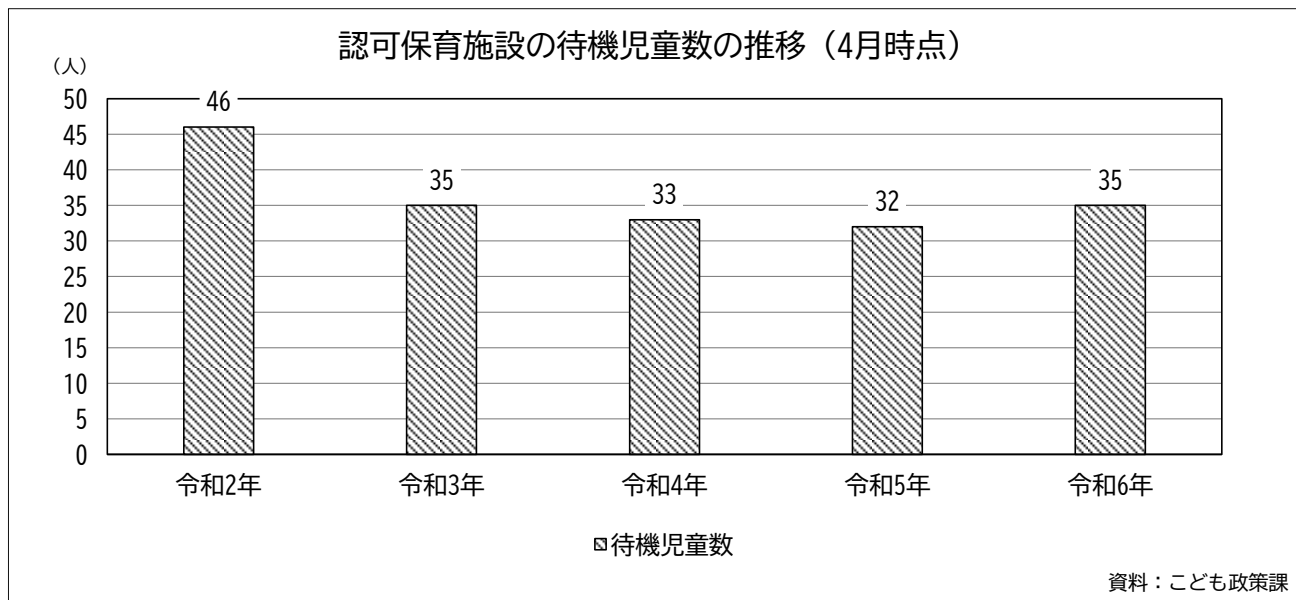
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数（人）	1,562	1,567	1,611	1,573	1,548
母子世帯 （養育者世帯含む）	1,439	1,456	1,496	1,458	1,435
	92.1%	92.9%	92.9%	92.7%	92.7%
父子世帯	123	111	115	115	113
	7.9%	7.1%	7.1%	7.3%	7.3%

資料：令和6年度版宜野湾市福祉保健の概要

(4) その他の子ども・若者や子育てに関する状況

①認可保育施設の待機児童数

認可保育施設における待機児童数をみると、令和2年から3年にかけて11人減少しましたが、令和3年以降は横ばいにて推移しています。保育ニーズに対する利用定員数（整備量）は上回っていますが、保育士不足等により待機児童の解消には至っていない状況です。

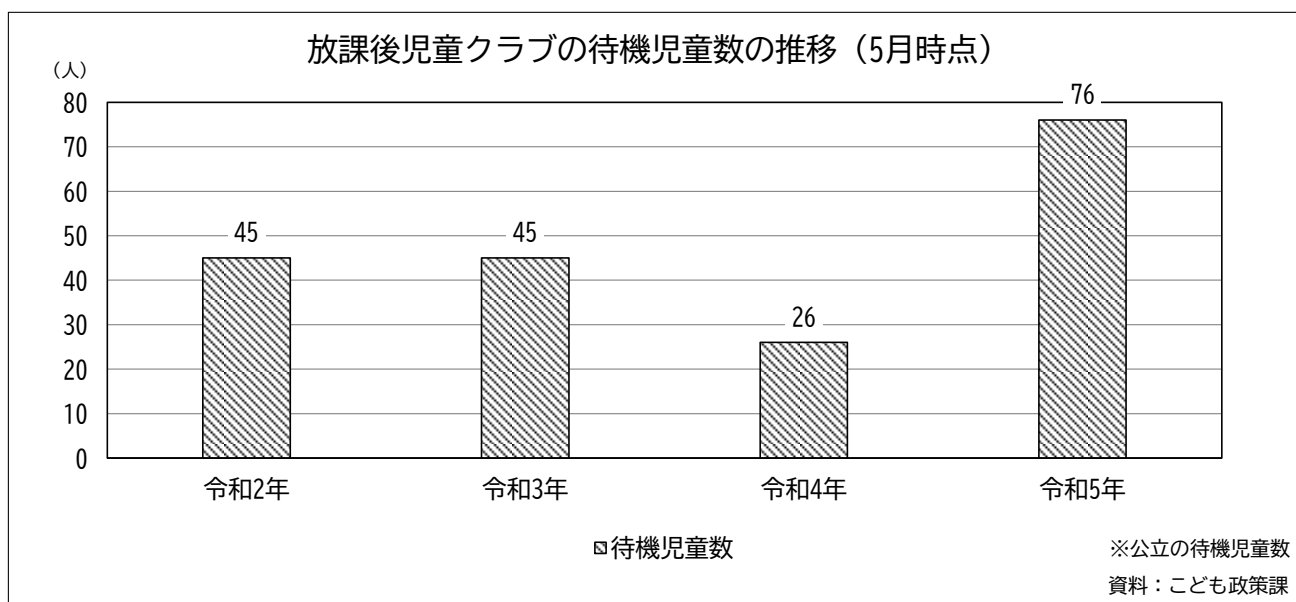


【待機児童数とは】

入所要件に該当するにも関わらず、保育所に入所していない児童数のこと。ただし、入所可能な保育所があり、案内されても特定の保育所を希望する場合は待機児童から除く等、国の定めた定義に基づき算出する。

②放課後児童クラブの待機児童数

放課後児童クラブにおける待機児童数をみると、増減を繰り返しながら推移しています。地域ニーズのマッチング等の理由により待機児童の解消には至っていない状況です。



③障害者手帳交付状況

障害者手帳の交付状況をみると、身体が横ばい傾向、知的と精神は増加傾向にあります。全体に占める18歳未満の手帳交付状況をみると、身体は2～3%、知的は30%程度、精神は3%程度となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

障害者手帳交付状況

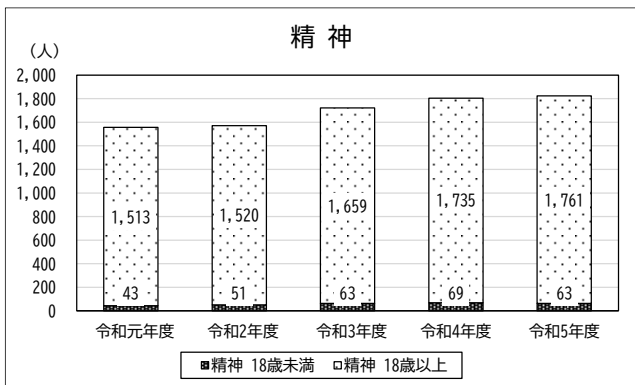
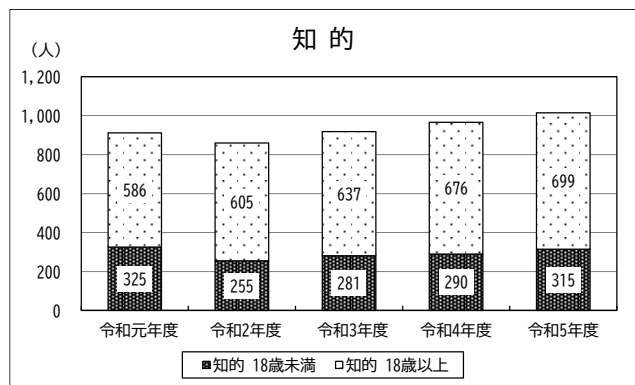
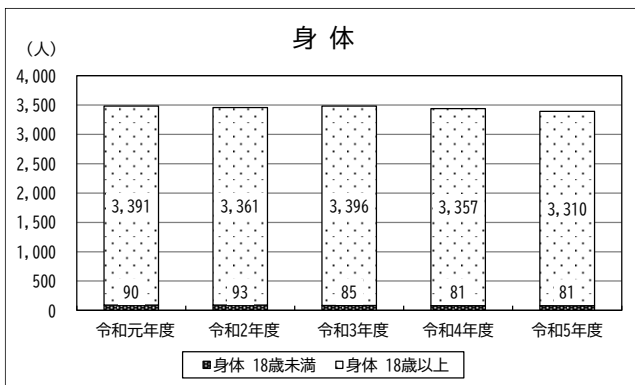
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体	18歳未満	90	93	85	81	81
	(全体に占める割合)	2.6%	2.7%	2.4%	2.4%	2.4%
	18歳以上	3,391	3,361	3,396	3,357	3,310
	合計	3,481	3,454	3,481	3,438	3,391
知的	18歳未満	325	255	281	290	315
	(全体に占める割合)	35.7%	29.7%	30.6%	30.0%	31.1%
	18歳以上	586	605	637	676	699
	合計	911	860	918	966	1,014
精神	18歳未満	43	51	63	69	63
	(全体に占める割合)	2.8%	3.2%	3.7%	3.8%	3.5%
	18歳以上	1,513	1,520	1,659	1,735	1,761
	合計	1,556	1,571	1,722	1,804	1,824

身体…身体障害者手帳交付者

知的…療育手帳交付者

精神…精神障害者保健福祉手帳交付者

資料：令和6年度版 宜野湾市福祉保健の概要



④中学校・高校卒業後の生徒の進路状況

中学校卒業後の進路をみると、令和5年3月卒業の生徒の高等学校進学率は97.3%で、沖縄県平均（97.5%）及び全国平均（98.7%）とほぼ同水準です。

高等学校卒業後の進路をみると、令和5年3月卒業の生徒の大学進学率は53.9%と、初めて50%を超え、沖縄県平均（46.3%）と比較して高い水準となっています。一方で、全国平均（60.8%）と比較すると、低い水準となっています。

中学卒業後の進路状況

区分		卒業者 総数	高等学校等 進学者	専修学校等 進・入学者	公共職業能 力開発施設 等入学者	就職者	左記以外 の者	高等学校等 進学率 (%)	卒業者に占 める就職者 の割合(%)
年度									
宜野湾市	令和元年3月卒	977	942	10	-	1	24	96.4	0.1
	令和2年3月卒	950	914	1	1	15	19	96.2	1.1
	令和3年3月卒	933	906	5	2	7	13	97.1	0.5
	令和4年3月卒	983	973	2	-	2	6	99.0	0.1
	令和5年3月卒	962	936	1	1	7	17	97.3	0.5
沖縄県（令和5年3月卒）		16,506	16,088	66	9	108	235	97.5	0.5
全国（令和5年3月卒）		1,079,596	1,065,592	3,836	154	1,812	8,141	98.7	0.2

高等学校卒業後の進路状況

区分		卒業者 総数	大学等 進学者	専修学校 (専門課程) 進学者	専修学校 (一般課程)等 入学者	公共職業能 力開発施設 等入学者	就職者	一時的な 仕事に 就いた者	左記以外 の者	大学等 進学率 (%)	卒業者に占 める就職者 の割合(%)
年度											
宜野湾市	令和元年3月卒	861	373	216	3	7	88	5	169	43.3	10.2
	令和2年3月卒	877	404	155	66	9	87	-	156	46.1	11.6
	令和3年3月卒	869	380	159	90	8	73	-	159	43.7	8.4
	令和4年3月卒	868	424	159	98	14	47	-	126	48.8	5.4
	令和5年3月卒	822	443	117	89	9	50	-	114	53.9	6.1
沖縄県（令和5年3月卒）		13,628	6,307	3,422	282	265	1,861	-	1,490	46.3	13.5
全国（令和5年3月卒）		962,009	584,465	155,916	33,816	5,128	139,571	-	43,058	60.8	14.2

※「一時的な仕事に就いた者」は令和2年以降項目になし

資料：学校基本調査

⑤要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率

要保護児童生徒数をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度については平成26年度以降最も少ない131人となっています。一方で、準要保護児童生徒数をみると、平成28年度から平成29年度にかけて大きく増加して以降2,000人以上にて推移しており、令和5年度については令和元年度以降最も多い2,229人となっています。要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計は2,360人、就学援助率は24.8%と、令和元年度以降最も高い数値となっています。

就学援助率について、沖縄県と比較するとやや高い水準で推移しており、全国と比較すると10%程度高い水準で推移しています。

要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
宜野湾市	要保護及び準要保護児童生徒数	要保護児童生徒数(a)	165	183	168	190	199	179	160	172	162	131
		準要保護児童生徒数(b)	1,798	1,810	1,853	2,271	2,468	2,133	2,049	2,162	2,149	2,229
		要保護・準要保護児童生徒数合計(c)=(a)+(b)	1,963	1,993	2,021	2,461	2,667	2,312	2,209	2,334	2,311	2,360
	公立小中学校児童生徒数(d)	9,187	9,231	9,292	9,307	9,399	9,393	9,458	9,503	9,524	9,505	
就学援助率	要保護児童生徒数(a)/(d)	1.8%	2.0%	1.8%	2.0%	2.1%	1.9%	1.7%	1.8%	1.7%	1.4%	
	準要保護児童生徒数(b)/(d)	19.6%	19.6%	19.9%	24.4%	26.3%	22.7%	21.7%	22.8%	22.6%	23.5%	
	要保護・準要保護児童生徒数合計(c)/(d)	21.4%	21.6%	21.7%	26.4%	28.4%	24.6%	23.4%	24.6%	24.3%	24.8%	
沖縄県	就学援助率	要保護児童生徒数(a)/(d)	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	-
		準要保護児童生徒数(b)/(d)	18.5%	18.9%	20.0%	22.1%	23.4%	22.9%	22.8%	22.7%	22.5%	-
		要保護・準要保護児童生徒数合計(c)/(d)	20.2%	20.4%	21.6%	23.6%	24.8%	24.2%	24.1%	24.0%	23.6%	-
全国	就学援助率	要保護児童生徒数(a)/(d)	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	-
		準要保護児童生徒数(b)/(d)	13.9%	13.8%	13.7%	13.6%	13.5%	13.4%	13.4%	13.2%	13.0%	-
		要保護・準要保護児童生徒数合計(c)/(d)	15.4%	15.2%	15.0%	15.0%	14.7%	14.5%	14.4%	14.2%	14.0%	-

※沖縄県及全国の令和5年度数値は未公表

資料：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

2. アンケート調査結果等の概要

本計画の策定にあたり、本市の子ども・子育て家庭の実態や施策ニーズを把握するため、以下の調査を実施しました。

調査名	調査概要
(1) 子ども・子育てに関する ニーズ調査	調査対象者：宜野湾市内在住の就学前児童の保護者 調査手法：郵送での配布回収（住民基本台帳より無作為抽出） 調査期間：令和5年11月20日～令和5年12月20日 配布件数：3,500件 回収件数：1,723件（回収率：49.2%）
	調査対象者：宜野湾市内の小学校児童の保護者（全54クラス） 調査手法：市内9小学校の各学年1クラスの児童に対して学校経由で配布回収（WEB 併用） 調査期間：令和5年11月20日～令和5年12月15日 配布件数：1,700件 回収件数：1,041件（回収率：61.2%）
(2) 子ども未来応援計画 策定に係るアンケート 調査	調査対象者：宜野湾市立小学校・中学校に通う、小学5年生・中学2年生及びその保護者 調査手法：各学校の在籍児童生徒数に応じ、1～3クラスを対象に、学校経由で調査票を配布回収（WEB 併用） 調査期間：令和5年11月20日～令和5年12月15日 配布件数：＜小学5年生＞450件＜中学2年生＞400件 ＜小学5年生保護者＞450件＜中学2年生保護者＞400件 回収件数：＜小学5年生＞342件（回収率：76.0%） ＜中学2年生＞297件（回収率：74.3%） ＜小学5年生保護者＞224件（回収率：49.8%） ＜中学2年生保護者＞181件（回収率：45.3%）
	調査対象者：宜野湾市内在住の令和5年度に17歳になる子ども及びその保護者 調査手法：郵送での配布回収（住民基本台帳より無作為抽出）（WEB 併用） 調査期間：令和5年11月20日～令和5年12月20日 配布件数：＜17歳＞500件＜17歳保護者＞500件 回収件数：＜17歳＞106件（回収率：21.2%） ＜17歳保護者＞120件（回収率：24.0%）
(3) ひとり親家庭自立促進 計画 策定に係るアンケート 調査	調査対象者：宜野湾市内在住の児童扶養手当等受給者 調査手法：現況届等の通知にアンケート調査票を同封し、紙に記入して提出（WEB 併用） 調査期間：令和5年7月14日～令和5年9月29日 配布件数：1,622件 回収件数：1,122件（回収率：69.2%）

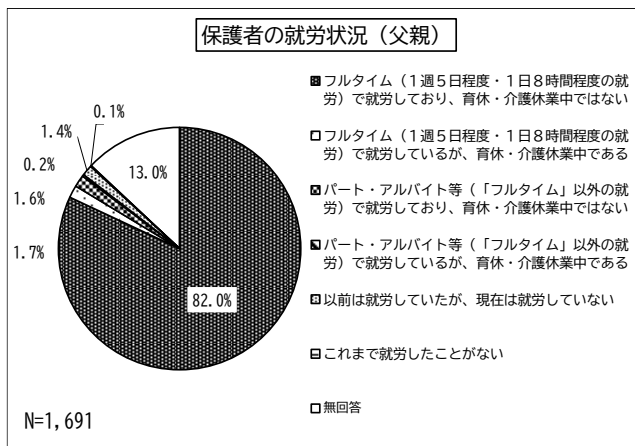
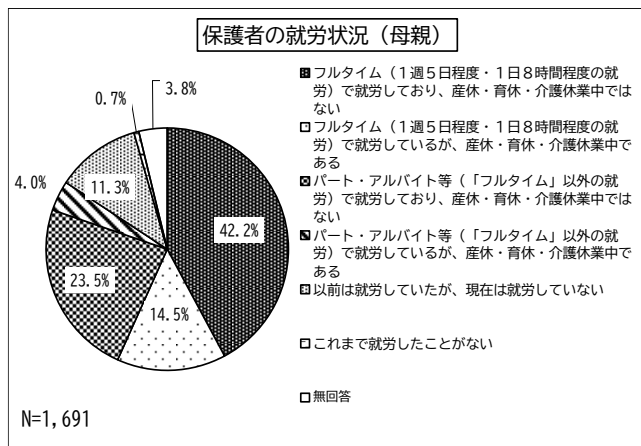
(1) 子ども・子育てに関するニーズ調査

①保護者の就労状況

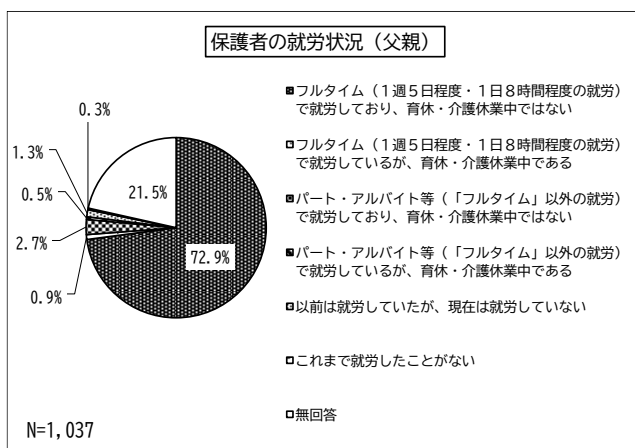
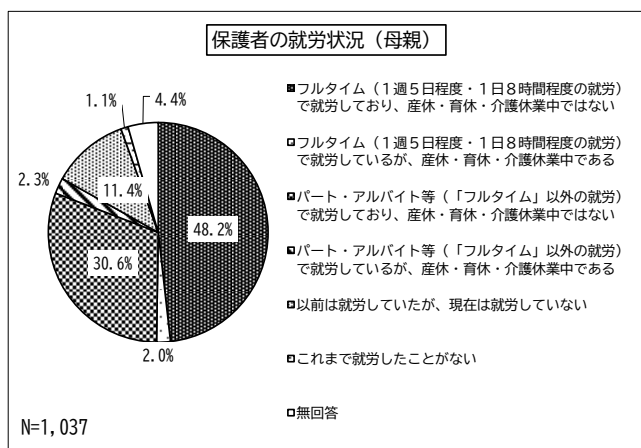
母親の就労状況についてみると、就学前、小学生ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も高く、それぞれ、42.2%、48.2%となっています。

父親の就労状況についてみると、就学前、小学生ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が最も高く、それぞれ、82.0%、72.9%となっています。

【就学前】



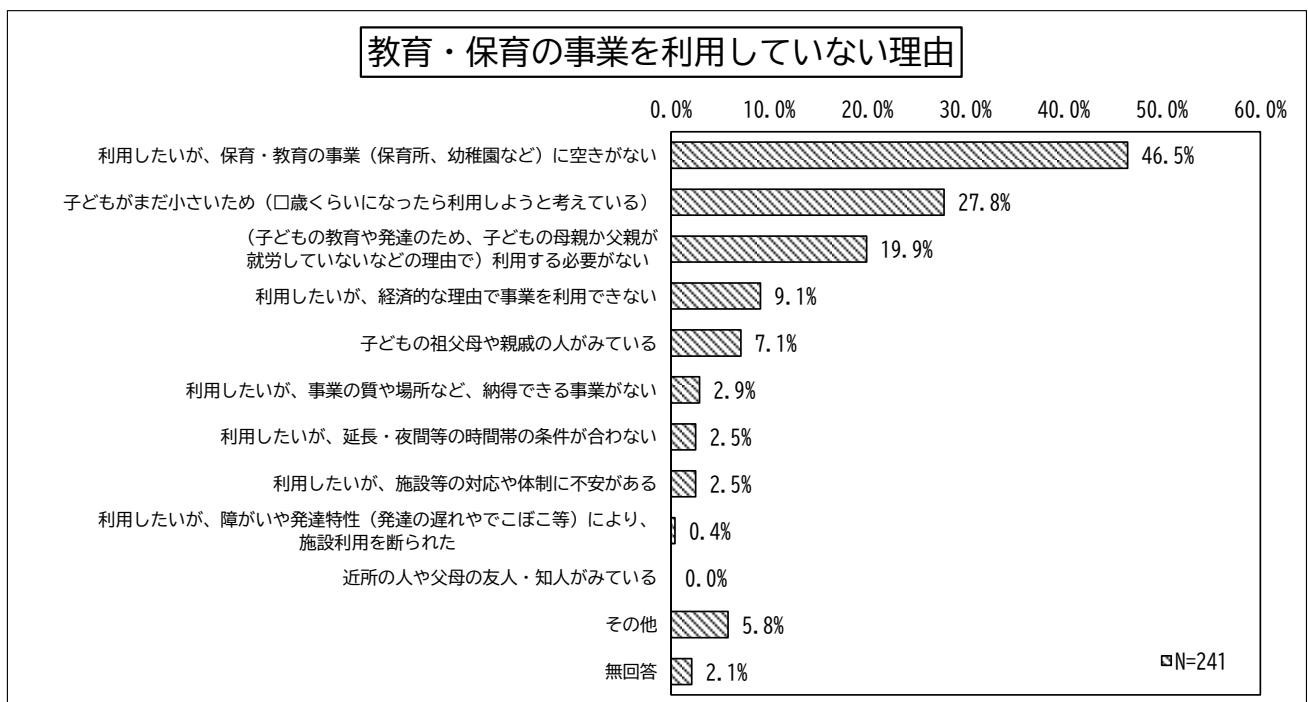
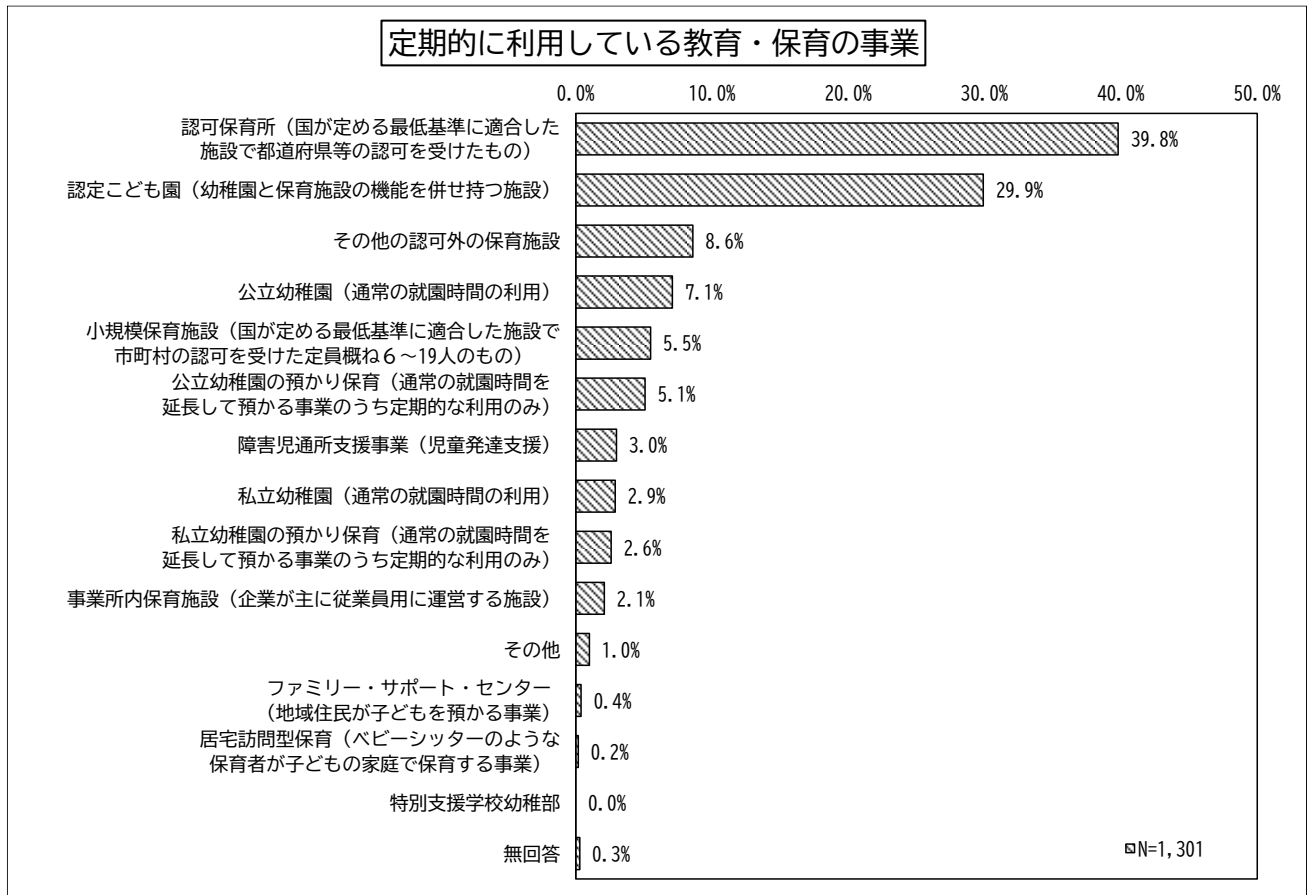
【小学生】



②平日の定期的な教育・保育の利用状況について（就学前のみ）

定期的な教育・保育の利用状況についてみると、「認可保育所」の割合が39.8%と最も高く、「認定こども園」が29.9%と続いています。

教育・保育サービスを利用していない理由については、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」の割合が46.5%と最も高くなっています。

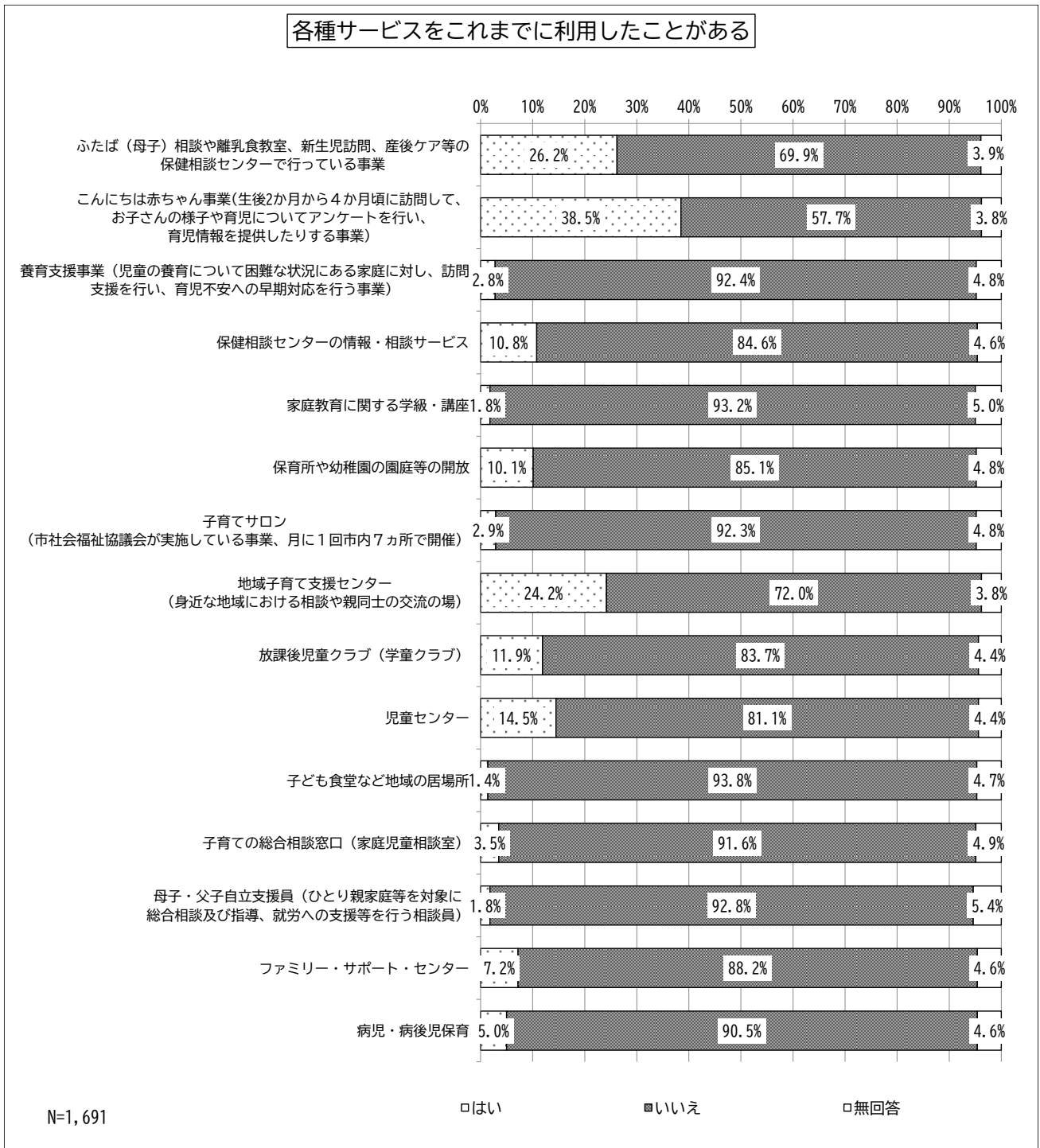


③地域の子育て支援事業の各種利用状況

地域の子育て支援事業の各種利用状況についてみると、利用したことがある人の割合（「はい」と回答した割合）は、就学前では「こんにちは赤ちゃん事業」（38.5%）の割合が最も高く、次いで「ふたば（母子）相談や離乳食教室、新生児訪問、産後ケア等の保健相談センターで行っている事業」（26.2%）、「地域子育て支援センター」（24.2%）となっています。

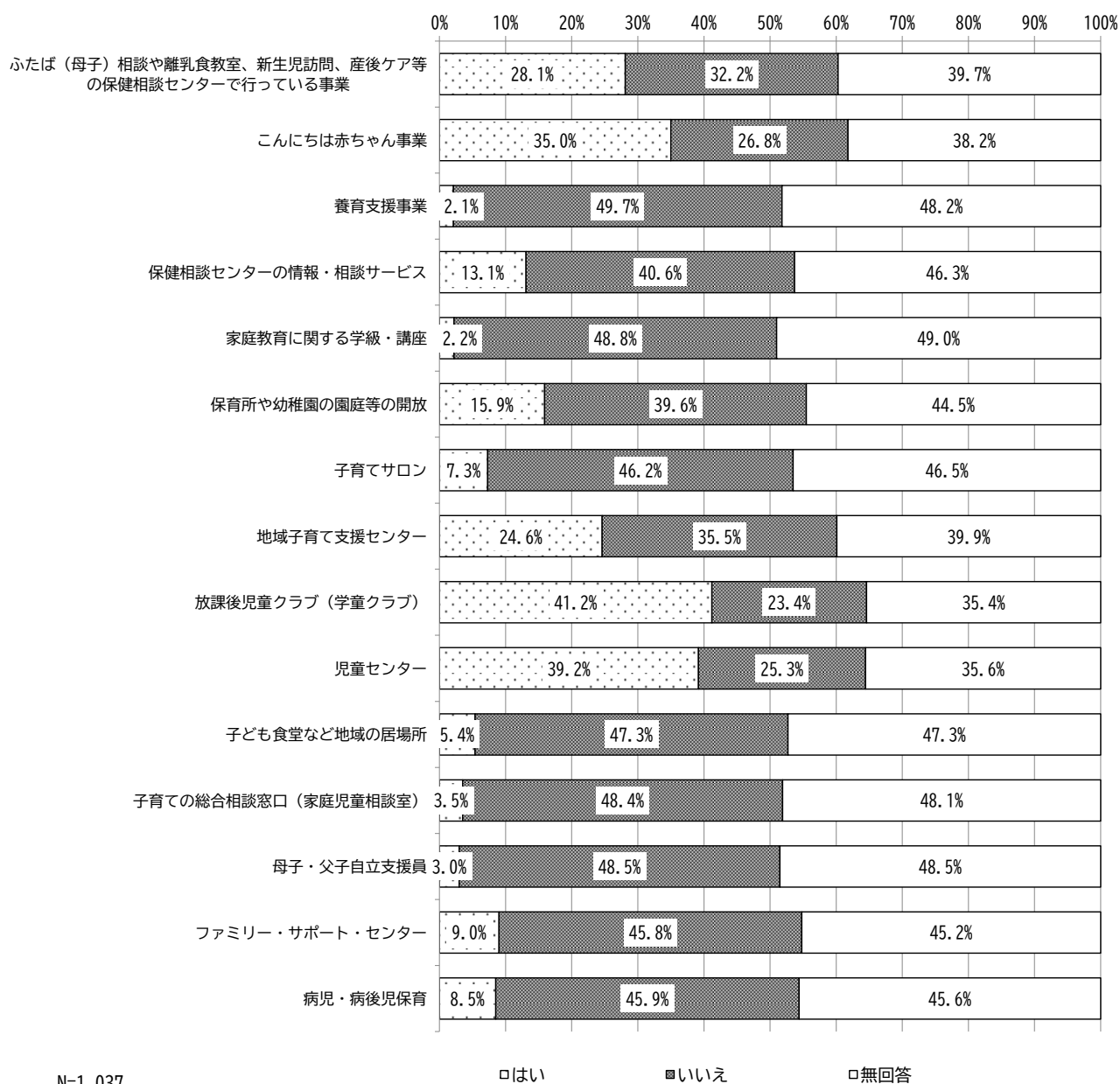
小学生では、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」（41.2%）や「児童センター」（39.2%）でそれぞれ4割前後と高くなっています。

【就学前】



【小学生】

各種サービスをこれまでに利用したことがある

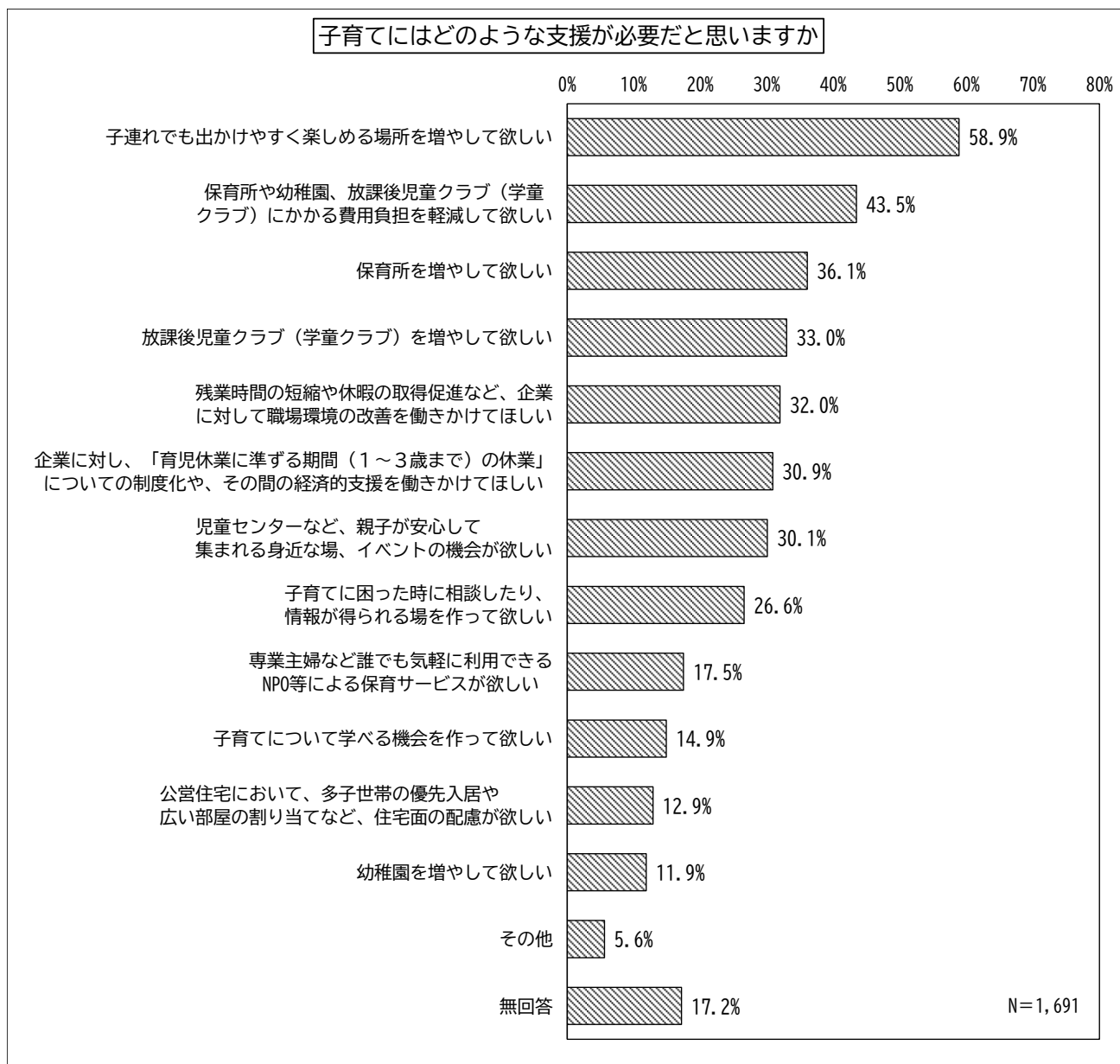


④子育てに必要なと思う支援

子育てに必要なと思う支援についてみると、就学前・小学生ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」（就学前：58.9%、小学生：52.8%）の割合が最も高く、次いで「保育所や幼稚園、放課後児童クラブ（学童クラブ）にかかる費用負担を軽減して欲しい」（就学前：43.5%、小学生：41.3%）の割合が高く、上位2位にあがっています。

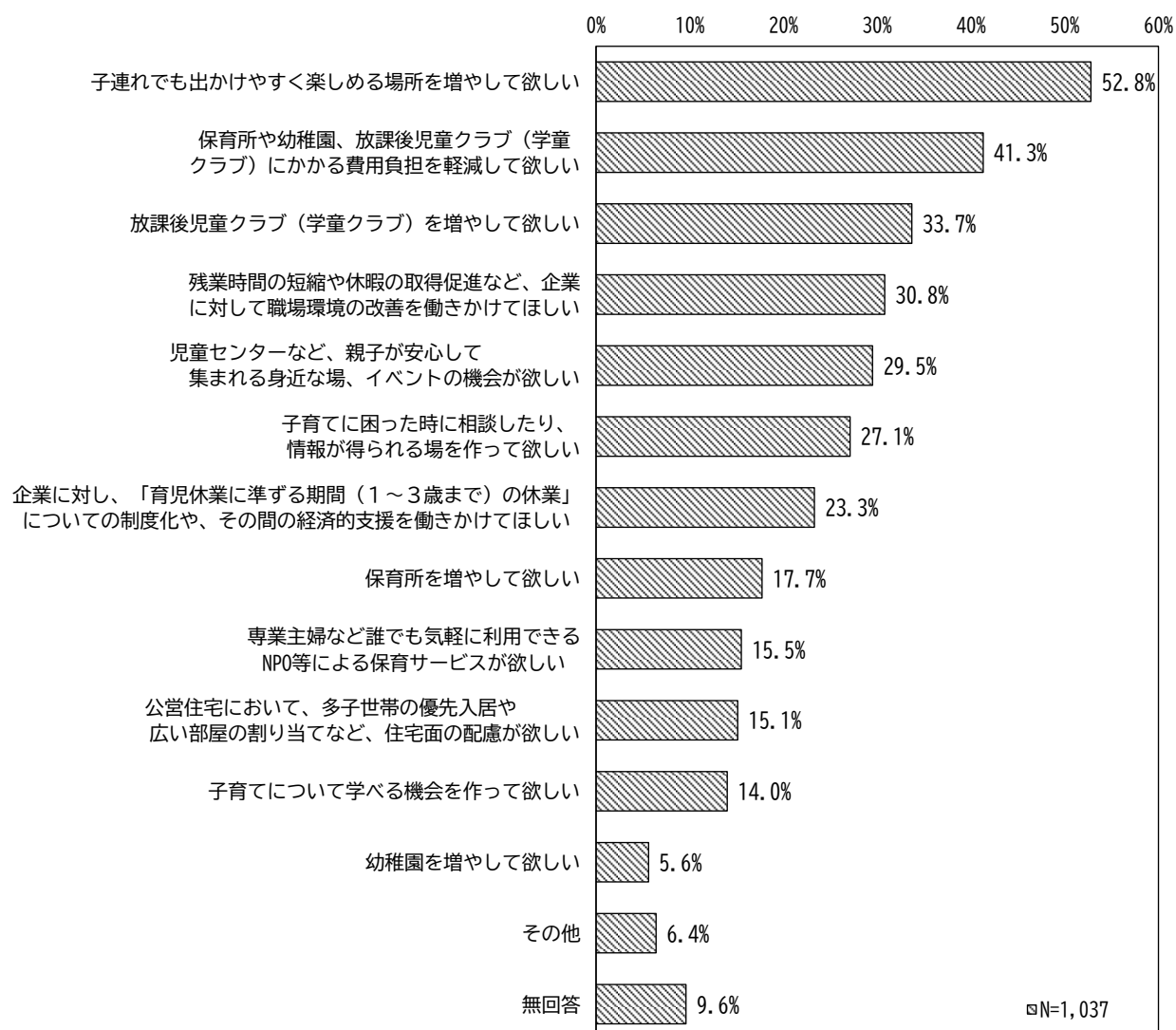
また、それぞれ続く上位3位には、就学前では「保育所を増やして欲しい」（36.1%）、小学生では「放課後児童クラブ（学童クラブ）を増やして欲しい」（33.7%）があがっており、保育所等の就学前の教育・保育や放課後の児童の居場所のさらなる拡充が望まれていることがわかります。

【就学前】



【小学生】

子育てにはどのような支援が必要だと思うか



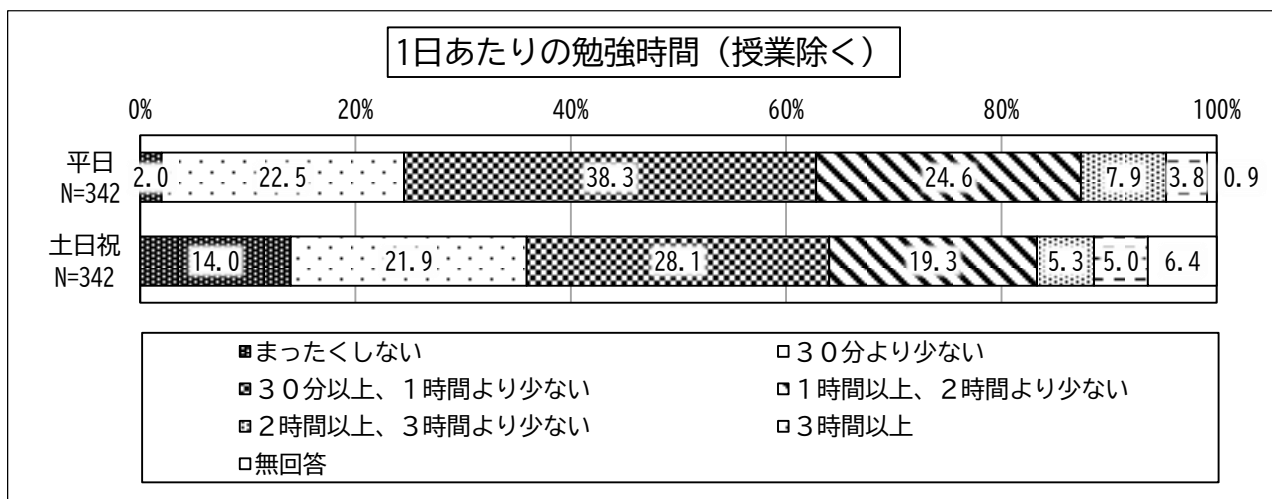
(2) 子ども未来応援計画策定に係るアンケート調査

①1日あたりの勉強時間

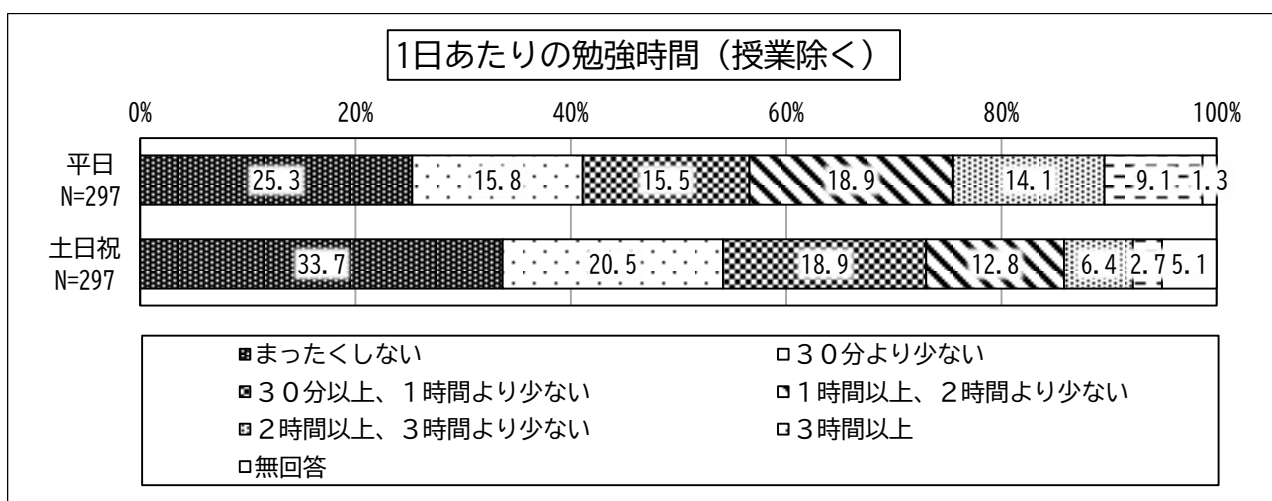
授業以外での1日あたりの勉強時間についてみると、小学5年生では平日、土日祝ともに「30分以上、1時間より少ない」の割合が最も高く、平日の方が土日祝と比べて勉強時間が長い傾向にあります。

中学2年生では平日、土日祝ともに「まったくしない」の割合が最も高く、勉強時間の確保や勉強できる環境の整備が課題と考えられます。また、小学5年生と同様に平日の方が土日祝と比べて勉強時間が長い傾向にあります。

【小学5年生（本人）】



【中学2年生（本人）】



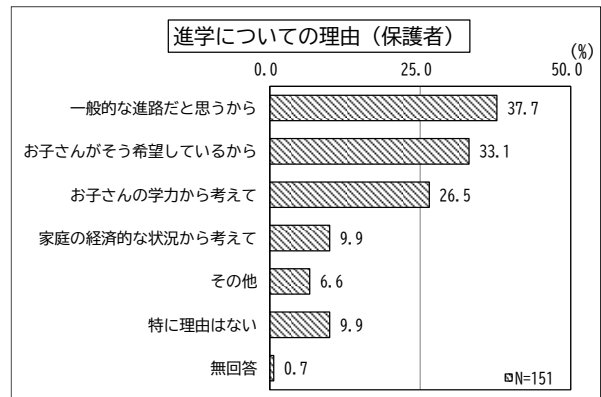
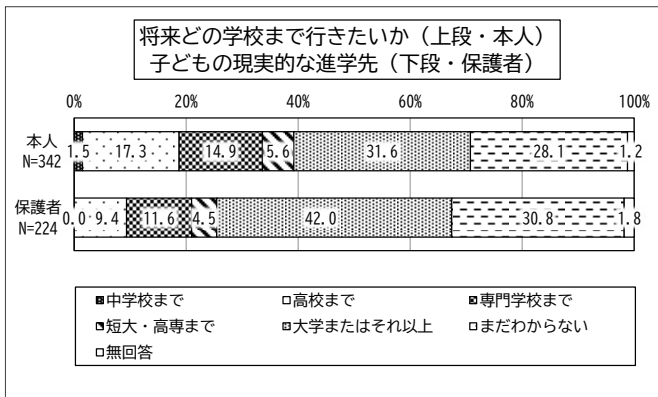
②進学に関する状況

児童生徒本人の進学の希望と保護者が考える現実的な進学先についてみると、小学5年生、中学2年生ともに、児童生徒本人の方が保護者と比べて、「中学校まで」、「高校まで」、「専門学校まで」、「短大・高専まで」の割合が高く、「大学またはそれ以上」の割合については、保護者の方が高くなっています。

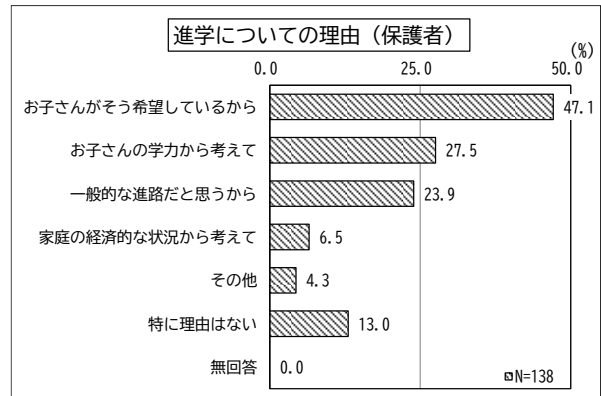
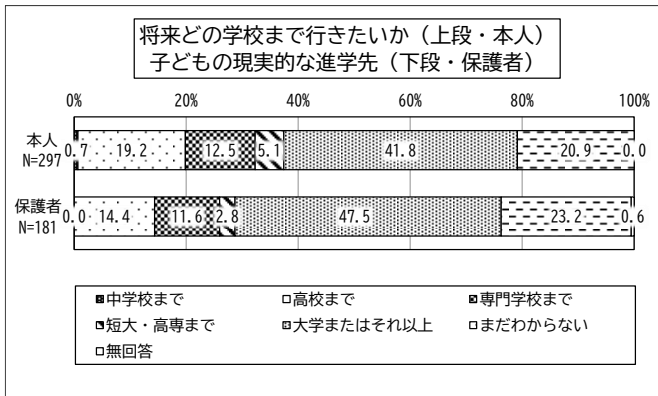
保護者が考える進学先の理由についてみると、小学5年生では「一般的な進路だと思うから」の割合が最も高く、中学2年生では「お子さんがそう希望しているから」の割合が最も高くなっています。

一方で、「家庭の経済的な状況から考えて」を理由としてあげている人の割合は、小学5年生では9.9%、中学2年生では6.5%となっています。

【小学5年生（本人・保護者）】



【中学2年生（本人・保護者）】

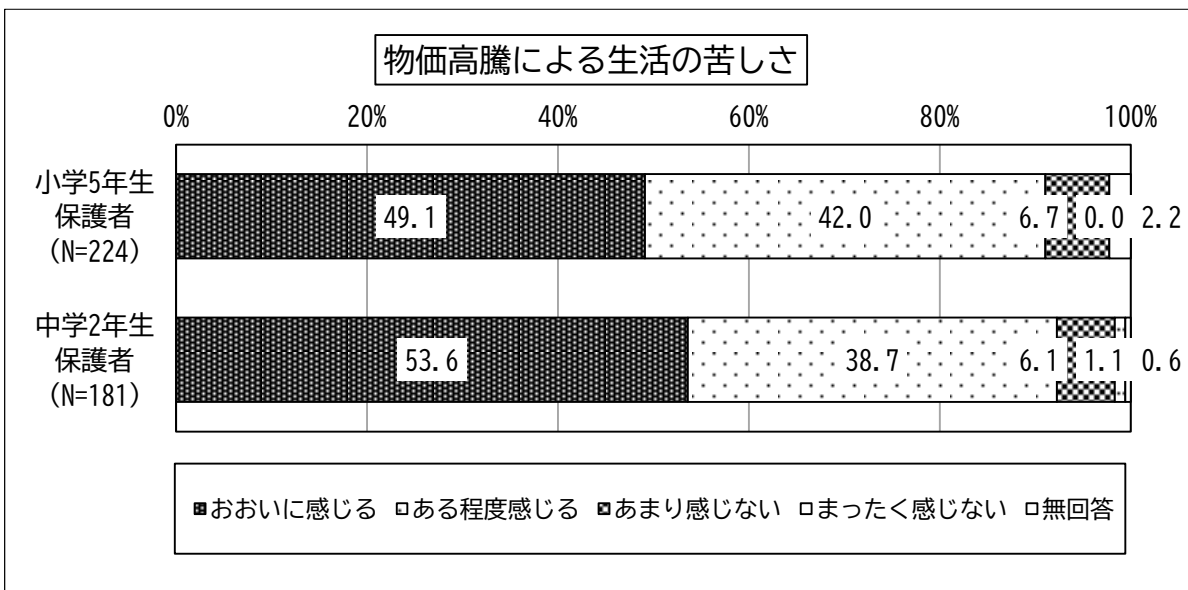
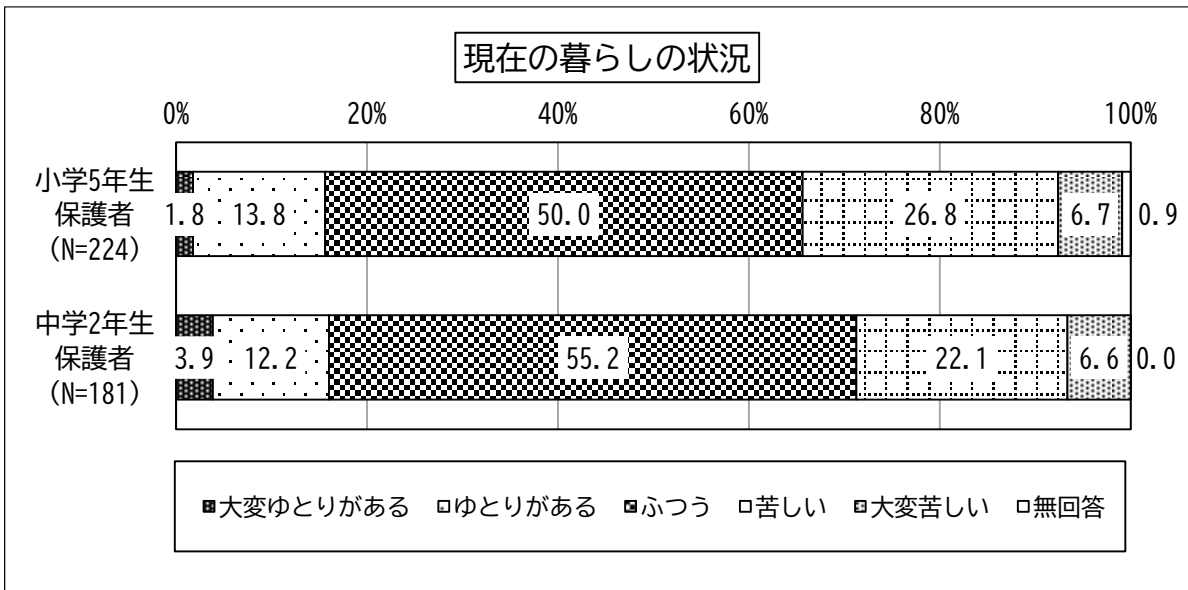


③暮らしの状況

現在の暮らしの状況についてみると、小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに、「ふつう」の割合が最も高く、それぞれ、50.0%と55.2%となっています。また、「苦しい」と「大変苦しい」を合計した割合は、小学5年生保護者では33.5%、中学2年生保護者では28.7%と、3割程度が生活の苦しさを感じていることが分かります。

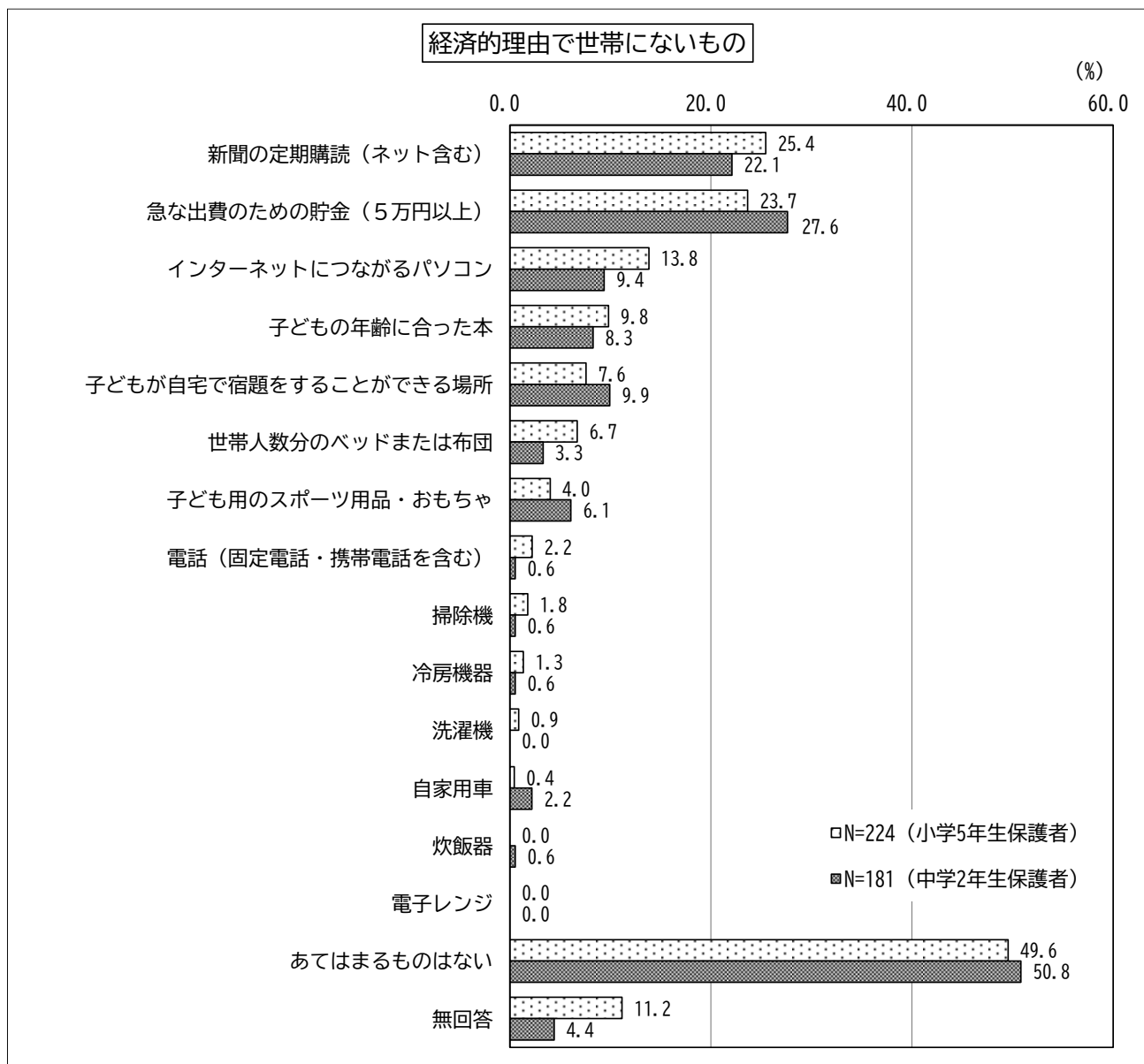
物価高騰による生活の苦しさについてみると、小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに、「おおいに感じる」の割合が最も高く、それぞれ、49.1%と53.6%となっています。また、「おおいに感じる」と「ある程度感じる」を合計した割合は、小学5年生保護者では91.1%、中学2年生保護者では92.3%と、大半の人が物価高騰による生活の苦しさを感じていることが分かります。

【小学5年生（保護者）・中学2年生（保護者）】



経済的理由で世帯にないものについてみると、小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに「あてはまるものはない」の割合が50%程度を占めているものの、「新聞の定期購読（ネット含む）」や「急な出費のための貯金（5万円以上）」ができていないとの回答もそれぞれ20%を超えています。

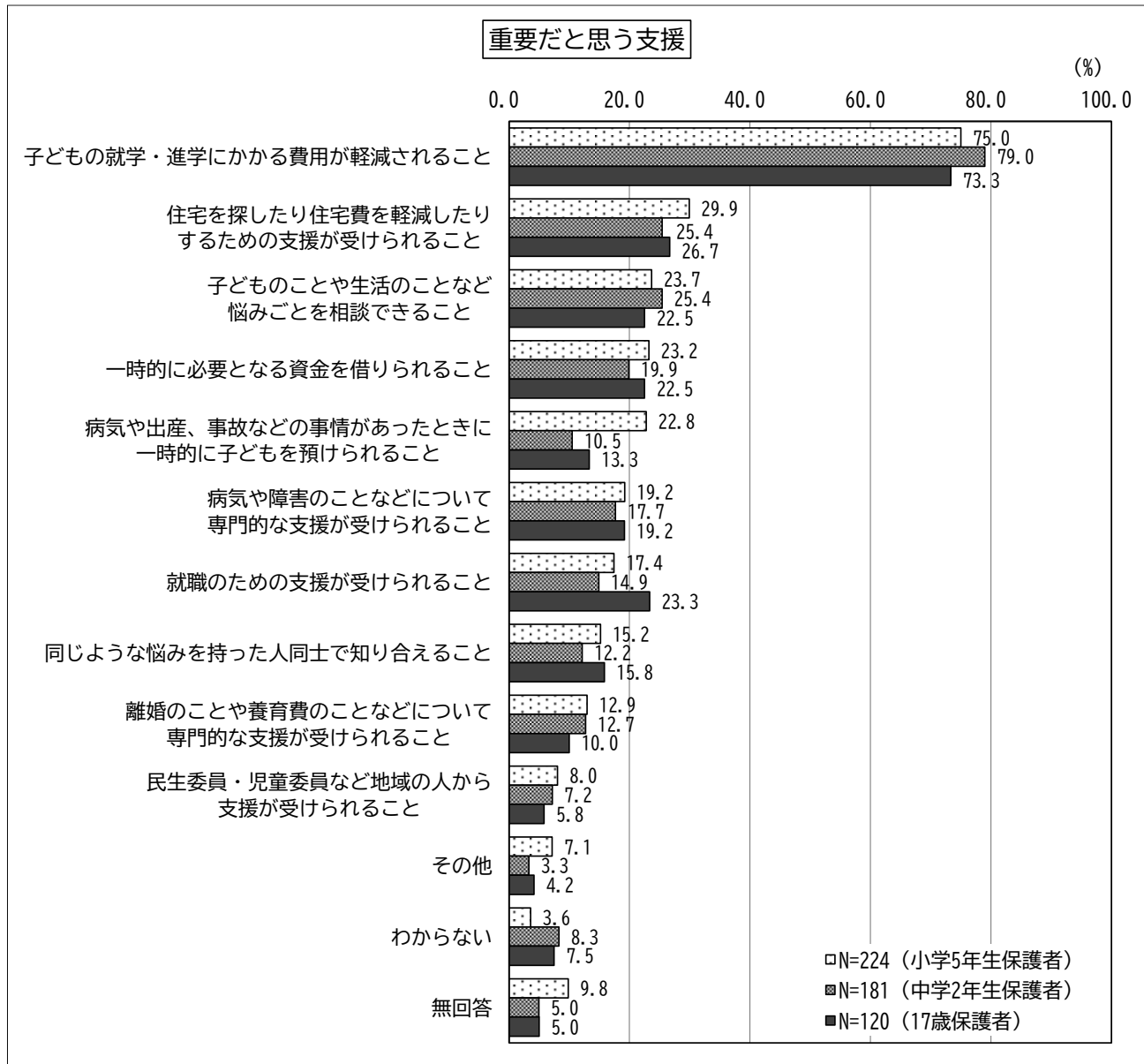
【小学5年生（保護者）・中学2年生（保護者）】



④重要だと思う支援

重要だと思う支援についてみると、小学5年生保護者、中学2年生保護者、17歳保護者ともに、「子どもの就学・進学にかかる費用が軽減されること」の割合がそれぞれ7割を超えて突出して高くなっています。

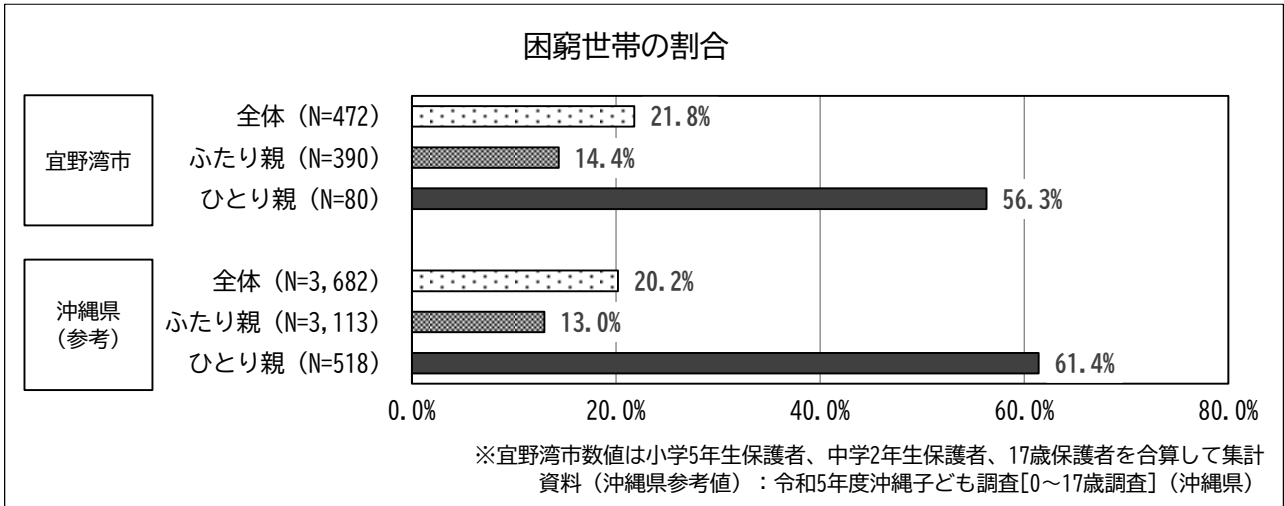
【小学5年生（保護者）・中学2年生（保護者）・17歳（保護者）】



⑤ 困窮世帯の割合

困窮世帯の割合についてみると、21.8%が困窮世帯に該当しており、特にひとり親世帯では56.3%と非常に高い水準となっています（小学5年生保護者、中学2年生保護者、17歳保護者を合算して集計）。また、沖縄県と比較すると、全体及びふたり親ではやや高く、ひとり親では5.1ポイント低い結果となっています。

【小学5年生（保護者）・中学2年生（保護者）・17歳（保護者）】



※ 困窮世帯割合の算出方法

困窮世帯割合の算出においては、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金や社会保険料の額を差し引いた手取り収入）を世帯人数の平方根で割って調整した所得）を算出し、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯を困窮世帯としています。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額を言いますが、本調査では、令和5年度沖縄子ども調査と同じく、厚生労働省の「2022年国民生活基礎調査」における貧困線である127万円に、物価高騰の影響を考慮し、消費者物価指数の変動から算出された係数（1.0250）を乗じた130万円を貧困線としています。

等価可処分所得 = 可処分所得（収入 - 税金・社会保険料等） ÷ 世帯人数の平方根

等価可処分所得 < 130万円の場合、困窮世帯に該当

区分の名称	貧困線をベースにした額	(参考) 4人世帯の場合の年収
困窮世帯	130万円未満	年収260万円未満
一般世帯	130万円以上	年収260万円以上

(3) ひとり親家庭自立促進計画策定に係るアンケート調査

①各種ひとり親家庭への支援策に対する、認知度、利用経験、利用意向

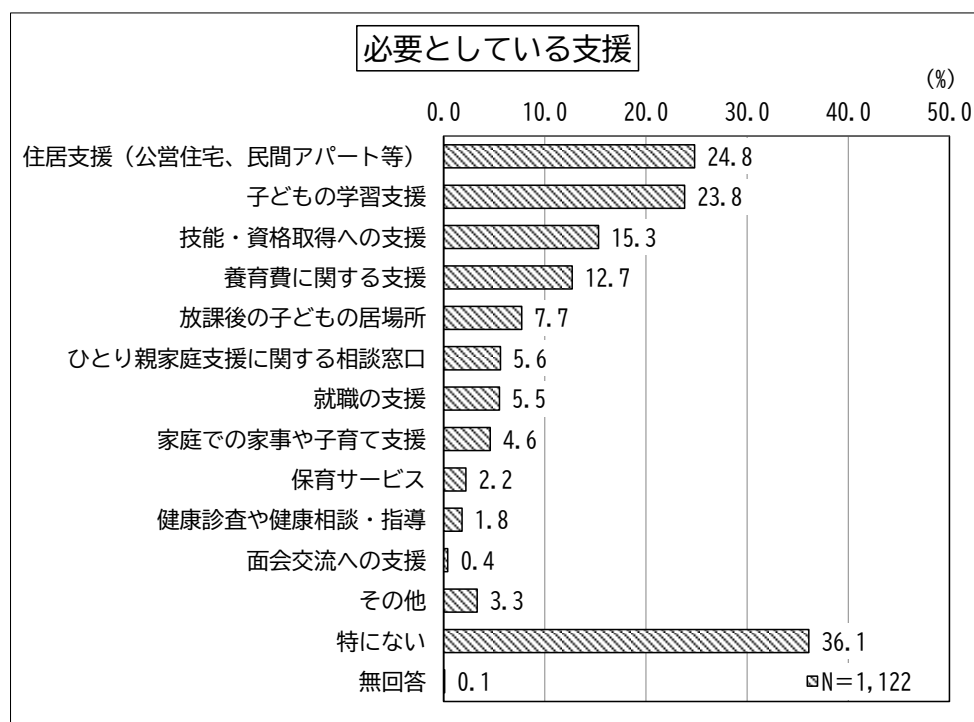
認知度についてみると、「自立支援教育訓練給付金事業」(52.9%)の割合が最も高く、次いで「ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業」(49.0%)となっています。利用したことがある支援では「高等職業訓練促進給付金等事業」と「パパ・ママお仕事応援事業」(ともに3.1%)が、今後利用したい支援では「ひとり親のお父さん・お母さんへサポートガイドブック」(19.7%)の割合が最も高くなっています。

単位：人(N=1,122)

ひとり親家庭への支援の名称	知っている	利用したことがある	今後利用したい	どれにもあてはまらない
高等職業訓練促進給付金等事業	534(47.6%)	35(3.1%)	92(8.2%)	505(45.0%)
自立支援教育訓練給付金事業	594(52.9%)	22(2.0%)	101(9.0%)	1,005(89.6%)
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	285(25.4%)	2(0.2%)	91(8.1%)	1,061(94.6%)
パパ・ママお仕事応援事業	496(44.2%)	35(3.1%)	109(9.7%)	522(46.5%)
ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業	550(49.0%)	32(2.9%)	175(15.6%)	409(36.5%)
ひとり親のお父さん・お母さんへサポートガイドブック	304(27.1%)	10(0.9%)	221(19.7%)	600(53.5%)
母子・父子自立支援員相談支援	493(43.9%)	23(2.0%)	109(9.7%)	524(46.7%)
母子・父子自立支援プログラム策定事業	354(31.6%)	10(0.9%)	90(8.0%)	681(60.7%)
ひとり親家庭住宅支援資金貸付(沖縄県の事業)	405(36.1%)	22(2.0%)	159(14.2%)	569(50.7%)
沖縄県離婚前後親支援モデル事業(沖縄県の事業)	128(11.4%)	3(0.3%)	75(6.7%)	919(81.9%)
母子及び父子並びに寡婦福祉資金(沖縄県の事業)	320(28.5%)	19(1.7%)	150(13.4%)	658(58.6%)
ひとり親家庭等日常生活支援事業(沖縄県の事業)	439(39.1%)	16(1.4%)	128(11.4%)	559(49.8%)

②必要としている支援

必要としている支援についてみると、「特にない」(36.1%)の割合が最も高く、次いで「住居支援(公営住宅、民間アパート等)」(24.8%)、「子どもの学習支援」(23.8%)、「技能・資格取得への支援」(15.3%)、「子育てに関する支援」(12.7%)となっています。



3. 現状と課題の整理

上述の各種データや国・県の動向等を踏まえ、本市のこどもと子育て家庭における現状と課題を以下、整理します。

(1) 教育・保育と子育て支援

子ども・子育てに関するニーズ調査によると、教育・保育の事業を利用していない理由として、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」の割合が46.5%と最も高くなっています。また、保育ニーズに対する利用定員数（整備量）が上回っている一方で、保育士不足が続いており、令和6年度4月時点の待機児童数が35人と、待機児童の解消には至っていない状況です。このように、保育士不足等により、子育て家庭が希望する事業を利用できていないという課題があります。

また、保護者の多様なニーズへの対応が求められており、国では、「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」を令和5年9月に立ち上げ、制度化に向けた取り組みを進めています。本市では、令和6年2月に「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画」を策定し、令和7年度から段階的に市立幼稚園から認定こども園への移行を予定しています。このような、多様化する教育・保育ニーズへの対応を見据えた新たな制度等を実施、推進していく必要があります。

さらに、国では、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供」を目的とし、平成29年4月に子育て世代包括支援センターを母子保健法に基づく「母子健康包括支援センター」として法定化しています。本市においても令和3年度に子育て世代包括支援センターを設置し、切れ目のない支援を行ってきました。その後、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日法律第66号）による改正後の児童福祉法及び母子保健法において、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で見直した「こども家庭センター」を令和6年度設置し、妊産婦やこども、並びにその家庭を対象に母子保健・児童福祉両機能の一体的な相談支援を実施しています。引き続き、妊娠期からの切れ目のない支援に向けた取り組みの推進が求められます。

(2) 子育てしやすい社会環境の整備

子ども・子育てに関するニーズ調査によると、子育てに必要なと思う支援について、「子育てに困った時に相談したり、情報が得られる場を作って欲しい」の割合が乳幼児保護者では26.6%、小学生保護者では27.1%と、四分の一を上回っています。また、子ども未来応援計画調査によると、重要だと思う支援について、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合がおおよそ2割強と、小学5年生保護者と中学2年生保護者において3番目に高くなっており、相談対応に関する一定のニーズが見受けられます。

また、上述の子ども未来応援計画調査によると、重要だと思う支援について、小学5年生保護者と中学2年生保護者と17歳保護者ともに、「子どもの就学・進学にかかる費用が軽減されること」の割合が最も高く、次いで「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」の割合が高いことから、経済的支援に関する高いニーズが読み取れます。

ひとり親家庭については、令和5年度に実施された沖縄県ひとり親世帯等実態調査の結果によると、現在の暮らしの状況について「大変苦しい」「苦しい」「やや苦しい」と回答した割合が母子世帯で76.7%、父子世帯で59.6%、養育者世帯で81.4%となっており、生活の安定に向けた取り組みの推進が求められます。また、ひとり親家庭自立促進計画策定に係るアンケート調査結果から、今後利用したい支援では「ひとり親のお父さん・お母さんへサポートガイドブック」と回答した人が最も多く、支援制度の周知や相談体制の充実が求められています。

(3) こどもの貧困対策の推進

令和5年度に実施された沖縄子ども調査によると、沖縄県の0歳から17歳のこどもがいる世帯における困窮世帯の割合は20.2%、ひとり親世帯の困窮世帯の割合は61.4%と高い水準となっています。本市においても、子ども未来応援計画調査によると、困窮世帯の割合は21.8%、ひとり親世帯の困窮世帯の割合は56.3%と、沖縄県と同様に高い水準となっています。同じく、子ども未来応援計画調査によると、暮らしの状況について「苦しい」と「大変苦しい」を合計した割合は、小学5年生保護者では33.5%、中学2年生保護者では28.7%と、生活の苦しさを感じている世帯が一定数いることが分かります。

また、同調査では、小学5年生保護者の9.9%、中学2年生保護者の6.5%がこどもの現実的な進学先についての理由として「家庭の経済的な状況から考えて」をあげており、経済状況がこどもの就学・進学に影響を及ぼしている家庭が一定数いることが分かります。貧困に関する対策を推進し、貧困の連鎖の防止を図る必要があります。

(4) こども・若者の居場所の確保、自立の応援

放課後児童クラブについて、量の見込みを満たしている状況ではありますが、地域ニーズのマッチング等の理由で令和5年度5月時点の待機児童数は76人と、待機児童が発生しています。地域ごとのニーズを考慮し、放課後児童クラブの待機児童数0人を目指す等、こどもの居場所の確保に努める必要があります。

また、子ども未来応援計画調査によると、授業以外での1日あたりの勉強時間について、中学2年生では平日、土日祝ともに「まったくしない」の割合が最も高く、学習の習慣付けや勉強できる環境の確保等が必要と考えられます。

(5) こどもの権利の保障・意見の聴取と施策への反映

こども大綱では、こどもの権利の保障や意見の聴取等をこども施策に関する基本的な方針としています。本市においても、こどもの権利の保障のための意識醸成を図っていくことや、こどもの意見を聴取し、施策に反映していくための取り組みの推進が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

基本理念

すべての子ども・若者と保護者が 地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん

本市では、第2期子ども・子育て支援事業計画において「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん」を掲げ、各種施策を進めてきました。

今後もこの方針を基盤としつつ、貧困家庭やひとり親家庭をはじめとした様々な家庭や困難を抱える若者等を含む、すべての子ども・若者と子育てを行う保護者にとって暮らしやすく、生きる喜びを実感できるまちの実現を目指して、本計画の基本理念を上記の通りとします。

<参考> 現行3計画の基本理念等

◆第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画

基本理念：子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん

◆第1期宜野湾市子ども未来応援計画

基本理念：すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、将来に向かって夢や希望を持って成長していける地域社会の実現をめざす

◆第三次ひとり親家庭自立促進計画

自立支援の基本目標：相談・情報提供体制の強化、子育て及び生活支援、就業に対する支援、自立に向けた経済支援、養育費の確保

2. 計画の基本目標

基本理念のもと、以下の基本目標を設定し、施策を展開していきます。

基本目標1 こどもまんなか社会づくり

こども大綱に掲げられた「こどもまんなか社会」の前提として、まず第一に、すべてのこどもの権利が守られ、一人一人がかけがえのない存在として大切にされ、最善の利益が図られるよう、こども自身も含めた社会全体に対して、こどもの権利を保障し、権利侵害から守る意識のさらなる啓発・醸成を図ります。

あわせて、様々な場・機会を活用して、こどもの意見を聴取し、こども施策に反映していくための取り組みに着手し、継続していきます。

基本目標2 ライフステージを通じたこどもの健やかな育ちの支援

こどもの豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、心身の健康づくりや、多様な体験・学びの機会の提供に取り組めます。

また、障がい児や医療的ケア児、発達面で支援を要することもとその家族が安心して地域の中で成長し、生活していけるよう、就学前教育・保育施設や学校等での支援や各種障がい福祉サービスの充実を図ります。

基本目標3 妊娠前からの切れ目のない支援と幼児期の教育・保育と子育て支援の充実

すべての家庭で安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及と、妊娠前からの相談支援体制の充実を図ります。妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期、さらには学童期・思春期まで視野に入れつつ、母子保健、福祉や学校等と連携したこどもの心身の健康づくり支援のさらなる推進を図ります。

また、幼児期の教育・保育について、引き続き待機児童の早期の解消に向けて取り組むとともに、各種サービス提供の基盤となる幼稚園教諭・保育士等の人材確保の取り組みを推進していきます。また、認定こども園への移行推進や認可外保育施設・私立幼稚園との連携・支援等により、教育・保育の質の向上を図ります。

その他の幼児期の子育て支援については、利用者支援事業をはじめとした既存の地域子ども・子育て支援事業の充実に努めるとともに、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」等の新たに制度化される新サービスの実施に取り組んでいきます。

基本目標4 こども・若者の活躍や自立を応援する取り組みの推進

就学後のこどもの居場所づくりとして放課後児童健全育成事業の拡充や地域が主体となって進めるこどもの居場所への支援等を推進するとともに、学校や地域等と連携して多様な体験・学びの機会を提供していきます。

あわせて、こども本人や家庭の様々な事情により、支援を要するこども達の早期発見・支援及び若者の自立に向けた進学や就労の支援に取り組んでいきます。

基本目標5 子育てしやすい社会環境の整備

保護者に対してこどもの個性に合わせた関わり方を普及するとともに、子育てに困り感を抱える世帯を早期から把握し支援につなげていくことで、児童虐待防止対策の推進を図ります。

また、子育て家庭全般に対する経済的負担の軽減に加え、ひとり親家庭に対しては相談・情報提供から就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、養育費確保の支援等を行い、自立を促進していきます。

あわせて、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保たれた中で子育てできるように、労働者・企業双方に対する啓発や関連制度等の情報提供に取り組みます。

基本目標6 こどもの貧困対策の推進

沖縄県及び本市のこども施策の重要課題である、こどもの貧困対策については、こども・若者自身への支援として、専門的支援を行う拠点型こどもの居場所や支援を要するこどもたちへの学習支援事業等を拡充し、貧困の連鎖の防止を図るとともに、生活困窮者自立支援制度等と連携した保護者の生活・就労支援を行っていきます。

これらの取り組みを推進するために、地域や企業、市民等の多様な主体の参画を促進するとともに、こどもの貧困対策に関わる関係機関・団体の連携体制の構築・強化や支援を行う人材の資質向上等に取り組みます。

3. 施策の体系

基本目標	施策	取組	重点
基本目標1 子ども まんなか 社会づくり	1) こどもの権利を大切にする意識の醸成	①こどもに対する情報提供・啓発、教育 ②社会全体（大人）に対する情報提供・啓発、教育	
	2) こどもの社会参画・意見反映の推進	①こどもの意見表明権の周知啓発 ②こどもの意見聴取・施策反映のための取組の推進	
基本目標2 ライフステージを通じたこどもの健やかな育ちの支援	1) こどもの心身の健康づくりの支援	①保育所等における食育の充実	
		②教育活動や学校給食による食育の推進	
		③孤食・欠食をさせないための学校・家庭・地域の連携による取組の推進	
		④スクールカウンセラーを活用した心のケアの実施	
		⑤スポーツ等による健やかな体づくりや保健教育の充実	
		⑥発達段階に応じた性教育の充実	
	2) 多様な体験・学びの機会の提供	①体験活動の推進	
		②中学生短期海外留学派遣事業の実施	
		③キャリア教育の継続・発展	
		④地域学校協働本部によるこどもと地域との交流等の推進	
	3) 障がい児や発達面で支援が必要な子等への支援	①特別支援保育事業の推進	○
		②巡回保育事業の充実	
		③医療的ケア児の受け入れ	
④特別支援教育事業の充実		○	
⑤育ちの支援に関する相談支援の推進			
⑥児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の推進			
⑦児童センター等における障がい児の受け入れ			
⑧放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ			
⑨障がい児を育てる家庭への支援			
⑩障がい等の特性に応じた支援サービスの提供			

基本目標	施策	取組	重点
基本目標3 妊娠前からの切れ目のない支援と幼児期の教育・保育と子育て支援の充実	1) 妊娠前からの切れ目のない支援	①相談支援体制の充実	
		②こども家庭センターの充実	
		③妊産婦健診・乳幼児健診等の充実	
		④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進	
		⑤妊婦等包括相談支援事業の実施	
		⑥産後ケア事業の実施	
		⑦母子保健情報等のデジタル化	
	2) 幼児期の教育・保育の総合的な推進	①教育・保育施設におけるニーズへの対応	○
		②保育教諭（※）及び保育士確保の推進	
		③研修等の実施	○
		④教育・保育に関する評価、適正運営等の指導	
		⑤幼児教育アドバイザー配置・指導	
	3) 教育・保育施設との連携及び支援の充実	①認可外保育施設への支援の推進	
		②私立幼稚園との連携	
		③認定こども園への移行支援	
		④地域型保育事業の充実	
	4) 教育・保育施設における子育て支援サービスの充実	①延長保育事業の推進	
		②休日・夜間保育の実施	
		③幼稚園における預かり保育事業の実施	
		④幼稚園における施設開放等の推進	
⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施			
5) 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	①一時預かり事業の充実		
	②地域子育て支援拠点事業の充実		
	③利用者支援事業の充実	○	
	④ファミリー・サポート・センター事業の充実		
	⑤病児・病後児保育事業の充実		
	⑥子育て短期支援事業の充実		
	⑦地域子育て相談機関の推進		
	⑧子ども・子育て支援の情報提供		
基本目標4 こども・若者の活躍や自立を応援する取り組みの推進	1) こどもの居場所づくりの推進	①児童センターの充実	
		②児童健全育成巡回事業の継続実施	
		③放課後児童健全育成事業の推進	○
		④放課後子ども教室の継続実施及び連携	
		⑤こどもの居場所運営支援事業の継続・拡充	
	2) 支援を要するこども・若者の早期発見・支援	①スクールソーシャルワーカーの配置・支援の強化	
		②はごろもサポートネットワーク会議による関係機関同士の連携	
		③はごろも学習センターによる教育相談支援の充実	
		④定期的な巡回指導等の実施	
		⑤ヤングケアラーや社会的養護経験者等への支援	
	3) 若者の進学や就労等の支援	①宜野湾市育英会奨学金等貸与制度の周知と利用促進	
		②企業等との連携による就職体験の場・機会の拡充	
③生活困窮者自立相談支援機関による就労支援・ひきこもり者への支援の実施			

基本目標	施策	取組	重点
基本目標5 子育てしやすい社会環境の整備	1) 児童虐待防止対策の推進	①虐待のある家庭等に対する対応の充実	○
		②家庭児童相談室における児童相談の充実	
		③要保護児童対策地域協議会の充実	
		④養育支援訪問事業の推進	
		⑤子育て世帯訪問支援事業	
		⑥児童育成支援拠点事業	
		⑦親子関係形成支援事業	
	2) 子育ての経済的負担の軽減	①多子世帯に向けた保育料の負担軽減	
		②ファミリー・サポート・センターの利用料金の一部助成	
		③放課後児童クラブの利用料助成	
		④病児保育利用者への低所得者減免の継続実施	
		⑤こども医療費助成の継続実施	
		⑥小中学校給食費補助の実施	
		⑦就学援助の継続実施	
	3) 仕事と家庭の両立支援	①仕事と生活の調和に向けた意識啓発	
		②企業等に対する働きかけの実施	
③男性の家事・子育てへの主体的参画の促進			
4) ひとり親家庭への支援 (宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画)	①相談・情報提供体制の強化		
	②就業に関する支援		
	③自立に向けた経済的支援		
	④子育て及び生活支援		
	⑤養育費の確保に向けた支援		
基本目標6 こどもの貧困対策の推進 (宜野湾市子ども未来応援計画)	1) こども・若者への支援	①専門的支援を行う拠点型こどもの居場所の設置	
		②学習生活支援事業(通塾制度等)	
		③学習・就労支援体制強化事業	
	2) 保護者への支援	①各種経済支援策の案内や手続き支援	
		②生活困窮者自立支援制度と連携した生活の安定・就労支援	
		③困窮世帯等の食支援(こども食堂・フードバンク等)	
	3) こどもの貧困対策推進のための体制強化	①地域・企業・市民等のこども支援活動への参画促進と連携体制の構築	
		②こどもを支援につなげる体制の強化	
		③こどもや保護者に関わる支援員等の連携と資質向上	

【保育教諭とは】
幼稚園教諭の普通免許状及び児童福祉法に基づく保育士登録を受けた者。

4. 計画の重点取り組みと数値目標

本計画はこどもと子育て家庭（保護者）を主な対象として総合的な施策に取り組むものでありますが、計画期間である令和7年度から令和11年度の5年間において、本市における課題やニーズ調査より市民からの要望が高い以下の施策について「重点取り組み」として位置づけ、積極的に推進するものとします。

① 研修等の実施（基本目標3－施策2－③）

保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の研修を実施し、幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。また、保育資格のない保育従事者に対しても、より十分な職員研修を行い資質の向上を図る機会を設定します。

指標	現状値	令和11年度目標
乳幼児期の教育・保育の質向上に関する研修会	-	年間10回

② 特別支援保育事業の推進・特別支援教育事業の充実（基本目標2－施策3－①・④）

現在全ての認定こども園及び認可保育所において、特別支援保育を実施しておりますが、近年、発達面で支援が必要な子等が増え、対応の充実が必要となっております。今後も、障がい児や発達面で支援が必要な子等が安心して地域の保育所等で、保育を受ける環境づくりに努めるとともに、認可外保育施設等への巡回保育事業の強化を図ります。また、学習障がいや高機能自閉症等の幼児・児童への支援として、特別支援教育支援コーディネーターの配置・派遣による特別支援教育の充実に取り組みます。

指標	現状値	令和11年度目標
特別支援保育の入所率（新規入所数/新規要支援判定数）	34.62%（R5）	100.0%
特別支援教育の利用者満足度	88.0%（R5）	90.0%

③ 教育・保育施設におけるニーズへの対応（基本目標3－施策2－①）

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、幼児教育・保育の量的拡大及び質の改善について、取り組みを実施してきました。本計画については、令和7年度から予定されている市立幼稚園の認定こども園への移行とともに、多様化する教育・保育のニーズに対する新たな定員確保に向けて取り組んでいきます。

指標	現状値	令和11年度目標
保育施設の待機児童数（4月1日時点）	35名（R6）	0名

④ 利用者支援事業の充実（基本目標3－施策5－③）

子育てに関する情報提供等を行う利用者支援事業について、保護者の個々のニーズに応じた利用者支援や関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等の連携に取り組む「基本型」を実施しています。今後も機能の拡充を図ります。

指標	現状値	令和11年度目標
相談受付件数	175件 (R5)	260件

⑤ 放課後児童健全育成事業の推進（基本目標4－施策1－③）

第1期宜野湾市子ども子育て支援事業計画からの取り組みにより、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備を進め、定員確保に努めてきました。現時点において、量の見込みを満たしている状況ですが、地域ニーズのマッチング等の課題で待機児童が発生している状況です。今後は地域毎のニーズを考慮し、定員適正化を図り、待機児童の解消に向けて取り組みを行います。

指標	現状値	令和11年度目標
放課後児童クラブの待機児童数（5月1日時点）	76名 (R5)	0名

⑥ 児童虐待防止対策の推進（基本目標5－施策1）

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るとともに、虐待が発生した際にきめ細やかな支援と再発防止を行うため、関係各課・関係機関の連携を強化していきます。また、児童虐待の未然防止には、子育て不安の早期解消が非常に重要であることから、ハイリスク世帯へのアプローチや相談、養育支援の実施を図ります。

指標	現状値	令和11年度目標
こども家庭センターサポートプラン作成件数	-	83件

第4章 施策の展開

※本章は、令和7年度に予定されている組織体制見直し後の部署名で表記しています。

基本目標1：こどもまんなか社会づくり

施策1：こどもの権利を大切にす意識の醸成

すべてのこどもたちが権利の主体として尊重され、こどもの最善の利益が優先される社会を目指し、こどもの権利を大切にす意識の醸成を図ります。こどもだけではなく大人も含めた社会全体に対する情報提供・啓発、教育に取り組みます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①こどもに対する情報提供・啓発、教育	<ul style="list-style-type: none"> すべてのこども・若者に対して、こども基本法や宜野湾市こども計画の理念や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発を行い、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。 学校において、人権・道徳教育を充実させるとともに、人権意識を持ち教育活動に取り組むように促進します。 	こども政策課 指導課
②社会全体（大人）に対する情報提供・啓発、教育	<ul style="list-style-type: none"> こども・若者が権利の主体であることについて、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとする大人に対して、情報提供等を通して幅広く周知・共有を図ります。 	こども政策課

施策2：こどもの社会参画・意見反映の推進

こどもが意見を表明し、社会に参画する機会を確保します。こどもの意見表明権の周知啓発に加え、こどもの意見聴取と施策反映のための取組を推進します。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①こどもの意見表明権の周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> こどもの意見表明権を周知することで、こどもの意見を尊重する意識を醸成し、こどもが関わる様々な場において、こどもの意見の聴取と施策への反映を促進します。 	こども政策課
②こどもの意見聴取・施策反映のための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> こどもが自らの意見を形成することを支援し、その意見を表明する場や機会をつくります。 表明された意見について、こども施策への反映とフィードバックに取り組みます。 	こども政策課

☆計画に反映したこども・若者の意見



話を聞いてくれる大人
がいてほしい。
(施策1-取組②)

こどもの意見を聞いて
ほしい。
(施策2)



※第4章では以降も、本計画に反映したこども・若者の意見を掲載しています。
詳細は巻末の参考資料「こども・若者のためのオンライン意見箱 フィードバック資料」をご参照ください。

基本目標2：ライフステージを通じたこどもの健やかな育ちの支援

施策1：こどもの心身の健康づくりの支援

こどもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためにも、健全な心と身体づくりが重要です。「食」がこどもの心身の成長に不可欠だけではなく、親子間のコミュニケーションや関係づくりにも大切な役割を果たしていることを踏まえ、孤食や欠食をさせないための取り組みを推進していきます。また、心のケアやスポーツを通じた体づくり、発達段階に応じた性教育を充実させていきます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①保育所等における食育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・こども達が身近な食材や食に対して関心を持てるよう、保育所や幼稚園等における野菜等の栽培体験や調理体験の実施等を推進します。 ・食物アレルギーや食中毒などへの対策を行い、安全な食に努めます。 	保育こども園課 指導課
②教育活動や学校給食による食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が食に関する知識を得て、食を選択する力を習得できるよう指導を行い、食習慣の定着を目指すとともに、食を大切にすることを育む教育を推進します。 ・多様な食材を用いた学校給食を通して、食品の名前・栄養素・働きに関心を持つ機会を創出します。 ・宜野湾市学校給食における食物アレルギー対応実施要項に基づき、安全・安心な給食の提供に努めます。 	指導課 学校給食センター
③孤食・欠食をさせないための学校・家庭・地域の連携による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣を定着させるとともに、孤食・欠食をさせないために、保護者とこども達に向け、多様な媒体を活用した情報発信に努めるなど、学校・家庭・地域が連携した食育に関する取り組みを推進します。 	健康増進課 指導課 学校給食センター
④スクールカウンセラーを活用した心のケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の全小・中学校へ配置されている県費スクールカウンセラーを活用し、児童生徒の心のありようと、それに関わる様々な問題や悩みを受け止め、児童生徒や保護者の心のケアを実施します。 	はごろも学習センター
⑤スポーツ等による健やかな体づくりや保健教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じて運動に親しむ態度の育成や健康で安全な生活を送るためのスポーツ、体育、健康教育の充実に努め、こども達がたくましく生きるための心身の健康の保持増進と体力の向上を図ります。 ・学校・家庭・地域・医療関係機関等が連携した保健教育の充実に取り組みます。 	指導課 観光スポーツ課
⑥発達段階に応じた性教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施するため、体育・保健体育教科等や、道徳、世界エイズデー等における学習機会を設け、身体の発育や個人差の有無等についての学習を行います。 ・ライフプランニングの視点を踏まえたより具体的な性教育を推進します。 	指導課 市民協働課 こども家庭課

☆計画に反映したこども・若者の意見

困ったときに相談できる人が必要。
(施策1－取組④)



施策2：多様な体験・学びの機会の提供

こども達の体験活動の機会には、家庭の経済状況などの育つ環境により、格差が生じています。成長過程にあるこども達の規範意識や社会性を育てていくためにも、地域等との連携のもと、人間的な成長に不可欠な経験・体験の機会等を創出していきます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①体験活動の推進	・学校・家庭・地域社会の中での日常的な人間的成長に不可欠な経験・体験をはじめとして、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を創出することにより、こども達の規範意識や社会性及び自主性や自立心等を育成します。	指導課
②中学生短期海外留学派遣事業の実施	・中学生を対象とした海外短期留学を実施することで、外国語によるコミュニケーション能力の向上や、国際的視野の育成を図ります。	指導課
③キャリア教育の継続・発展	・こども一人一人が夢や希望を持ち、望ましい職業観を育てていくことができるよう、地域キャリア教育支援事業の継続・発展を検討し、より児童生徒の発達段階や地域のニーズに応じたキャリア教育支援を展開します。 ・児童生徒のキャリア発達を促すために、本県のキャリア教育の「目指す児童生徒」の育成に向けて身につけさせたい力「か」「ふ」「や」「み」の視点を意識した授業、教育活動を展開する。 ※「か」「ふ」「や」「み」とは、大人になって、働いたり生活するときにとっても大事な力とされる「かかわるちから」「ふりかえるちから」「やりぬくちから」「みとおすちから」の4つの頭文字。	産業政策課 指導課
④地域学校協働本部によるこどもと地域との交流等の推進	・幅広い地域の方々の参画により、こどもたちの豊かな人間性を育み、地域を創生する学校内外における「地域 学校協働活動」を推進します。 ・地域コーディネーター全校配置の継続に努めます。	生涯学習課

☆計画に反映したこども・若者の意見

・みんなが仲良く、困った人がいたら助ける。
・やさしさ、思いやり、礼儀。
・お互いの意見を取り入れる。
(施策2-取組①)

・様々な職業や生き方にふれることで、将来と向き合いたい。
(施策2-取組③)

・友達や地域の人と遊んだり交流したりしたい。
(施策2-取組④)



施策3：障がい児や発達面で支援が必要な子等への支援

障がい児や発達面で支援が必要な子が、集団で保育及び教育を受けることができるよう、特別支援保育事業や特別支援教育事業を行います。また、巡回保育事業による早期発見や、障がい児とその家族が安心して生活していくことができるよう、各種サービスの提供や相談・情報提供体制の充実を図ります。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①特別支援保育事業の推進	・市内の認定こども園及び認可保育所の全園における特別支援保育の実施を継続します。	保育こども園課
②巡回保育事業の充実	・保育施設等へ臨床心理士等の専門職が巡回を行い、障がい児や気になる子の早期発見、支援を行います。	保育こども園課
③医療的ケア児の受け入れ	・医療的ケア児の支援ニーズや保育・学校現場等の状況を踏まえ、対象児童の様態や成長に合わせた支援を前提とした上で、必要に応じて集団保育・集団教育の実施(医療的ケア児の受け入れ)を行います。	保育こども園課 指導課 障がい福祉課
④特別支援教育事業の充実	・学習障がいや高機能自閉症等の幼児・児童・生徒への対応として、特別支援教育支援コーディネーターの配置、特別支援教育支援員の派遣を継続します。	指導課
⑤育ちの支援に関する相談支援の推進	・言葉や発達に不安や支援の必要のあるこどもについて、個別相談や教室の充実を目指します。	こども家庭課
⑥児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の推進	・障がい児を対象とした療育の提供が継続できるよう、サービス提供体制の構築を図ると同時に、各種研修会や連絡会の実施による支援の質の向上を目指します。	障がい福祉課
⑦児童センター等における障がい児の受け入れ	・障がいの有無にかかわらず、身近な場所を利用し共に学び遊ぶことを通してお互いに尊重しあい、成長していくために、引き続き児童センター等にて障がい児の利用、受け入れに努めます。	こども政策課
⑧放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	・公立及び私立の放課後児童クラブでの、障がい児受け入れを促進するため、受入体制の整備検討を行います。	こども政策課
⑨障がい児を育てる家庭への支援	・日中一時支援事業について、障がい児を育てる家族の負担軽減及び一時的な休息のため、引き続き事業実施に取り組みます。 ・関係機関と連携を図りながら相談・情報提供体制の充実を図ります。 ・ペアレント・トレーニング及びティチャーズ・トレーニングの継続実施に努めます。	障がい福祉課
⑩障がい等の特性に応じた支援サービスの提供	・障がい児や支援を必要とするこどもについて、それぞれの特性に応じた支援サービスを提供できるよう取り組みます。	障がい福祉課

基本目標3：妊娠前からの切れ目のない支援と幼児期の教育・保育と子育て支援の充実

施策1：妊娠前からの切れ目のない支援

すべての家庭で安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及と、妊娠前からの相談支援体制の充実を図ります。妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期、さらには学童期・思春期まで視野に入れつつ、母子保健、福祉や学校等と連携したこどもの心身の健康づくり支援のさらなる推進を図ります。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①相談・支援体制の充実	・妊娠前・妊娠出産・育児等の情報提供・相談支援の充実を図ります。	こども家庭課
②こども家庭センターの充実	・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に対応するため、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行うとともに、関係機関とも連携しこども家庭センターの充実を図ります。	こども家庭課
③妊産婦健診・乳幼児健診等の充実	・妊産婦健診・乳幼児健診や教室等を通して、望ましい生活習慣を獲得し、主体的な健康づくりを推進していきます。 ・妊娠期から就学前までの切れ目のない健康診査の充実を図ります。	こども家庭課
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進	・乳児のいる家庭への訪問を引き続き実施し、乳児の健全な育成環境の確保に取り組みます。	こども家庭課
⑤妊婦等包括相談支援事業の実施	・妊婦のための支援給付を行うにあたり、妊婦やその配偶者等の抱える様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげることを目的とする相談支援事業を創設します。	こども家庭課
⑥産後ケア事業の実施	・出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行います。	こども家庭課
⑦母子保健情報等のデジタル化	・保護者または本人が自己の健康管理のために健診等情報を確認できるよう電子化を推進していきます。	こども家庭課

施策2：幼児期の教育・保育の総合的な推進

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、幼児教育・保育の量的拡大及び質の向上について、取り組みを実施してきました。本計画については、令和7年度から予定されている市立幼稚園の認定こども園への移行も踏まえながら、多様化する教育・保育のニーズに対する定員確保に向けて取り組んでいきます。また、幼稚園教諭・保育士の不足が深刻な問題となっており、その確保に取り組む必要があります。

幼児教育・保育の質の向上のための研修実施や幼児教育アドバイザーを配置して、巡回指導等に取り組めます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①教育・保育施設におけるニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育ニーズに対応した定員枠の確保に努めます。 ・令和7年度から段階的に実施予定の市立幼稚園の認定こども園への移行とともに、教育・保育ニーズへの適切な対応に努めます。 	こども政策課 指導課
②保育教諭及び保育士確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士確保に係る補助金等を活用し、保育士等の確保に努めます。 ・保育所等に勤務する保育士の子については、点数加算により、優先的に入所しやすくなるような条件整備を継続して保育士の確保に努めます。 	こども政策課 指導課
③研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の研修を実施し、幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。 ・保育資格のない保育従事者に対しても、より十分な職員研修を行い資質の向上を図る機会を設けます。 	こども政策課
④教育・保育に関する評価、適正運営等の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、定期的に自ら提供する教育・保育の質について自己評価を促し、質の向上に努めます。 ・特定教育・保育施設又は地域型保育事業者として、本市の条例等を遵守し、良質な教育・保育の提供及び適正な運営が行われるよう、関係機関と連携し指導を実施します。 	こども政策課
⑤幼児教育アドバイザー配置・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、市内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行うアドバイザーを配置し、教育・保育の資質向上を図ります。 	こども政策課

施策3：教育・保育施設との連携及び支援の充実

質の高い教育及び保育の実施においては、教育・保育施設との連携が重要となります。また、認可外保育施設への支援をはじめ、私立幼稚園等との連携を図り、更なる教育・保育の質の向上を図っていきます。

また、多様なニーズに対応するため、市立幼稚園を認定こども園へと移行するとともに、法人施設の認定こども園移行についてニーズを踏まえて支援を検討します。地域型保育事業においても、保育所・認定こども園と連携を図れるよう、引き続き支援を行います。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①認可外保育施設への支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設への支援を継続し、入所児童の処遇向上に努めます。 ・認可外保育施設の保育士等を対象とした各種研修会を開催し、保育の質の向上に努めます。 	こども政策課 保育こども園課
②私立幼稚園との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等を通じて小学校や幼児施設、行政との連携に努めます。 	保育こども園課 指導課
③認定こども園への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な教育・保育ニーズに対応するため、「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画」に基づき、市立幼稚園を認定こども園へと移行します。 ・適切なニーズを踏まえ、法人施設の認定こども園移行について支援を検討します。 	こども政策課 保育こども園課 指導課
④地域型保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業は2歳児までを対象としているため、卒園後の受け入れ先となる連携施設の確保について、支援を行います。 	こども政策課

施策4：教育・保育施設における子育て支援サービスの充実

教育・保育施設において、多様なニーズに対応するため、延長保育事業をはじめ、施設の開放等を引き続き実施し、夜間保育の充実や休日保育の実施についても、ニーズを見極め、事業実施を検討いたします。

また、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えています。すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにとらわれない形での支援を強化するために、新たに乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①延長保育事業の推進	・保育所等における延長保育事業について、引き続き全園での実施を行います。	保育こども園課
②休日・夜間保育の実施	・夜間保育については現在1箇所で開催しており、引き続き事業実施に取り組みます。 ・休日保育については未実施の状況です。 ・夜間保育、休日保育ともに、ニーズや保育士不足の問題を踏まえ、その拡充や実施を検討します。	保育こども園課
③幼稚園における預かり保育事業の実施	・私立幼稚園については全園で、全年齢の預かり保育を実施しています。 ・公立幼稚園においても、引き続き、預かり保育を実施し充実に努めます。	保育こども園課 指導課
④幼稚園における施設開放等の推進	・未就園児の親子を含めた地域の子育て支援を図るため、引き続き、施設機能の開放を継続します。 ・周知方法を工夫し、利用促進を目指します。	指導課
⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	・すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにとらわれない形での支援を強化するために、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を令和8年度から創設します。 ・令和8年度の通園給付を見据え、令和7年度に地域子ども・子育て支援事業としての実施に取り組みます。	こども政策課 保育こども園課

施策5：多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実

教育・保育施設を利用していない子育て家庭が、子育て相談等を実施できる環境を整備するとともに、こどもや保護者の疾病等にて、緊急に保育を必要とする家庭への支援を行います。

また、市の多様な取り組みを市民へ周知するために、広報の強化を図ります。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①一時預かり事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・現在2箇所で開催していますが、ニーズに対応できるよう4箇所での実施を目指します。 ・保育士不足の問題や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の検討と合わせて、拡充に取り組みます。 	保育こども園課 こども政策課
②地域子育て支援拠点事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・現在8箇所で開催しており、引き続き子育て家庭への支援を行います。 ・保育士確保を進め、実施施設を増やしていきます。 	保育こども園課
③利用者支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する情報提供等を行う利用者支援事業について、保護者の個々のニーズに応じた利用者支援や関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等の連携に取り組む「基本型」の実施を継続します。 	保育こども園課
④ファミリー・サポート・センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育てに関する会員制の相互援助活動を推進することにより、子育て家庭への支援を行います。 ・市民へ広く制度周知を図るとともに、「まかせて会員」の確保、利用促進に努めます。 ・利用時間の拡大等、機能拡充を図るため、民間事業者への委託を検討します。 	こども政策課
⑤病児・病後児保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・現在西側地区の1箇所で開催しており、継続実施に取り組まします。 ・東側地区の設置については、今後のニーズを勘案し、設置検討いたします。 	保育こども園課
⑥子育て短期支援事業の充実（ショートステイ事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ事業の実施を継続します。 ・潜在的なニーズに対応するため、里親の増加と里親以外の短期入所先の確保に取り組まします。 	こども家庭課
⑦地域子育て相談機関の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民から子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる相談機関として、中学校区に1か所の整備を検討します。 	保育こども園課 こども政策課
⑧子ども・子育て支援の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市HP等様々な媒体を活用し、市民に分かりやすい子育て支援に関する情報発信を行います。 	こども政策課 保育こども園課 こども家庭課

基本目標4：こども・若者の活躍や自立を応援する取り組みの推進

施策1：こどもの居場所づくりの推進

本市では、児童センターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施等、児童の健全育成の場の充実に努めてきました。今後も充実に図るため、各種社会資源・自然資源・人的資源等を活用し、こどもの居場所づくりの充実に努めます。

また、児童等の健全育成に関わる地域団体の育成を進めます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①児童センターの充実	・現在6箇所設置され、各中学校区への配置が実現しています。今後は小学校区に1箇所の配置を目標に整備を進めていきます。	こども政策課
②児童健全育成巡回事業の継続実施	・児童センターの利用が困難な地域については、移動児童館「じゃんけんぼん」が巡回し、児童の遊びの支援や、指導等を引き続き実施します。	こども政策課
③放課後児童健全育成事業の推進	・現在、公立5箇所、民間40箇所で開催しており、引き続き事業を実施します。 ・地域ごとのニーズの把握に努め、増設を含め検討し、待機児童ゼロを目指します。	こども政策課
④放課後子ども教室の継続実施及び連携	・令和5年度は小学校4校で開催しており、引き続き実施に向けて取り組みます。 ・放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室に参加できる活動プログラムに取り組みます。	生涯学習課 こども政策課
⑤こどもの居場所運営支援事業の継続・拡充	・様々な理由により行き場所のない地域のこどもへ、安心安全な居場所を提供し、食事の提供や学習支援、生活支援等ができる「こどもの居場所」の運営支援に引き続き取り組みます。	こども家庭課

☆計画に反映したこども・若者の意見



・児童センターを増やしてほしい。
・安心して過ごせる場所がほしい。
(施策1-取組①)

・友達や地域の人と遊んだり、交流できる場所があったらいいと思う。
・自由に友達同士集まって、勉強とかできる場所がほしい。
(施策1-取組⑤)



施策2：支援を要するこども・若者の早期発見・支援

学校や地域社会との関係が薄くなり、支援を必要としていても見過ごされがちとなったこども・若者は、本人や家族だけでは状況を改善していくことが困難なケースも見受けられます。問題の深刻化や本人の将来に対する意欲が失われてしまうことを防止するために、関係機関や地域等が連携し、支援を必要としているこども・若者の早期発見と支援に努めます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①スクールソーシャルワーカーの配置・支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校や問題行動等、学校と連携した相談支援や課題を抱える児童生徒等を関係機関等へつなぐスクールソーシャルワーカーの配置を継続していきます。 ・より専門的な支援を目指し、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ者の配置を検討していきます。 	はごろも学習センター
②はごろもサポートネットワーク会議による関係機関同士の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校や様々な課題等を抱える幼児児童生徒の健全育成につなげるため、学校と市長部局、警察等が一堂に会し、連携を行う場として「はごろもサポートネットワーク会議（HSN）」の開催を継続します。 ・参加者枠の拡充や、連携事例の説明に重点を置くなどの見直しを行います。 	指導課
③はごろも学習センターによる教育相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する課題を抱える18歳までの青少年について来所相談に応じていくとともに、学校との連携による巡回相談にて個々の状況に応じた寄り添い支援を図ります。 	はごろも学習センター
④定期的な巡回指導等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・はごろも学習センターの街頭指導員や市青少年健全育成協議会による定期的な巡回指導及び深夜はいかい防止等の啓発活動で学校・地域と協力し、関係機関と連携した青少年の問題行動の未然防止、早期発見に努めます。 	はごろも学習センター
⑤ヤングケアラーや社会的養護経験者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーや社会的養護経験者等の生活に困難を抱えるこどもが安心して社会生活を送ることができるよう、早期発見や関係機関と連携した支援の充実に努めます。 	こども家庭課 指導課

施策3：若者の進学や就労等の支援

家庭の経済状況や不登校経験、ひきこもり等の様々な理由で進学や就職に課題を抱えている若者が、社会で活躍し、自立できるよう、学資の貸与や就業体験の場の提供等の各種支援に取り組みます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①宜野湾市育英会奨学金等貸与制度の周知と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・宜野湾市育英会の実施する奨学金等学資の貸与制度を活用し、経済的理由で修学困難な者に対し学資を貸与し、優秀な生徒が大学等の高等教育機関へ進学する支援をします。 	教育総務課
②企業等との連携による就業体験の場・機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・県の若者サポート事業の周知を図り、就業体験等へ繋げるよう取り組みます。 	産業政策課
③生活困窮者自立相談支援機関による就労支援・ひきこもり者への支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校経験のある若者やひきこもりがちな若者に対して、日常生活のリズムや心身の状況を整え、徐々に就労意欲を喚起していくために、生活困窮者自立相談支援機関において就労準備支援等の取り組みを図ります。 	福祉総務課

基本目標5：子育てしやすい社会環境の整備

施策1：児童虐待防止対策の推進

こどもが健やかに育っていくためには、こども一人一人の人権が尊重されることが大切です。特に、児童虐待はこどもの人権を著しく侵害し、こどもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすものです。

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るとともに、虐待が発生した際にきめ細やかな支援と再発防止を行うため、関係各課・関係機関の連携を強化していきます。また、児童虐待の未然防止には、子育て不安の早期解消が非常に重要であることから、ハイリスク世帯へのアプローチや相談、養育支援の実施を図ります。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①虐待のある家庭等に対する対応の充実	・虐待のある家庭やその恐れのある家庭に対して、関係機関と連携を図りつつ、諸制度や相談機能の活用、地域への見守りの依頼の対応等を引き続き実施します。	こども家庭課
②家庭児童相談室における児童相談の充実	・家庭相談員を配置し、こどもの相談全般に対応しており、適宜関係機関と連携を図りながら課題解決に取り組めます。 ・相談件数が増加傾向にあるため、家庭児童相談室の機能強化を図り、相談対応の充実及び課題解決に努めます。	こども家庭課
③要保護児童対策地域協議会の充実	・要保護児童対策地域協議会において、関係機関との円滑な連携・協力を確保するとともに、児童虐待防止の啓蒙啓発活動に取り組めます。	こども家庭課
④養育支援訪問事業の推進	・児童の養育に支援が必要であるにも関わらず、自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対し、定期的な訪問支援を行い、育児不安の早期対応・児童虐待の未然防止に努めます。	こども家庭課
⑤子育て世帯訪問支援事業	・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、傾聴や支援の実施により、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりの未然防止を図るため、事業の実施を検討します。	こども家庭課
⑥児童育成支援拠点事業	・家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。 ・児童及びその家庭への支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を目指すため、事業の実施を検討します。	こども家庭課
⑦親子関係形成支援事業	・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の交流の場を設ける等の支援を行う事業です。親子間における適切な関係性の構築を図るため、事業の実施を検討します。	こども家庭課

施策2：子育ての経済的負担の軽減

子育てにおける経済的な負担は大きな課題となっており、理想のこども数を持たない理由の一つになっているほか、多くの保護者から経済的な支援を希望する声があがっています。次代を担うこどもの育ちを支えるため、誰もが安心して子育てを行えるように様々な経済的支援に取り組みます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①多子世帯に向けた保育料の負担軽減	・誰もが安心して子育てを行える環境を実現するため、多子世帯における保育料の負担軽減に取り組みます。	保育こども園課
②ファミリー・サポート・センターの利用料金の一部助成	・ひとり親家庭や非課税世帯等に対し、ファミリー・サポート・センターの利用料金の一部助成を継続実施します。	こども政策課
③放課後児童クラブの利用料助成	・放課後児童クラブを利用しているひとり親家庭や非課税世帯等に対し、継続して一部助成を実施します。	こども政策課
④病児保育利用者への低所得者減免の継続実施	・低所得世帯を対象に病児保育利用時の減免を継続し、すべてのこどもがサービスを受けることができるように支援します。	保育こども園課
⑤こども医療費助成の継続実施	・中学校卒業前までのこどもの通院・入院にかかる医療費が現物給付となっていることを含め、市報やポスター掲示による事業の周知を行い、利用促進を図ります。また、令和7年度中に対象年齢を高校生年代まで拡大します	こども家庭課
⑥小中学校給食費補助の実施	・子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、宜野湾市立小中学校の給食費に対する助成を実施します。	学校給食センター
⑦就学援助の継続実施	・経済的理由によって就学が困難と認められる世帯に対して、学用品費等の援助を適切に実施し、保護者の経済的負担軽減に取り組みます。	学務課

施策3：仕事と家庭の両立支援

全ての市民が、その個性と能力を活かし、様々な分野で活躍することは、個々の人生を豊かにすると同時に、地域社会に活力をもたらします。また、こどものより良い育ちを実現するためには、男女が共にこどもの健やかな育ちと子育てにおいて役割を果たすことが必要です。

男女共同参画社会を実現させるためにも、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や性別による固定的役割分担の見直し、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりを行い、男女が共に子育ての喜びと責任を分かち合える社会を形成していきます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①仕事と生活の調和に向けた意識啓発	・様々な機会を活用し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスの重要性について市民への啓発を図り、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に努めます。	市民協働課 産業政策課
②企業等に対する働きかけの実施	・商工会等と連携し、市内事業所に対して労働条件改善のための啓発活動を実施していくとともに、産休・育休等を取りやすい環境づくりの促進を図ります。	産業政策課
③男性の家事・子育てへの主体的参画の促進	・従来の性別による固定的役割分担意識を払拭し、男女が相互に協力しながら、積極的に家事、育児、介護に参画することの重要性を普及・啓発し、男性の家庭生活への参画を促進します。	市民協働課

施策4：ひとり親家庭への支援（宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画）

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わねばならず、経済的な困窮や、子育てをはじめとする生活の不安や悩みを抱えやすい傾向にあります。

当事者団体、地域、関係機関等と連携しながら、相談・情報提供、就業支援、経済的支援、子育て及び生活支援、養育費の確保支援に取り組み、ひとり親家庭の自立促進を図ります。

※ひとり親家庭とは、基本的に母子家庭及び父子家庭で、原則、児童扶養手当の受給者とします。
ただし、各種事業を展開する中で、必要に応じて柔軟に対応します。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①相談・情報提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭が抱える様々な問題・相談に対し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うための総合的な相談窓口としての役割を担う「母子・父子自立支援員」について周知を図るとともに、相談（予約制）の利用を促進します。また、母子・父子自立支援員の資質向上に努めます。 ・各種支援策を有効に活用できるよう、ひとり親家庭支援に関するチラシの配布や、広報誌・ホームページを活用した情報提供の充実を図ります。 ・ひとり親家庭への地域における支援を強化するため、宜野湾市母子寡婦福祉会、社会福祉協議会、民生委員等とひとり親家庭支援についての情報共有や連携を図ります。 	こども家庭課
②就業に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親の安定した就労を目指し、自立支援教育訓練給付金事業※¹や高等職業訓練促進給付金等事業※²など、資格や技能取得のための各種支援策を継続します。 ・早期就労や転職、増収を希望するひとり親に対し、ハローワーク沖縄と連携し、職歴や適性等に応じたきめ細やかな就労相談を行います。 ・ひとり親家庭の生活状況や本人の就業意欲等に応じた母子・父子自立支援プログラムを策定し、就業と子育ての両立などの不安の解消のための支援を実施します。 ・沖縄県母子家庭等就業・自立支援センター、沖縄県母子寡婦福祉連合会等が主催する就労支援講座の情報提供をし、資格や技能取得を支援します。 	こども家庭課
③自立に向けた経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当制度や母子寡婦福祉資金貸付等が生活の安定と自立の助長に有効につながるよう、周知を図ります。 ・母子及び父子家庭等医療費助成制度を継続実施します。 	こども家庭課

取組名称	取組の内容	担当課
④子育て及び生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の中学生を対象に、市内大学のボランティア団体との協働により学習支援や交流を行うことにより、学習習慣等の基本的な生活習慣の習得を支援します。 ・未就学児がいるひとり親家庭の就労と育児の両立を支援し、経済的安定を図るために、認可保育所への入所選考時の優先的取扱いを継続して実施します。 ・認可保育施設に空きがない等の理由により、子どもを認可外保育施設に入所させているひとり親家庭に対し、認可外保育施設の利用料及び給食費を上限額の範囲内で補助します。 ・市営住宅の空き家待ち入居者決定時において、ひとり親世帯が入居できる優先入居枠を確保します。 ・疾病等の事由により、ひとり親家庭が一時的な支援を要する場合に家庭生活支援員を派遣する「日常生活支援事業」の普及に努めるとともに、登録および利用促進を図ります。 	こども家庭課 保育こども園課 建築課
⑤養育費の確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの当然の権利を守るためにも、養育費に関するリーフレットの配布や沖縄県母子家庭等就業・自立支援センターなど、養育費に関する相談窓口の周知を図ります。 ・養育費の取り決めや確保については、法律に関わる課題等が生じることから、市や関係機関の法律相談窓口を周知し、利用を促進します。 	こども家庭課

※1 自立支援教育訓練促進給付金事業

母子家庭の母、または父子家庭の父が、自立に向けて雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講し、修了した場合、受講料として支払った費用の一部が支給されます。雇用保険の講座の種類（一般教育訓練給付、特定一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付）により給付額が異なります。

※2 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母、または父子家庭の父が、看護師や保育士等の資格取得のために、6か月以上養成機関で修業する場合、修業期間の生活費の支援を行います。

☆計画に反映したこども・若者の意見

ひとり親世帯がどのような支援を受けられるか教えてほしい。
(施策4－取組①)



基本目標6：こどもの貧困対策の推進（宜野湾市子ども未来応援計画）

施策1：こども・若者への支援

こども・若者の豊かな成長を支えていくために、基本的な生活習慣の確立と健全な心身の育成を目指します。生活環境に沿った専門的な支援を提供する居場所の設置や、確かな学力の育成支援、支援を要する青少年のための取り組みを図ります。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①専門的支援を行う拠点型こどもの居場所の設置	・不登校や非行等の問題を抱えた困窮世帯のこどもに対し、自立に向けた支援を行う拠点型こどもの居場所を設置します。地域で展開するこどもの居場所と連携を図りつつ、これらの居場所を実施する食事提供や学習支援等の支援以外にも、生活支援、就労支援等の保護者支援など専門的支援が受けられるものとしします。	こども家庭課
②学習生活支援事業（通塾制度等）	・経済的な理由や家庭の事情等により学習環境が不安定なこどもに対し、一般塾等の活用による学習機会を提供し、高校進学率の向上を目指す取り組みを行います。	こども家庭課
③学習・就労支援体制強化事業	・不登校や登校渋り、学習に不安のある児童生徒、18歳未満の無業等の青少年を対象に、個々の状況に合わせた学習支援・就労支援を実施するとともに、福祉と教育、商工労働関係部局、地域や企業等による協議会を設置し、地域全体によるこどもの支援体制を構築します。	こども家庭課 はごろも学習センター

施策2：保護者への支援

困窮世帯においては、単に経済的に困窮しているだけでなく保護者が多重債務に陥っている、こどもに障がいがある等、複合的な課題が絡み合っていることも少なくありません。そうした世帯のこども達の成長や自立を支援するには、保護者をはじめとした世帯に対する支援も求められます。

経済的な支援をはじめ、就労支援や食の支援等を行うことにより、保護者の生活基盤を支え、こども達が安心して暮らしていくことができるようにしていきます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①各種経済支援策の案内や手続き支援	・複合的な課題が絡み合っていることも少なくない困窮世帯に対して、各種経済的な支援の案内や手続き支援を行うことで、利用を促進します。	福祉総務課 こども家庭課
②生活困窮者自立支援制度と連携した生活の安定・就労支援	・経済的支援等が必要な生活困窮者に対して、どのような支援が必要かを支援員と一緒に考え、一人一人の希望に合った支援プランを作成し、生活の安定・就労支援に取り組めます。	福祉総務課
③困窮世帯等の食支援（こども食堂・フードバンク等）	・こども食堂やフードバンク等、地域で食事の提供を行う居場所や食品等を安定的に供給する体制整備に取り組めます。	福祉総務課 こども家庭課

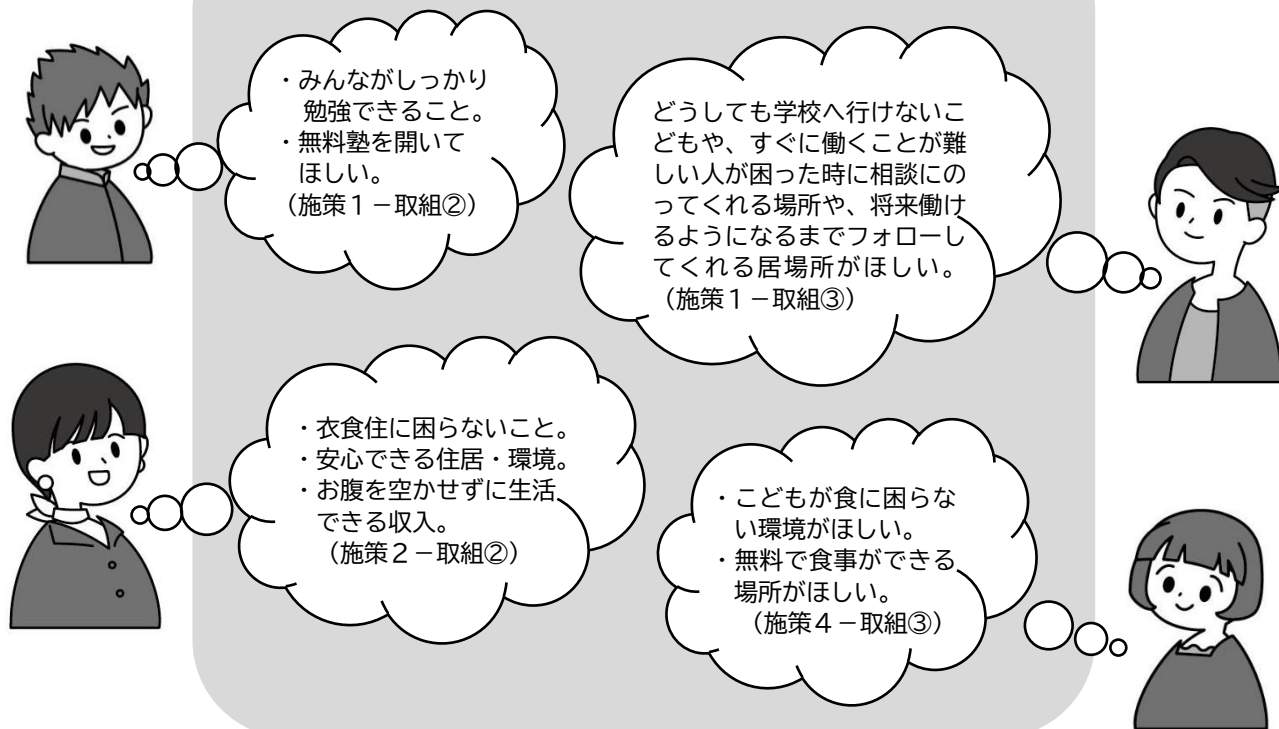
施策3：こどもの貧困対策推進のための体制強化

こどもの貧困対策の各種取り組みを拡充させていくため、推進基盤の充実を図ります。各種支援活動への参加促進や連携体制の構築、支援につなげるための体制の強化、支援員の資質の向上等に取り組みます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
①地域・企業・市民等のこども支援活動への参画促進と連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> こどもの居場所の機能強化や地域社会とのつながりを促進するため、こどもの居場所の連絡会を継続します。 困窮世帯を支えるための、地域や企業・市民等のボランティア活動や寄附寄贈について、広報等により周知を行う等の支援に取り組みます。 学習・就労支援体制強化事業の協議体において、こどもの学習支援や就労支援活動への参画が可能な地域人材の発掘、ニーズに応じた支援方法の検討、関係機関（福祉関係機関、地域、高校、企業、商工会など）との連携体制の強化に取り組みます。 	こども家庭課
②こどもを支援につなげる体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> こどもの貧困に関する各地域の現状を把握し、こどもの居場所やこども家庭課、はごろも学習センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、こどもを支援につなげるための調整等を行う「こども支援員」の配置を継続します。 	こども家庭課
③こどもや保護者に関わる支援員等の連携と資質向上	<ul style="list-style-type: none"> こども支援員をはじめ、家庭相談員や養育指導員、スクールソーシャルワーカー、母子父子自立支援員等、こどもや保護者に関わる支援員等の連携を深めるとともに、各種研修への参加促進等を行うことにより資質向上に努めます。 	こども家庭課

☆計画に反映したこども・若者の意見



教育・保育及び地域子ども子育て支援事業、乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策【子ども・子育て支援事業計画】

本計画では子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する「量の見込み」（需要量）を算出するとともに、「量の見込み」に対応する事業の「確保方策」（事業内容や供給量、実施時期）の計画を位置付けることが義務づけられています。さらに、保護者やこどもが居宅より容易に移動できる範囲で子ども・子育てに関するサービスを受けることのできるよう、地域の実情に応じて「教育・保育提供区域」を設定し、区域毎に「量の見込み」及び「確保方策」を立てる必要があるとされています。

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 国の基本指針における教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法に基づく国の基本方針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実状に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

国の区域設定における考え

- ・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他条件を総合的に勘案して決める
- ・小学校区単位、中学校区単位等、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- ・地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- ・教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

(2) 宜野湾市における教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域を設定するにあたり、「広い範囲（全市）」と「狭い範囲（小学校区）」を想定し、それぞれの範囲による以下のメリット・デメリットを考慮し、「中学校区」を提供区域として設定するものとします。

◆区域の範囲におけるメリットとデメリット

区域の範囲	メリット	デメリット
広い範囲の場合 (市全域)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な観点から施設を配置でき、現在の利用者の利用状況に応じた検討が可能 ・一時的な需要の増減に対して、広域で調整がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務地等の都合で、住まいの地域以外の施設や事業を希望するニーズを吸収できない。 ・利用者の自宅付近に利用可能な施設や事業が無い可能性があり、利用者の利便性が損なわれることのないよう配慮が必要となる。
狭い範囲の場合 (小学校区など)	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の施設・事業が整備され、自宅からの利用が容易となり、利便性が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内に、多数の施設・事業を整備する必要が生じる可能性があり、一時的な需要の増減に左右されやすい。 (⇒区域内の供給不足は当該区域内で整備することになり、隣接区域の供給に余裕があっても、当該区域で整備する必要性が生じる。)

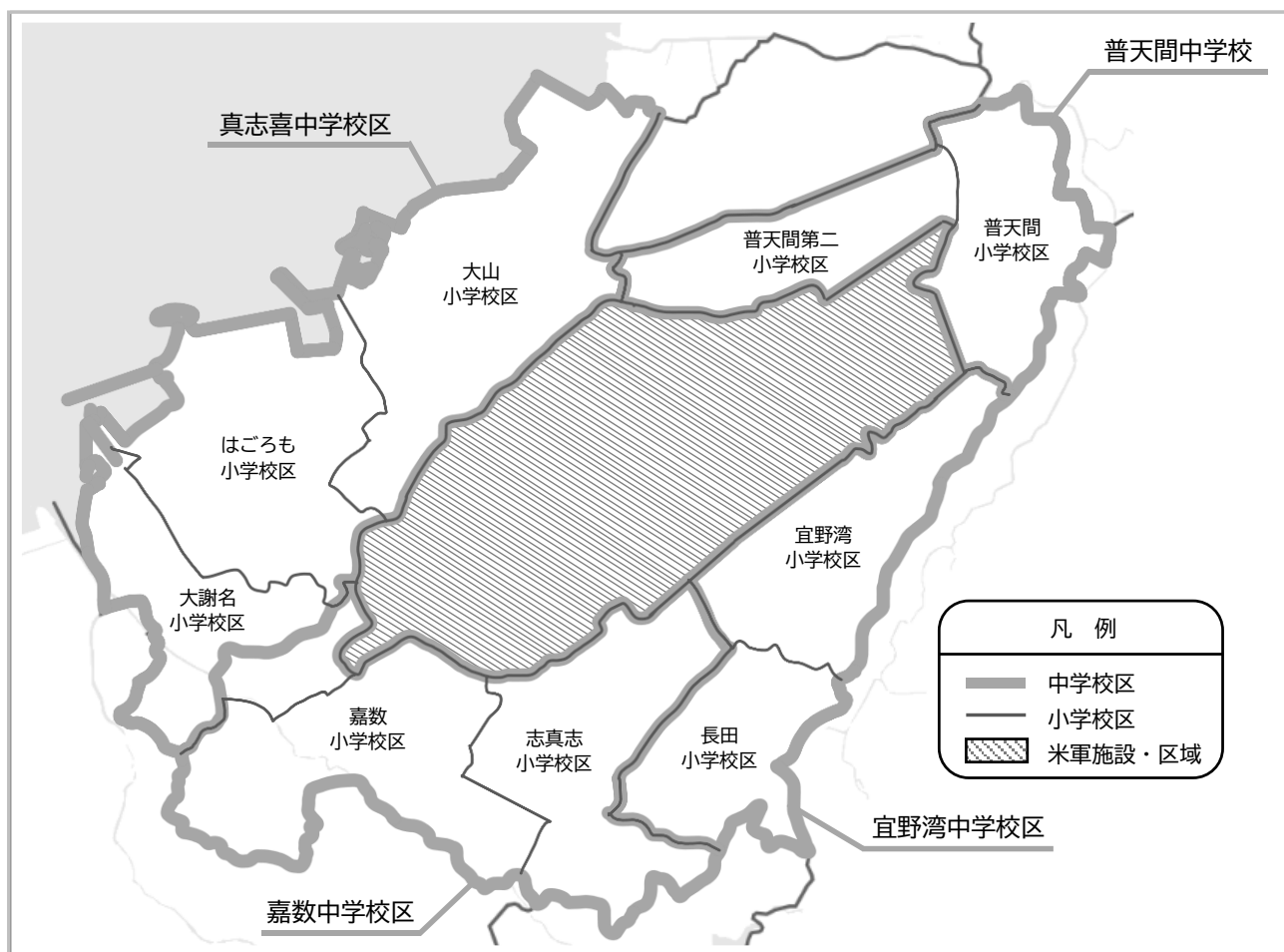
区域設定が狭すぎる場合、需要の一時的な増減に左右されやすく、仮に隣接地域の供給に余裕があったとしても当該地域で整備する必要性が生じ、供給側の効率的な事業提供や定員制限等の負担が懸念されます。

一方で、“保護者やこどもが居宅から安易に移動することが可能な区域を定める”という国の指針からも、市全域からある程度の分けが必要と考えます。ただし、事業によっては、市全域を対象としたものも存在しており、事業の内容も勘案しつつ望ましい区域設定を行っていく必要があります。また、本市の中央には基地があり、東側（330号側）と西側（58号側）を行き来しづらいという事情があり、地域性も異なります。

したがって、「幼児期の学校教育・保育」に係る事業量の検討にあたっては、本市の地域的な結びつきと他計画との整合性を踏まえ、中学校区の範囲で区分を行うものとし、以下の4区域を基本に「教育・保育提供区域」を設定します。なお、第1期計画及び第2期計画では、4中学校区を東側地区と西側地区の2地域区分に分けていましたが、本計画ではより地域の実情に沿った事業提供を目指し、4中学校区のまま提供区域とします。

教育・保育提供区域			
普天間中学校区	真志喜中学校区	嘉数中学校区	宜野湾中学校区
※第1期及び第2期計画における西側地区		※第1期及び第2期計画における東側地区	

また、「地域子ども・子育て支援事業」「乳児等通園支援事業」に係る事業については市全体を1つの区域としていくものとします。



◆事業ごとの提供区域

施設・事業名	教育・保育提供区域
幼児期の学校教育・保育	
①教育・保育施設 (認定こども園、保育所(園)、幼稚園)	4地域区分 (中学校区)
②地域型保育事業 (小規模保育事業・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)	
地域子ども・子育て支援事業	
①延長保育事業	市全域
②一時預かり事業(幼稚園型)	
③一時預かり事業(幼稚園以外)	
④病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	
⑤ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)	
⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)	
⑦地域子育て支援拠点事業	
⑧利用者支援事業	
⑨放課後児童健全育成事業	
⑩多様な主体の参入促進事業	
⑪実費徴収に伴う補足給付事業	
⑫乳児家庭全戸訪問事業	
⑬養育支援訪問事業	
⑭子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	
⑮妊婦健診	
⑯子育て世帯訪問支援事業	
⑰児童育成支援拠点事業	
⑱親子関係形成支援事業	
⑲妊婦等包括相談支援事業	
⑳乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	
㉑産後ケア事業	
乳児等通園支援事業	

2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

(1) 認定区分について

子ども・子育て支援法では、就学前の教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、市町村が客観的基準に基づき保育の必要性の有無や必要量を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は以下の3つです。

◆認定区分の種類

認定区分	年齢	保育の必要性	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

(2) 家庭類型について

幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分に対し、どれだけの家庭が該当するのかを想定する必要があります。そのため、子ども・子育て支援ニーズ調査の結果をもとに、配偶者の有無、両親の就労状況、今後の就労形態・就労時間の転換希望、現在利用している教育・保育施設、今後利用したい教育・保育施設より、以下の8種類の類型化を行っています。なお、類型化した区分を家庭類型と呼び、「現在の家庭類型」を基本に、今後の就労形態・就労時間の希望を踏まえ、「潜在的な家庭類型」を算出しています。

◆家庭類型の種類と本計画における調査結果

タイプ	父母の有無と就労状況	今回の調査結果	
		現在	潜在
A	ひとり親家庭	9.00%	9.00%
B	フルタイム×フルタイム	52.30%	54.92%
C	フルタイム×パートタイム（長時間）	19.92%	18.97%
C'	フルタイム×パートタイム（短時間）	5.68%	5.56%
D	専業主婦・主夫	11.75%	10.41%
E	パートタイム×パートタイム（父母ともに長時間）	0.51%	0.45%
E'	パートタイム×パートタイム（父母どちらかが短時間）	0.00%	0.00%
F	無業×無業	0.83%	0.70%

(3) 人口推計について

子ども・子育て支援事業等の量の見込みの算出に当たっては、アンケート結果を「認定区分」や「家庭類型」で振り分けた上で、将来人口推計を反映させていくこととなります。人口推計については、各年齢別・各年別に推計することができるよう、コーホート変化率法で実施しています。

※コーホート変化率法：

「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の増減から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

本市の児童数についてコーホート変化率法で推計した結果は以下の通りです。就学前児童人口については、過去5年間減少を続けており、今後も減少が続く見込みです。小学生児童人口については、令和4年度までは微減傾向が続いていましたが、令和5年度以降は減少幅が大きくなっており、今後もその傾向が続く見込みです。

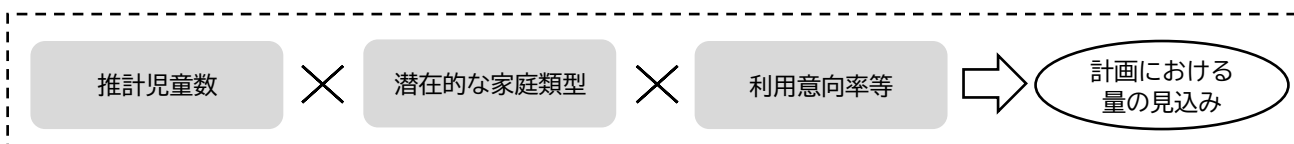
◆計画期間内における児童数推計結果

(単位：人)

		実績					推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前児童	0歳	1,118	1,165	1,085	992	957	988	966	953	937	925
	1歳	1,127	1,113	1,131	1,070	979	939	970	948	935	919
	2歳	1,189	1,101	1,082	1,129	1,050	963	923	954	932	919
	3歳	1,186	1,166	1,089	1,066	1,123	1,039	952	912	943	921
	4歳	1,174	1,176	1,156	1,070	1,047	1,106	1,023	937	898	929
	5歳	1,169	1,166	1,170	1,132	1,085	1,042	1,101	1,018	932	893
	0～5歳計	6,963	6,887	6,713	6,459	6,241	6,077	5,935	5,722	5,577	5,506
小学生児童	6歳	1,170	1,151	1,157	1,153	1,128	1,076	1,033	1,091	1,009	924
	7歳	1,161	1,162	1,155	1,152	1,160	1,130	1,078	1,035	1,093	1,011
	8歳	1,179	1,157	1,163	1,148	1,145	1,155	1,125	1,073	1,030	1,088
	9歳	1,234	1,181	1,158	1,148	1,156	1,144	1,154	1,124	1,072	1,029
	10歳	1,182	1,224	1,181	1,148	1,145	1,151	1,139	1,149	1,119	1,067
	11歳	1,161	1,186	1,227	1,178	1,135	1,141	1,147	1,135	1,145	1,115
	6～11歳計	7,087	7,061	7,041	6,927	6,869	6,797	6,676	6,607	6,468	6,234

(4) ニーズ量の算出方法

国が示したニーズ量の算出方法に基づき、推計児童数、保護者の就労状況、施設や事業の利用意向等から設定した教育・保育提供区域ごと、認定区分（1～3号）ごとにニーズ量（必要利用定員総数）を算出しています。利用意向は、家庭類型と同じく、子ども・子育て支援ニーズ調査の結果から算出しています。なお、上記の方法を基本にニーズ量を算出していますが、現状との乖離の状況等を分析した上で、合理的な条件設定としていくなど、必要に応じて補正を行っています。



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 確保方策検討において

①検討の前提

教育・保育事業の確保にあたっては、その前提として、平成27年に施行された子ども・子育て支援新制度における三つの目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を念頭におきつつ、地域の実情に応じて計画内容を位置づけていくものであり、そうした考え方に留意しつつ検討を行っていくものとします。

②確保方策検討の視点

本市では、3年保育や延長保育、土曜保育などの多様化する教育・保育ニーズに対応するため、令和6年2月に「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画」を策定し、令和7年度から段階的に市立幼稚園から認定こども園への移行を予定しています。また、うなばら保育所については、施設の老朽化や、医療的ケア児の受入等の社会的ニーズに対応した保育運営が困難なことから、令和7年度に閉鎖し、職員を各公立こども園に再配置します。本計画では、これらの体制整備を踏まえて確保方策を検討します。

(2) 教育・保育施設の概要

教育・保育に関する施設・事業としては、以下のものがあります。

◆教育・保育に関する施設・事業

施設		概要
特定教育・保育施設	幼稚園	3歳以上のこどもが小学校以降の教育の基礎を培うための幼児期の学校教育を受ける施設
	保育所	保護者の就労、疾病その他の事由によって保育が必要な乳児、幼児を保育する施設であり、幼稚園や幼保連携型認定こども園の学校と異なる幼児教育を行なう施設
	認定こども園	幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設
地域型保育事業	小規模保育	0～2歳児を対象とし、定員が19名以下の少人数で行われる保育事業
	家庭的保育	0～2歳児を対象とし、保護者の居宅やその他の場所で、定員が3名以下の少人数で行われる保育事業
	居宅訪問型保育	0～2歳児を対象とし、居宅で、1対1を基本に行われる保育事業
	事業所内保育	企業が、主に従業員のこども（0～2歳児）を対象に、事業所内や近隣で実施する保育事業
確認を受けない幼稚園		私立幼稚園のうち、平成27年に施行された新制度に移行せずに運営を行うもの
認可外保育施設		認可を受けていないが乳幼児を保育し、市に届出し立ち入り調査を受けている保育施設
企業主導型保育所		企業が、主に従業員のこどもを対象に、事業所内や近隣に設置する保育施設

(3) 施設ごとの確保方策の考え方

【特定教育・保育施設】

①認可保育所

ア：公立保育所

- ・公立保育所2園について、確保方策の量を設定します。
- ・うなばら保育所については、令和7年度の閉所を勘案して、確保方策の量を設定します。

イ：私立保育所

- ・現状の施設での定員を基本とし、課題となっている保育士確保について取り組みを行います。
- ・待機児童の解消が求められる低年齢児と他の年齢の定員枠の調整を図り、保護者のニーズに応じた受け入れ体制を確保していきます。

②幼稚園

ア：公立幼稚園

- ・公立幼稚園については、施設増の予定はなく、令和7年度から令和10年度にかけてすべての公立幼稚園が認定こども園へ段階的に移行することを勘案して、確保方策の量を設定します。

イ：私立幼稚園

- ・本市に立地する私立幼稚園について事業量を設定します。
- ・また、他市町村に立地する私立幼稚園に本市の児童が通っている場合、当該幼稚園が新制度に移行するのであれば、今後の本市の児童分の確保については、所在市町村と広域調整を行い事業量の設定を検討していきます。

③認定こども園

- ・現在の16園及び公立幼稚園からの移行予定の9園について、確保方策の量を設定します。
- ・公立幼稚園からの移行予定9園の幼稚園機能の2号については、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」に係る2号（教育）認定として設定します。
- ・保育所機能については3歳以上を2号（保育ニーズ）認定、3歳未満を3号認定分として設定します。

「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画」～抜粋～

◆認定こども園への移行スケジュール

移行計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
真志喜中学校区	うなばら保育所		・統合準備 【閉所】			
	はごろも幼稚園	・移行準備等	・移行準備等	公立 認定こども園 【開園】		
	大山幼稚園	・移行準備等 ・法人選定 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】			
	大謝名幼稚園		・移行準備等 ・法人選定	・移行準備等 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】	
普天間中学校区	普天間第二幼稚園	・移行準備等 ・法人選定	・移行準備等 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】		
	普天間幼稚園			・移行準備等	・移行準備等	公立 認定こども園 【開園】
嘉数中学校区	嘉数幼稚園	・移行準備等 ・法人選定	・移行準備等 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】		
	志真志幼稚園		・移行準備等	・移行準備等	公立 認定こども園 【開園】	
宜野湾中学校区	長田幼稚園		・移行準備等 ・法人選定	・移行準備等 ・引継保育等	公私連携 認定こども園 【開園】	
	宜野湾幼稚園			・移行準備等	・移行準備等	公立 認定こども園 【開園】

【地域型保育事業】

① 小規模保育

- ・現時点の14施設に加えて、令和8年度開園予定の1施設を含めた定員数を確保方策として見込むものとします。
- ・毎年約100名が卒園することとなり、3歳からの受け入れ先となる連携施設が必要となります。現段階では、保育所等を連携施設として想定し、必要に応じて認定こども園でも検討していくものとします。

②家庭的保育

- ・事業実施について、今後のニーズを注視しながら検討することとし、現段階で確保方策の数値としては計上を行わないものとします。

③居宅訪問型保育

- ・事業実施について、今後のニーズを注視しながら検討することとし、現段階で確保方策の数値としては計上を行わないものとします。

④事業所内保育

- ・市内の企業・病院・介護施設・大学等について、事業所内保育の実施および地域枠の確保を働きかけていくものとします。
- ・現時点の2施設に加えて、令和7年度開園予定の1施設を含めた定員数を確保方策として見込むものとします。

【確認を受けない幼稚園】

①確認を受けない幼稚園

- ・市内に確認を受けない幼稚園がないことから、現段階で確保方策の数値としては計上を行わないものとします。

【認可外保育施設】

① 認可外保育施設

- ・ 指導監督基準を満たす認可外保育施設を確保方策に計上しています。

② 企業主導型保育事業

- ・ 今後も既存の9施設を維持することとして、確保方策に計上しています。

(4) 確保方策のまとめ

本計画期間において、本市の対象児童数は減少傾向で推移することが想定されているものの、保育士不足等により現時点において待機児童の解消に至っていません。保育士不足への対策を念頭に、提供区域レベルのニーズを見極めつつ受け入れ枠を確保することで、待機児童の解消を目指すものとします。

◆教育・保育の量の見込みと確保方策（令和7年度）

令和7年度												
認定区分		1号・2号			3号			教育	保育	合計		
ニーズの種別		(1号)教育	(2号)教育	(2号)保育	0歳児保育	1歳児保育	2歳児保育					
市全体	量の見込み（必要利用定員総数）		190	663	1,927	400	723	793	853	3843	4696	
			(計)853									
	確保方策	特定教育・保育施設		1190	60	1979	383	611	665	1250	4133	5383
		幼種園		965	0	0	-	-	-	1250	3638	4888
		保育所		-	-	860	148	260	287	965	0	965
		認定こども園		225	60	1119	235	351	378	-	1555	1555
		地域型保育事業		-	-	12	77	102	116	285	2083	2368
		確認を受けない幼種園		0	0	-	-	-	-	-	307	307
		認可外保育施設		-	-	115	0	14	18	0	-	0
	企業主導型保育所		-	-	14	6	3	18	-	147	147	
確保方策一量の見込み		397	193	66	7	24	397	290	687	687		
普天間	量の見込み（必要利用定員総数）		30	93	317	54	90	104	123	565	688	
			(計)123									
	確保方策	特定教育・保育施設		172	0	219	58	84	92	172	523	695
		幼種園		130	0	0	-	-	-	172	453	625
		保育所		-	-	34	9	12	15	130	0	130
		認定こども園		42	0	185	49	72	77	-	70	70
		地域型保育事業		-	-	12	7	7	11	42	383	425
		確認を受けない幼種園		0	0	-	-	-	-	-	37	37
		認可外保育施設		-	-	28	0	3	2	0	-	0
	企業主導型保育所		-	-	0	0	0	0	-	33	33	
確保方策一量の見込み		49	-58	11	4	1	49	-42	7	7		
真志喜	量の見込み（必要利用定員総数）		63	198	482	156	195	220	261	1053	1314	
			(計)261									
	確保方策	特定教育・保育施設		360	60	566	106	169	177	360	1280	1640
		幼種園		225	0	0	-	-	-	360	1018	1378
		保育所		-	-	321	51	96	102	225	0	225
		認定こども園		75	60	245	55	73	75	-	570	570
		地域型保育事業		-	-	-	43	63	69	135	448	583
		確認を受けない幼種園		0	0	-	-	-	-	-	175	175
		認可外保育施設		-	-	61	0	10	16	0	-	0
	企業主導型保育所		-	-	0	0	0	0	-	87	87	
確保方策一量の見込み		99	145	-7	47	42	99	227	326	326		
嘉数	量の見込み（必要利用定員総数）		59	233	647	124	243	256	292	1270	1562	
			(計)292									
	確保方策	特定教育・保育施設		558	0	728	129	224	256	558	1435	1993
		幼種園		480	0	0	-	-	-	558	1337	1895
		保育所		-	-	261	39	84	96	480	0	480
		認定こども園		78	0	467	90	140	160	-	480	480
		地域型保育事業		-	-	-	18	18	21	78	857	935
		確認を受けない幼種園		0	0	-	-	-	-	-	57	57
		認可外保育施設		-	-	9	0	0	0	0	-	0
	企業主導型保育所		-	-	14	2	1	15	-	9	9	
確保方策一量の見込み		266	104	25	0	36	266	165	431	431		
宜野湾	量の見込み（必要利用定員総数）		38	139	481	66	195	213	177	955	1132	
			(計)177									
	確保方策	特定教育・保育施設		160	0	466	90	134	140	160	895	1055
		幼種園		130	0	0	-	-	-	160	830	990
		保育所		-	-	244	49	68	74	130	0	130
		認定こども園		30	0	222	41	66	66	-	435	435
		地域型保育事業		-	-	-	9	14	15	30	395	425
		確認を受けない幼種園		0	0	-	-	-	-	-	38	38
		認可外保育施設		-	-	17	0	1	0	0	-	0
	企業主導型保育所		-	-	0	4	2	3	-	18	18	
確保方策一量の見込み		-17	2	37	-44	-55	-17	-60	-77	-77		

◆教育・保育の量の見込みと確保方策（令和8年度）

令和8年度											
認定区分	ニーズの種別	1号・2号			3号			教育	保育	合計	
		(1号)	(2号)	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児				
		教育	教育	保育	保育	保育	保育				
市全体	量の見込み（必要利用定員総数）	184	641	1,858	391	746	818	825	3813	4638	
			(計)825								
	確保方策	特定教育・保育施設	1105	1416	2048	463	720	801	1416	4032	5448
		幼稚園	735	311	1907	377	593	641	1416	3518	4934
		保育所	-	0	0	-	-	-	735	0	735
		認定こども園	-	-	788	142	242	263	-	1435	1435
		地域型保育事業	370	311	1119	235	351	378	681	2083	2764
		確認を受けない幼稚園	-	-	12	80	110	124	-	326	326
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0
		企業主導型保育所	-	-	115	0	14	18	-	147	147
確保方策一量の見込み	-	-	14	6	3	18	-	41	41		
		591	190	72	-26	-17	591	219	810		
普天間	量の見込み（必要利用定員総数）	29	89	303	52	92	108	118	555	673	
			(計)118								
	確保方策	特定教育・保育施設	152	227	259	65	94	105	227	523	750
		幼稚園	65	75	219	58	84	92	227	453	680
		保育所	-	0	0	-	-	-	65	0	65
		認定こども園	-	-	34	9	12	15	-	70	70
		地域型保育事業	87	75	185	49	72	77	162	383	545
		確認を受けない幼稚園	-	-	12	7	7	11	-	37	37
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0
		企業主導型保育所	-	-	28	0	3	2	-	33	33
確保方策一量の見込み	-	-	0	0	0	0	-	0	0		
		109	-44	13	2	-3	109	-32	77		
真志喜	量の見込み（必要利用定員総数）	62	195	473	154	204	229	257	1060	1317	
			(計)257								
	確保方策	特定教育・保育施設	245	385	555	146	232	246	385	1179	1564
		幼稚園	125	140	494	100	151	153	385	898	1283
		保育所	-	0	0	-	-	-	125	0	125
		認定こども園	-	-	249	45	78	78	-	450	450
		地域型保育事業	120	140	245	55	73	75	260	448	708
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	46	71	77	-	194	194
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0
		企業主導型保育所	-	-	61	0	10	16	-	87	87
確保方策一量の見込み	-	-	0	0	0	0	-	0	0		
		128	82	-8	28	17	128	119	247		
嘉数	量の見込み（必要利用定員総数）	56	223	618	121	266	280	279	1285	1564	
			(計)279								
	確保方策	特定教育・保育施設	548	644	751	149	243	292	644	1435	2079
		幼稚園	415	96	728	129	224	256	644	1337	1981
		保育所	-	0	0	-	-	-	415	0	415
		認定こども園	-	-	261	39	84	96	-	480	480
		地域型保育事業	133	96	467	90	140	160	229	857	1086
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	18	18	21	-	57	57
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0
		企業主導型保育所	-	-	9	0	0	0	-	9	9
確保方策一量の見込み	-	-	14	2	1	15	-	32	32		
		365	133	28	-23	12	365	150	515		
宜野湾	量の見込み（必要利用定員総数）	37	134	464	64	184	201	171	913	1084	
			(計)171								
	確保方策	特定教育・保育施設	160	160	483	103	151	158	160	895	1055
		幼稚園	130	0	466	90	134	140	160	830	990
		保育所	-	0	0	-	-	-	130	0	130
		認定こども園	-	-	244	49	68	74	-	435	435
		地域型保育事業	30	0	222	41	66	66	30	395	425
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	9	14	15	-	38	38
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0
		企業主導型保育所	-	-	17	0	1	0	-	18	18
確保方策一量の見込み	-	-	0	4	2	3	-	9	9		
		-11	19	39	-33	-43	-11	-18	-29		

◆教育・保育の量の見込みと確保方策（令和9年度）

令和9年度											
認定区分		1号・2号			3号			教育	保育	合計	
ニーズの種別		(1号)	(2号)	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児				
		教育	教育	保育	保育	保育	保育				
市全体	量の見込み（必要利用定員総数）		171	597	1733	387	729	799	768	3648	4416
			(計)768								
	確保方策	特定教育・保育施設	1510	2048	463	720	801	1510	4032	5542	
		幼稚園	985	525	1907	377	593	641	1510	3518	5028
		保育所	505	0	0	-	-	-	505	0	505
		認定こども園	-	-	788	142	242	263	-	1435	1435
		地域型保育事業	480	525	1119	235	351	378	1005	2083	3088
		確認を受けない幼稚園	-	-	12	80	110	124	-	326	326
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0
	企業主導型保育所	-	-	115	0	14	18	-	147	147	
確保方策一量の見込み		-	-	14	6	3	18	-	41	41	
確保方策一量の見込み		742	315	76	-9	2	742	384	1126		
普天間	量の見込み（必要利用定員総数）		27	83	281	50	89	103	110	523	633
			(計)110								
	確保方策	特定教育・保育施設	227	259	65	94	105	227	523	750	
		幼稚園	152	75	219	58	84	92	227	453	680
		保育所	65	0	0	-	-	-	65	0	65
		認定こども園	-	-	34	9	12	15	-	70	70
		地域型保育事業	87	75	185	49	72	77	162	383	545
		確認を受けない幼稚園	-	-	12	7	7	11	-	37	37
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0
	企業主導型保育所	-	-	28	0	3	2	-	33	33	
確保方策一量の見込み		-	-	0	0	0	0	-	0	0	
確保方策一量の見込み		117	-22	15	5	2	117	0	117		
真志喜	量の見込み（必要利用定員総数）		57	182	442	154	201	227	239	1024	1263
			(計)239								
	確保方策	特定教育・保育施設	420	555	146	232	246	420	1179	1599	
		幼稚園	215	205	494	100	151	153	420	898	1318
		保育所	60	0	0	-	-	-	60	0	60
		認定こども園	-	-	249	45	78	78	-	450	450
		地域型保育事業	155	205	245	55	73	75	360	448	808
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	46	71	77	-	194	194
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0
	企業主導型保育所	-	-	61	0	10	16	-	87	87	
確保方策一量の見込み		-	-	0	0	0	-	0	0	0	
確保方策一量の見込み		181	113	-8	31	19	181	155	336		
嘉数	認定区分		1号・2号			3号			教育	保育	合計
	ニーズの種別		(1号)	(2号)	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児			
			教育	教育	保育	保育	保育	保育			
	量の見込み（必要利用定員総数）		51	203	563	119	258	272	254	1212	1466
			(計)254								
	確保方策	特定教育・保育施設	698	751	149	243	292	698	1435	2133	
		幼稚園	498	200	728	129	224	256	698	1337	2035
		保育所	315	0	0	-	-	-	315	0	315
		認定こども園	-	-	261	39	84	96	-	480	480
		地域型保育事業	183	200	467	90	140	160	383	857	1240
確認を受けない幼稚園		-	-	-	18	18	21	-	57	57	
認可外保育施設		0	0	-	-	-	-	0	-	0	
企業主導型保育所	-	-	9	0	0	0	-	9	9		
確保方策一量の見込み		-	-	14	2	1	15	-	32	32	
確保方策一量の見込み		444	188	30	-15	20	444	223	667		
宜野湾	量の見込み（必要利用定員総数）		36	129	447	64	181	197	165	889	1054
			(計)165								
	確保方策	特定教育・保育施設	165	483	103	151	158	165	895	1060	
		幼稚園	120	45	466	90	134	140	165	830	995
		保育所	65	0	0	-	-	-	65	0	65
		認定こども園	-	-	244	49	68	74	-	435	435
		地域型保育事業	55	45	222	41	66	66	100	395	495
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	9	14	15	-	38	38
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0
	企業主導型保育所	-	-	17	0	1	0	-	18	18	
確保方策一量の見込み		-	-	0	4	2	3	-	9	9	
確保方策一量の見込み		0	36	39	-30	-39	0	6	6		

◆教育・保育の量の見込みと確保方策（令和10年度）

令和10年度												
認定区分		1号・2号			3号			教育	保育	合計		
ニーズの種別		(1号)	(2号)	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児					
		教育	教育	保育	保育	保育	保育					
市全体	量の見込み（必要利用定員総数）		165	578	1677	381	721	788	743	3567	4310	
			(計) 743									
	確保方策	特定教育・保育施設		895	1510	2048	463	720	801	1510	4032	5542
		幼稚園		375	615	1907	377	593	641	1510	3518	5028
		保育所		-	0	0	-	-	-	375	0	375
		認定こども園		-	-	788	142	242	263	-	1435	1435
		地域型保育事業		520	615	1119	235	351	378	1135	2083	3218
		確認を受けない幼稚園		-	-	12	80	110	124	-	326	326
		認可外保育施設		0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設		-	-	115	0	14	18	-	147	147	
企業主導型保育所		-	-	14	6	3	18	-	41	41		
確保方策一量の見込み		767	371	82	-1	13		767	465	1232		
普天間	量の見込み（必要利用定員総数）		25	77	261	49	86	99	102	495	597	
			(計) 102									
	確保方策	特定教育・保育施設		112	232	259	65	94	105	232	523	755
		幼稚園		0	120	219	58	84	92	232	453	685
		保育所		-	0	0	-	-	-	0	0	0
		認定こども園		-	-	34	9	12	15	-	70	70
		地域型保育事業		112	120	185	49	72	77	232	383	615
		確認を受けない幼稚園		-	-	12	7	7	11	-	37	37
		認可外保育施設		0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設		-	-	28	0	3	2	-	33	33	
企業主導型保育所		-	-	0	0	0	0	-	0	0		
確保方策一量の見込み		130	-2	16	8	6		130	28	158		
真志喜	量の見込み（必要利用定員総数）		55	176	426	152	201	226	231	1005	1236	
			(計) 231									
	確保方策	特定教育・保育施設		215	420	555	146	232	246	420	1179	1599
		幼稚園		60	215	205	494	100	151	153	420	898
		保育所		-	0	0	-	-	-	-	0	0
		認定こども園		-	-	249	45	78	78	-	450	450
		地域型保育事業		155	205	245	55	73	75	360	448	808
		確認を受けない幼稚園		-	-	-	46	71	77	-	194	194
		認可外保育施設		0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設		-	-	61	0	10	16	-	87	87	
企業主導型保育所		-	-	0	0	0	0	-	0	0		
確保方策一量の見込み		189	129	-6	31	20		189	174	363		
嘉数	量の見込み（必要利用定員総数）		50	197	547	117	254	267	247	1185	1432	
			(計) 247									
	確保方策	特定教育・保育施設		498	698	751	149	243	292	698	1435	2133
		幼稚園		315	498	200	728	129	224	256	698	1337
		保育所		-	0	0	-	-	-	-	0	0
		認定こども園		-	-	261	39	84	96	-	480	480
		地域型保育事業		183	200	467	90	140	160	383	857	1240
		確認を受けない幼稚園		-	-	-	18	18	21	-	57	57
		認可外保育施設		0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設		-	-	9	0	0	0	-	9	9	
企業主導型保育所		-	-	14	2	1	15	-	32	32		
確保方策一量の見込み		451	204	32	-11	25		451	250	701		
宜野湾	量の見込み（必要利用定員総数）		35	128	443	63	180	196	163	882	1045	
			(計) 163									
	確保方策	特定教育・保育施設		70	160	483	103	151	158	160	895	1055
		幼稚園		0	70	90	466	90	134	140	160	830
		保育所		-	0	0	-	-	-	-	0	0
		認定こども園		-	-	244	49	68	74	-	435	435
		地域型保育事業		70	90	222	41	66	66	160	395	555
		確認を受けない幼稚園		-	-	-	9	14	15	-	38	38
		認可外保育施設		0	0	-	-	-	-	0	-	0
	認可外保育施設		-	-	17	0	1	0	-	18	18	
企業主導型保育所		-	-	0	4	2	3	-	9	9		
確保方策一量の見込み		-3	40	40	-29	-38		-3	13	10		

◆教育・保育の量の見込みと確保方策（令和11年度）

令和11年度											
認定区分		1号・2号			3号			教育	保育	合計	
ニーズの種別		(1号)	(2号)	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児				
		教育	教育	保育	保育	保育	保育				
市全体	量の見込み（必要利用定員総数）		164	571	1658	377	706	774	735	3515	4250
			(計)735								
	確保方策	特定教育・保育施設	895	1510	2048	463	720	801	1510	4032	5542
		幼稚園	375	615	1907	377	593	641	1510	3518	5028
		保育所	-	0	0	-	-	-	375	0	375
		認定こども園	-	-	788	142	242	263	-	1435	1435
		地域型保育事業	520	615	1119	235	351	378	1135	2083	3218
		確認を受けない幼稚園	-	-	12	80	110	124	-	326	326
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0
	企業主導型保育所	-	-	115	0	14	18	-	147	147	
確保方策一量の見込み		-	-	14	6	3	18	-	41	41	
		775	390	86	14	27	775	517	1292		
普天間	量の見込み（必要利用定員総数）		25	75	256	47	80	94	100	477	577
			(計)100								
	確保方策	特定教育・保育施設	112	232	259	65	94	105	232	523	755
		幼稚園	0	120	219	58	84	92	232	453	685
		保育所	-	0	0	-	-	-	0	0	0
		認定こども園	-	-	34	9	12	15	-	70	70
		地域型保育事業	112	120	185	49	72	77	232	383	615
		確認を受けない幼稚園	-	-	12	7	7	11	-	37	37
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0
	企業主導型保育所	-	-	28	0	3	2	-	33	33	
確保方策一量の見込み		-	-	0	0	0	0	-	0	0	
		132	3	18	14	11	132	46	178		
真志喜	量の見込み（必要利用定員総数）		56	176	427	153	201	226	232	1007	1239
			(計)232								
	確保方策	特定教育・保育施設	420	555	146	232	246	420	1179	1599	
		幼稚園	215	205	494	100	151	153	420	898	1318
		保育所	60	0	0	-	-	-	60	0	60
		認定こども園	-	-	249	45	78	78	-	450	450
		地域型保育事業	155	205	245	55	73	75	360	448	808
		確認を受けない幼稚園	-	-	46	71	77	-	-	194	194
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0
	企業主導型保育所	-	-	61	0	10	16	-	87	87	
確保方策一量の見込み		-	-	0	0	0	0	-	0	0	
		188	128	-7	31	20	188	172	360		
嘉数	量の見込み（必要利用定員総数）		48	192	532	115	249	262	240	1158	1398
			(計)240								
	確保方策	特定教育・保育施設	698	751	149	243	292	698	1435	2133	
		幼稚園	498	200	728	129	224	256	698	1337	2035
		保育所	315	0	0	-	-	-	315	0	315
		認定こども園	-	-	261	39	84	96	-	480	480
		地域型保育事業	183	200	467	90	140	160	383	857	1240
		確認を受けない幼稚園	-	-	18	18	21	-	-	57	57
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0
	企業主導型保育所	-	-	9	0	0	0	-	9	9	
確保方策一量の見込み		-	-	14	2	1	15	-	32	32	
		458	219	34	-6	30	458	277	735		
宜野湾	量の見込み（必要利用定員総数）		35	128	443	62	176	192	163	873	1036
			(計)163								
	確保方策	特定教育・保育施設	160	483	103	151	158	160	895	1055	
		幼稚園	70	90	466	90	134	140	160	830	990
		保育所	0	0	0	-	-	-	0	0	0
		認定こども園	-	-	244	49	68	74	-	435	435
		地域型保育事業	70	90	222	41	66	66	160	395	555
		確認を受けない幼稚園	-	-	9	14	15	-	-	38	38
		認可外保育施設	0	0	-	-	-	-	0	-	0
	企業主導型保育所	-	-	17	0	1	0	-	18	18	
確保方策一量の見込み		-	-	0	4	2	3	-	9	9	
		-3	40	41	-25	-34	-3	22	19		

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の各事業とその内容は、以下の通りです。

	事業名	事業内容
1	延長保育事業	通常保育の時間を超えて保育を行う事業
2	一時預かり事業（幼稚園型）	主に1号認定のこどもを対象として、保護者がこどもを見るのが一時的に困難になった場合に、幼稚園、認定こども園などが一時的にこどもを預かる事業
3	一時預かり事業（幼稚園以外）	保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていないこどもを対象とした一時預かり事業
4	病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業（本市では海邦病院にて実施）
5	ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）	小学生の放課後の預かりの実施等を行う事業
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業
7	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業（本市では宜野湾保育所をはじめ、8園で実施）
8	利用者支援事業	こども、その保護者、または妊娠している方が安心して子育てができるよう個々に応じた相談、助言を行い、関係機関とのつなぎをサポートする事業（本市では保育こども園課及びこども家庭課の2箇所で開催）
9	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
10	多様な主体の参入促進事業	保育所新規設置事業者が円滑に実施できるよう、事業者に対する実地支援、相談、助言を行う事業
11	実費徴収に伴う補足給付事業	低所得世帯向けに、保育所等での実費（日用品、文具等）に係る費用を補助する事業
12	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることを目的とした事業
13	養育支援訪問事業	妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭や、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な養育者に対し子育て等へのアドバイスをする人等を派遣する事業
14	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、関係機関の職員などの専門性強化及び機関間の連携強化を図る事業
15	妊婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査」「保健相談」などを実施する事業

	事業名	事業内容
16	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業
17	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業
18	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業
19	妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付を行うにあたり、妊婦やその配偶者等の抱える様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる相談支援事業
20	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付事業
21	産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

No. 20 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和7年のみ、地域子ども・子育て支援事業の位置づけ。

地域子ども・子育て支援事業の各事業の量の見込みと、確保内容は以下の通りです。

(1) 延長保育事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実人数（人）	2,306	2,279	2,170	2,119	2,090
確保方策	実人数（人）	4,066	4,185	4,399	4,489	4,489
	施設数（か所）	50	53	56	58	58
確保方策一量の見込み	実人数（人）	1,760	1,906	2,229	2,370	2,399

※認可を受けている市内施設48園が実施しているため、0～5歳のすべての定員数を確保方策として計上。

(2) 一時預かり（幼稚園型）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	59,408	37,788	16,996	4,688	4,638
確保方策	延べ人数（人日）	60,953	35,221	19,734	4,832	4,795
	施設数（か所）	25	25	25	25	25
確保方策一量の見込み	延べ人数（人日）	1,545	-2,567	2,738	144	157

※市立幼稚園の認定こども園への移行に伴い、量の見込みは段階的に減少する見込み。

（一時預かり利用者は認定こども園の1号利用者のみとなり、2号認定者については、認定こども園の保育利用者となります）

(3) 一時預かり（幼稚園型以外）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	延べ人数（人日）	1,906	1,863	1,800	1,755	1,733	
確保方策	一時預かり	延べ人数（人日）	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112
		施設数（か所）	4	4	4	4	4
	ファミサポ	延べ人数（人日）	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	トワイライトステイ	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
		施設数（か所）	0	0	0	0	0
	計	延べ人数（人日）	3,162	3,162	3,162	3,162	3,162
確保方策一量の見込み	延べ人数（人日）	1,256	1,299	1,362	1,407	1,429	

※一時預かり事業を実施しているのは2施設であるが、過去は4施設での実施であったため、4施設分を目標として計上。

(4) 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児、緊急対応強化事業）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	延べ人数（人日）		950	928	895	872	861	
確保方策	病児保育事業	病児・病後児	延べ人数（人日）	720	720	720	720	720
			施設数（か所）	1	1	1	1	1
		体調不良児	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
			施設数（か所）	0	0	0	0	0
		非施設型	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
			施設数（か所）	0	0	0	0	0
	ファミサポ	延べ人数（人日）	5	5	5	5	5	
計	延べ人数（人日）	725	725	725	725	725		
確保方策一量の見込み	延べ人数（人日）		-225	-203	-170	-147	-136	

※病児保育事業は1日定員3名×240日に対応可能であることから、確保方策として計上し、ファミサポについては、過去の実績から5人日で計上。

(5) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	728	715	707	693	667
確保方策	延べ人数（人日）	776	826	827	734	734
確保方策一量の見込み	延べ人数（人日）	48	111	120	41	67

※過去の実績割合の平均を推計児童数に掛けて量の見込みを算出。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	63	63	63	63	63
確保方策	延べ人数（人日）	63	63	63	63	63
	施設数（か所）	10	10	10	10	10
確保方策一量の見込み	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0

※過去実績から利用人数18人×平均利用日数3.5日=63人日を量の見込みとし、その同数を確保方策として計上。

(7) 地域子育て支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数（人日）	9,180	8,966	8,644	8,425	8,318
確保方策	実施数（か所）	8	8	8	8	8

※確保方策としては実施か所数を計上することから、現在実施している施設数の実績を計上。

(8) 利用者支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	施設数(か所)	2	2	2	2	2
確保方策	基本型	施設数(か所)	1	1	1	1
	こ家セン型	施設数(か所)	1	1	1	1
	計	施設数(か所)	2	2	2	2
確保方策-量の見込み	施設数(か所)	0	0	0	0	0

※保育こども園課(基本型)及びこども家庭課(こども家庭センター型)での実施を継続。

(9) 放課後児童健全育成事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込	実人数(人)	2,221	2,167	2,144	2,099	2,024	
確保方策	登録児童数(人)	1,677	1,797	1,877	1,957	2,037	
	施設数	公的施設利用(か所)	5	5	5	5	5
		民間施設利用(か所)	40	43	45	47	49
		計(か所)	45	48	50	52	54
確保方策-量の見込	実人数(人)	-544	-370	-267	-142	13	

※待機児童の状況、市内小学校児童数の推計及び人口動態等を活用し、需要度が高い小学校区を優先に放課後児童クラブを増設していくことで、入所可能児童数の確保に繋げていく。

(10) 多様な主体の参入促進事業

保育所の新規設置事業者が円滑に事業を実施できるよう、事業者に対する実地支援、相談、助言を行う事業です。現時点では新規設置事業者の予定はないものの、計画期間内で3箇所の実施を見込みます。

(11) 実費徴収に伴う補足給付事業

低所得世帯に対して、保育所等での実費(日用品、文具等)に係る費用を補助する事業です。過去実績から計画期間内で13人を対象に実施を見込みます。

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実人数(人)	800	782	771	758	748
確保方策	実人数(人)	800	782	771	758	748
確保方策-量の見込み	実人数(人)	0	0	0	0	0

※過去の実績と推計出生数から算出した量の見込みと同数を確保方策として計上。

(13) 養育支援訪問事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実人数(人)	42	41	40	40	39
確保方策	実人数(人)	40	40	40	40	40
確保方策ー量の見込み	実人数(人)	-2	-1	0	0	1

※養育指導員の人数を踏まえ、40名を確保方策として計上。必要性が少なくなった人については他のサービスにつなぐ等の対応を進める。

(14) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、関係機関の職員などの専門性強化及び機関間の連携強化を図る事業です。量の見込み及び確保方策については、箇所数での計上となっており、本市では、様々な問題で悩んでいる子ども達やその保護者を地域で支援し、守っていくためのネットワークとして「宜野湾市要保護児童対策地域協議会（愛称：じのーんキッズ安心ネット）」を設置し、支援に取り組んでいます。

(15) 妊婦健診

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数(人回)	11,895	11,630	11,474	11,281	11,137
確保方策	延べ人数(人回)	11,895	11,630	11,474	11,281	11,137
確保方策ー量の見込み	延べ人数(人回)	0	0	0	0	0

※過去の実績と推計児童数から算出した量の見込みと同数を確保方策として計上。

(16) 子育て世帯訪問支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数(人日)	771	760	749	736	721
確保方策	延べ人数(人日)	771	760	749	736	721
確保方策ー量の見込み	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0

※対象となる世帯の割合と平均利用日数と推計児童数から算出した量の見込みと同数を確保方策として計上。

(17) 児童育成支援拠点事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数(人日)	15	15	15	14	14
確保方策	延べ人数(人日)	0	0	0	0	14
確保方策ー量の見込み	延べ人数(人日)	-15	-15	-15	-14	0

※対象となる世帯の割合と推計児童数から算出した量の見込みを設定。令和6年9月より開始した拠点型こどもの居場所事業と対象者が被る可能性が高く、確保方策については事業の必要性を踏まえて検討。

(18) 親子関係形成支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数(人日)	15	15	14	14	14
確保方策	延べ人数(人日)	0	0	10	10	10
確保方策一量の見込み	延べ人数(人日)	-15	-15	-4	-4	-4

※対象となる世帯の割合と推計児童数から算出した量の見込みを設定。本事業の対象者との信頼関係の構築やプログラムへの参加促進に時間がかかることを見越し、確保方策を計上。

(19) 妊婦等包括相談支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	面談実施合計回数(回)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保方策	面談実施合計回数(回)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保方策一量の見込み	面談実施合計回数(回)	0	0	0	0	0

※年間妊娠届出数が1,000件以下で推移すると想定し、一人に対して2回の実施を見込むことから2,000回を量の見込みとし、その同数を確保方策として計上。3回目以降の面談はアンケートにて実施を希望した場合に限り、継続支援は基本的に電話での対応を想定。

(20) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

P86へ移動

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数(人日)	3,479	4,596	6,876	9,000	11,085
確保方策	延べ人数(人日)	3,432	4,596	6,876	9,000	11,085
確保方策一量の見込み	延べ人数(人日)	-47	0	0	0	0

※量の見込み(人日) = 0歳6か月から満3歳児未満の未就園児数 × 利用率 × 10時間(月一定時間) × 12か月 ÷ 8時間(人日に対する時間換算)で算出。

利用率については、制度の浸透とともに徐々に利用意向が高まることを想定。

令和7年度の確保方策については、市内保育施設に対する実施意向調査等を基に算出し、令和8年度以降は、量の見込みと同数を確保方策として計上。

国の方針では令和8年度からの本格実施であるも、本市では令和7年度からの実施を想定。

(21) 産後ケア事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数(人日)	780	780	780	780	780
確保方策	延べ人数(人日)	780	780	780	780	780
確保方策一量の見込み	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0

※令和6年度の8月時点月平均利用人数65人 × 12か月 = 780人を量の見込みとし、その同数を確保方策として計上。

5. 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数(人日)	1,350	4,596	6,876	9,000	11,085
確保方策	延べ人数(人日)	1,350	4,596	6,876	9,000	11,085
確保方策—量の見込み	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0

※量の見込み(人日) = 0歳6か月から満3歳児未満の未就園児数 × 利用率 × 10時間(月一定時間) × 12か月 ÷ 8時間(人日に対する時間換算) で算出。

利用率については、制度の浸透とともに徐々に利用意向が高まることを想定。

令和7年度については、実施状況を踏まえ、確保方策と量の見込みと同数に修正した。

令和8年度以降は、量の見込みと同数を確保方策として計上。

国の方針では令和8年度からの本格実施であるも、本市では令和7年度からの実施を想定。

(2) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項の追加記載について

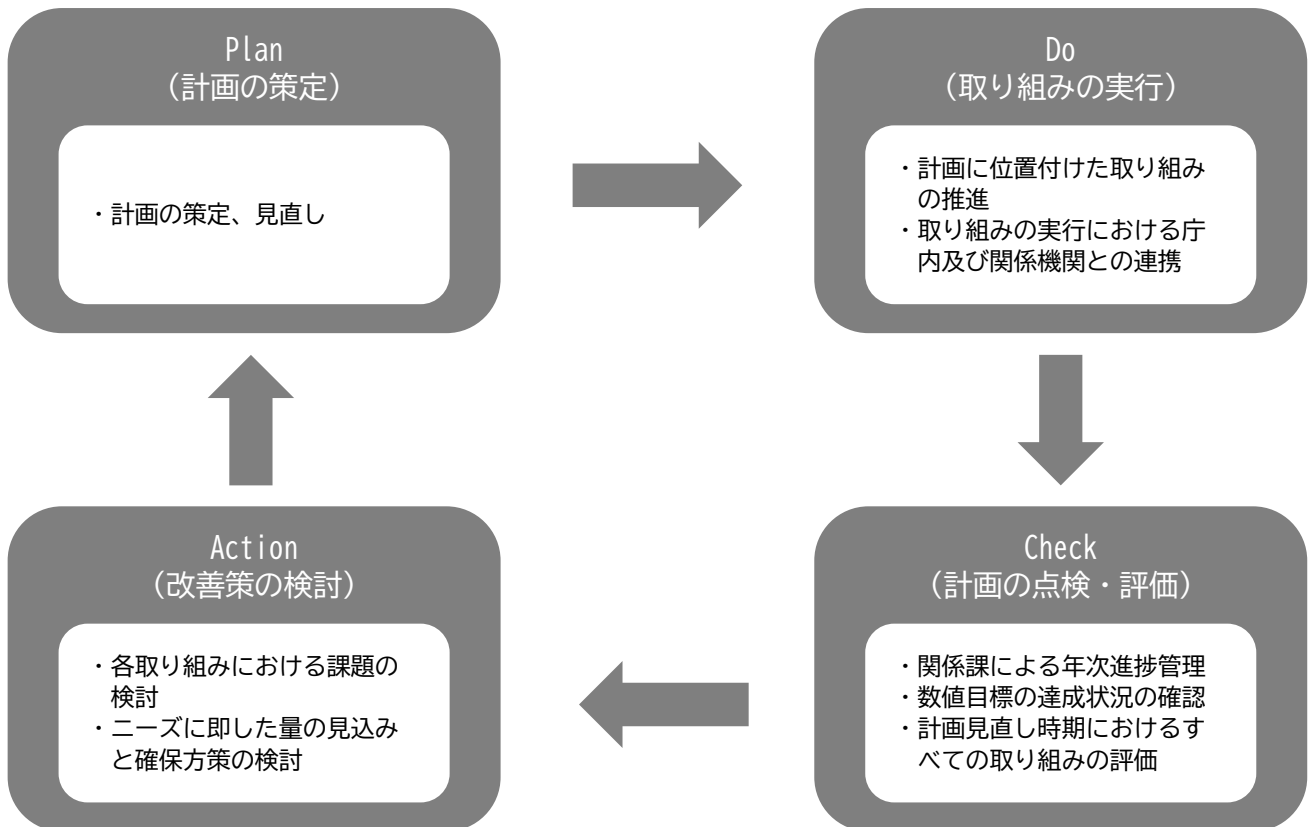
乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことから、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができるよう働きかけ、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援してまいります。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の進行管理手法と体制

本計画を推進していくには、計画に掲げた取り組みを着実に実施するとともに、取り組みの進捗・管理を行うことが重要となります。そこで把握した課題について検討し、計画を見直していくPDCAサイクルによって計画を推進していくものとします。

毎年、関係課による進捗管理を行うほか、本計画の3年目にあたる令和9年度には中間見直しを実施し、すべての取り組みについて評価します。



2. 庁内及び関係機関等との連携

計画に位置付けた取り組みを推進するにあたっては、福祉関係部署をはじめとした市長部局や教育委員会、教育・保育施設、社会福祉協議会、児童相談所などの関係機関、自治会や地域支えあい活動委員会等の地域やその他支援者との横断的な連携が必要不可欠であることから、包括的な相談支援体制を構築し、関係機関等の連携強化に取り組みます。

また、取り組みの中には制度や法律に基づく事業や広域調整が必要な事業等もあることから、必要に応じて県及び近隣市町村等と連携しながら取り組みを推進します。

3. こども・子育て支援事業債の活用について

「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード面）を速やかに実施できるよう、宜野湾市公共施設等総合管理計画を勘案して、子育て関連施設（保育所、児童センター等の福祉施設、障がい児施設）の必要な整備及び改修を行うにあたっては、こども・子育て支援事業債を活用します。

参考資料

1. 計画策定の経緯・経過

日程	主な内容
令和5年 6月8日	令和5年度 第1回宜野湾市子ども・子育て会議 ・小規模保育事業の認可に係る意見聴聞
7月14日～9月29日	第4期宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画策定に係るアンケート調査の実施
7月26日	令和5年度 第2回宜野湾市子ども・子育て会議 ・第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画の概要について (策定内容・策定体制・策定スケジュール)
8月24日	令和5年度 第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画 策定検討委員会委員の就任及び検討委員会・作業部会 合同会議 ・第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画の概要について (策定内容・策定体制・策定スケジュール)
10月3日	令和5年度 第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画 第1回作業部会 ・各計画施策等の実績評価総括(案)について ・第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査及び第2次 宜野湾市子ども未来応援計画策定に係るアンケート調査の調査票(案)につ いて
10月16日	令和5年度 第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画 第1回検討委員会 ・各計画施策等の実績評価総括(案)について ・第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査及び第2次 宜野湾市子ども未来応援計画策定に係るアンケート調査の調査票(案)につ いて
10月20日	令和5年度 第1回宜野湾市子ども・子育て会議専門委員会 ・計画の概要と策定スケジュールの説明 ・宜野湾市子ども未来応援計画及び第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計 画の取り組み状況について ・第2次宜野湾市子ども未来応援計画策定に係るアンケート調査票について
10月25日	令和5年度 第3回宜野湾市子ども・子育て会議 ・宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画(素案) について ・第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画 実績評価報告 ・第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査票(案) について

日程	主な内容
11月7日	令和5年度 第4回宜野湾市子ども・子育て会議 ・第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（就学前児童）対象世帯の修正について ・宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画（素案）について
11月20日～12月20日	第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施 第2次宜野湾市子ども未来応援計画策定に係るアンケート調査の実施
11月29日	令和5年度 第5回宜野湾市子ども・子育て会議 ・「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画（素案）」の答申書について
令和6年 3月29日	令和5年度 第6回宜野湾市子ども・子育て会議 ・第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告（速報）について ・特定教育・保育施設の利用定員変更報告について ・宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画及びパブリックコメントの募集結果報告について
6月11日	令和6年度 第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画 第1回作業部会 ・スケジュール等説明 ・アンケート調査報告書（概要）の報告 ・事業量見込み（暫定値）の検討
6月18日	令和6年度 第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画 第1回検討委員会 ・スケジュール等説明 ・アンケート調査報告書（概要）の報告 ・事業量見込み（暫定値）の検討
7月2日	令和6年度 第1回宜野湾市子ども・子育て会議 ・スケジュール等説明 ・アンケート調査報告書（概要）の報告 ・事業量見込み（暫定値）の検討
7月22日	令和6年度 第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画 第2回作業部会 ・第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画の策定内容の変更について ・宜野湾市こども計画（仮称）骨子案について ・施策体系（案）について ・こども等の意見聴取テーマの検討について
7月25日	令和6年度 第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画 第2回検討委員会 ・第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画の策定内容の変更について ・宜野湾市こども計画（仮称）骨子案について ・施策体系（案）について ・こども等の意見聴取テーマの検討について

日程	主な内容
8月9日	令和6年度 第1回宜野湾市子ども・子育て会議専門委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画の策定内容の変更について ・ アンケート調査結果の報告 ・ 宜野湾市こども計画（仮称）骨子案及び施策体系について ・ こども等の意見聴取テーマの検討について
8月26日	令和6年度 第2回宜野湾市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画の策定内容の変更について ・ 宜野湾市こども計画（仮称）骨子案について ・ こども等の意見聴取の実施について
9月10日～10月10日	こども・若者のためのオンライン意見箱の実施
10月2日	令和6年度 第3期宜野湾市こども計画 第3回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宜野湾市こども計画（仮称）原案について ・ 事業量見込み・確保方策について ・ パブリックコメント実施計画（案）について
10月9日	令和6年度 第3期宜野湾市こども計画 第3回検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宜野湾市こども計画（仮称）原案について ・ 事業量見込み・確保方策について ・ パブリックコメント実施計画（案）について
10月21日	令和6年度 第2回宜野湾市子ども・子育て会議専門委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宜野湾市こども計画原案について ・ パブリックコメント実施計画（案）について
11月1日	令和6年度 第3回宜野湾市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宜野湾市こども計画原案について ・ 事業量見込み・確保方策について ・ パブリックコメント実施計画（案）について ・ こども・若者のためのオンライン意見箱回収途中経過の報告
11月29日	令和6年度 第4回宜野湾市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宜野湾市こども計画原案について ・ 事業量見込み・確保方策について ・ こども・若者のためのオンライン意見箱回収結果の報告
令和6年12月9日 ～ 令和7年1月8日	宜野湾市こども計画（案）に対するパブリックコメントの実施
1月22日	令和6年度 第3期宜野湾市こども計画 第4回作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果報告 ・ こども等意見の反映について ・ 計画最終案の確認

日程	主な内容
1月29日	令和6年度 第3期宜野湾市子ども計画 第4回検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・子ども等意見の反映について ・計画最終案の確認
2月4日	令和6年度 第3回宜野湾市子ども・子育て会議専門委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・子ども等意見の反映について ・計画最終案の確認
2月13日	令和6年度 第5回宜野湾市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・子ども等意見の反映について ・計画最終案の確認 ・答申（案）について

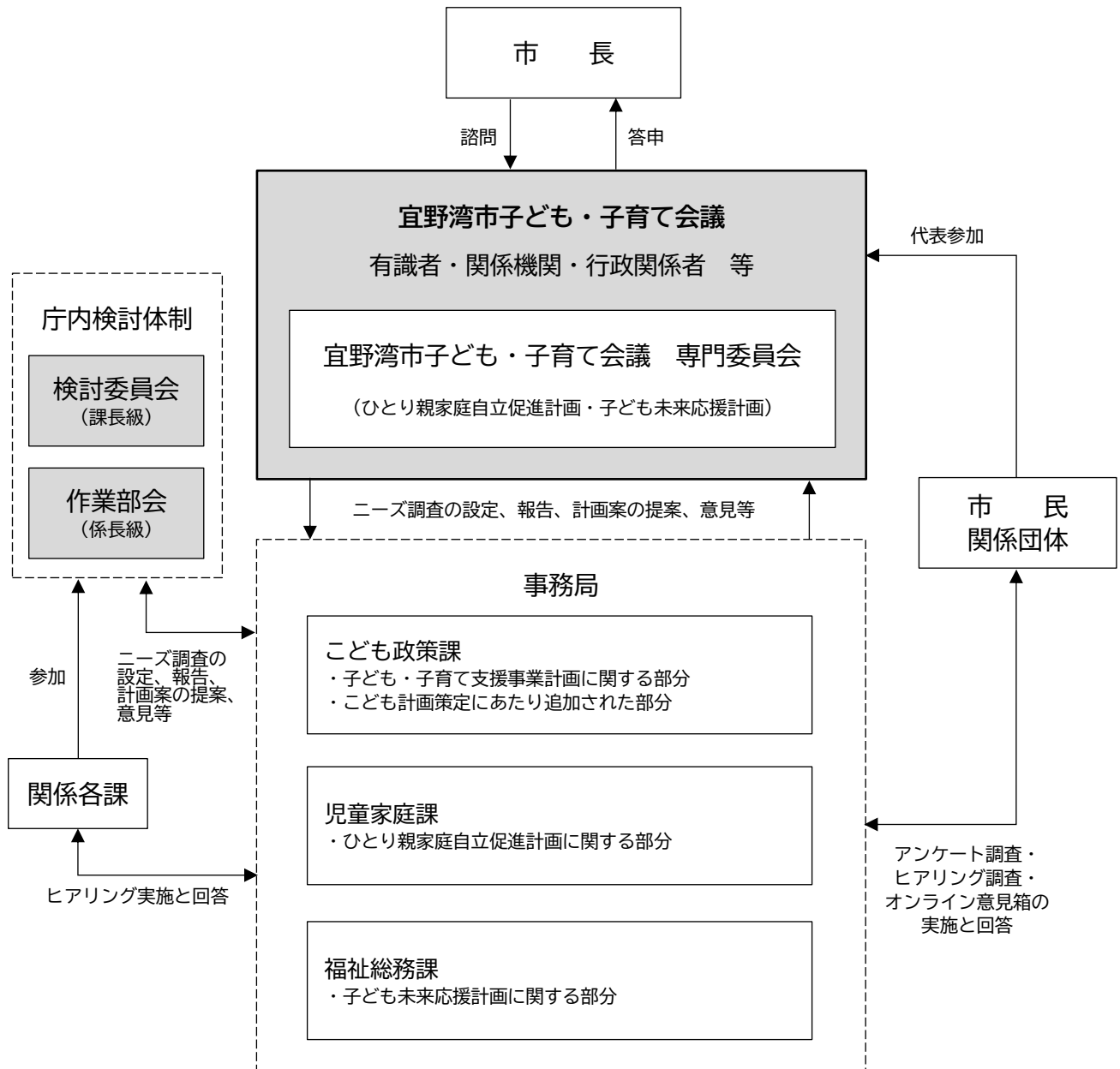
【令和5年度スケジュール表】

内容	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下
各種会議 子ども・子育て会議（子ども・子育て支援事業計画） 専門委員会（子どもの貧困対策計画・ひとり親家庭自立促進計画） 検討委員会（庁内関連課長） 作業部会（庁内関連係長級）	7/25	策定内容・策定体制・スケジュール等説明 8/24	10/16	10/25 10/20					○ニーズ調査結果（速報） ○利用定員変更等 対面開催 ○ニーズ調査結果（速報） 書面報告 3/29
現状分析 第2期子ども・子育て支援事業計画の現状と課題分析（各課調査） 国/自治体の動向把握									
ニーズ調査（アンケート調査） 【子ども・子育て支援事業計画】 ・就学前児童家庭（郵送発送・回収） 配布：3,500件・回収 ・小学校児童家庭（学校経由配布・回収） 配布：1,700件 【子どもの貧困対策計画調査】 ・小5生及び保護者（学校経由配布・回収） 配布：450件 ・中2生及び保護者（学校経由配布・回収） 配布：400件 ・高2生及び保護者（郵送発送・回収） 配布：500件 【ひとり親家庭自立促進計画調査】 ・児童扶養手当受給者（申請時配布・回収）約1,900件 報告書作成		子ども家庭庁→地方自治体へ「量の見込み」の算出 手引きの通知（令和5年9月20日） 国調査票及び沖縄子ども調査票を基に作成 調査 市回収 集計			学校配布・回収、一部郵送配布・回収 学校配布・回収、一部郵送配布・回収			集計 集計	
ヒアリング									
事前調査									
事務局									

【令和6年度スケジュール表】

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下
(参考) 国の動向	■通常国会（子ども子育て支援法等改正法 審議） ■第三期手引き改訂版 → ■第三期手引き改訂版（10/10通知） ■子ども計画策定の留意点説明会（11/29） 「子ども計画策定ガイドライン案」パブコメ（～4/26） → 正案 発出 ■「こどもまんなか実行計画」決定（毎年6月頃改定、大綱に基づく具体的施策の計画）											
各種会議 子ども・子育て会議（子ども・子育て支援事業計画） ●：全体・子ども子育て ◎：貧困・ひとり親 専門委員会（子どもの貧困対策計画・ひとり親家庭自立促進計画） 検討委員会（庁内関連課長）※7月以降は隔分野同時開催 作業部会（庁内関連係長級）※7月以降は隔分野同時開催				○説明（計画策定） ○スケジュール等説明 ○ニーズ調査報告（概要） ○事業量見込み（暫定値）の検討 ① 7/2	○計画骨子案の検討 ② 8/26		○計画案の検討 ○事業量見込み・確保方策の検討 ③ 11/1・④ 11/29	○パブリックコメント結果報告 ○子ども等意見の反映について ○計画最終案の確認 ○答申 ⑤ 2/13				
事業量見込み確保方策検討				6/18	7/25		10/9					
計画骨子・原案作成			6/11	7/22		10/2					1/22	
事務局												

2. 計画策定の体制



○宜野湾市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、宜野湾市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(令5条例8・一部改正)

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(令5条例8・一部改正)

(組織等)

第3条 会議の委員は、15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月28日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○宜野湾市子ども・子育て会議条例施行規則

令和5年4月1日

規則第30号

(趣旨)

第1条 宜野湾市子ども・子育て会議条例(平成25年宜野湾市条例第28号)第8条の規定に基づき、宜野湾市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会)

第2条 子ども・子育て会議は、特定の事項を審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、子ども・子育て会議会長(以下「会長」という。)が選任し、市長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て会議委員のうちから会長が指名する者

(2) 子ども・子育て会議委員以外の者で審議事項に精通する者

4 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

5 委員長は、専門委員会における審議の経過及び結果を子ども・子育て会議に報告しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。ただし、委員長は重要な事項については会長に諮ることができる。

(令5規則47・一部改正)

(委任)

第3条 規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年10月18日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市子ども・子育て会議条例施行規則の規定は令和5年4月1日から適用する。

【宜野湾市子ども・子育て会議 委員名簿】

氏名 (敬称略)	所属	役職	備考
上地 武昭	沖縄大学	名誉教授	会長
平田 美紀	沖縄女子短期大学	児童教育学科教授	副会長
儀間 佑力	宜野湾市認可保育園園長会		
仲村 由香	宜野湾市認可保育園園長会		
仲村 健一	宜野湾市地域型保育事業所園長会		
國場 福太郎	宜野湾市私立保育連絡協議会	会長	
関根 路代	沖縄県私立幼稚園連合会	会長	
志良堂 雅之	宜野湾市学童クラブ連絡協議会	会長	
金城 智子	宜野湾市手をつなぐ親の会	会長	
村岡 祐祈	保育園保護者会		
名城 清	宜野湾市自治会長会	代表者	
仲村 義明	宜野湾市商工会	副会長	
玉城 徳子	一般公募委員		
島袋 喜美恵	宜野湾市福祉推進部	部長	
佐伯 進	宜野湾市教育委員会指導部	部長	

【宜野湾市子ども・子育て会議 専門委員会 委員名簿】

氏名 (敬称略)	所属	役職	備考
上地 武昭	宜野湾市子ども・子育て会議 (沖縄大学 名誉教授)	会長	委員長
名城 清	宜野湾市子ども・子育て会議 (宜野湾市自治会長会 代表者)	委員	
仲村 義明	宜野湾市子ども・子育て会議 (宜野湾市商工会 副会長)	委員	
田中 志郎	宜野湾市校務研究会	会長 (志真志小学校 校長)	
下地 啓子	宜野湾市民生委員児童委員連絡協議会	主任児童委員	
仲村渠 満	宜野湾市社会福祉協議会	事務局長	副委員長
成海 智佳	宜野湾市母子寡婦福祉会	副会長	
渡名喜 庸松	普天間3区こどもの居場所	代表	

宜野湾市こども計策定検討委員会設置要綱

令和6年8月26日改正

(設置)

第1条 宜野湾市こども計画（以下「計画」という。）の策定に必要な検討を行うため、宜野湾市こども計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に必要な調査・研究に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員の任命は、別に辞令を用いることなくその職に命じられた者とする。
- 3 委員の任期は、この要綱が施行された日から計画が策定されるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に福祉推進部こども政策担当次長、副委員長に福祉推進部福祉担当次長をもって充てる。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(作業部会)

第6条 検討委員会の下に、計画に係る具体的な事項を調査・検討させるための作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、別表2に掲げる職員で組織する。
- 3 作業部会の任命は、別に辞令を用いることなく、その職に命じられたものとする。

- 4 作業部会には部会長を置き、委員の互選により、これを決める。
- 5 部会長は、会議を招集し、その議長となる。
- 6 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。
- 7 部会長は、必要に応じ、作業部会以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 8 部会長に事故があるとき、又は欠けるときは、あらかじめ部会長の指名した委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、福祉推進部福祉総務課及び児童家庭課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月26日から施行する。

別表1 宜野湾市こども計画策定検討委員会

	部・課名	職名
1	福祉推進部	こども政策担当次長
2	福祉推進部	福祉担当次長
3	福祉推進部 子育て支援課	課長
4	福祉推進部 児童家庭課	児童家庭担当主幹
5	福祉推進部 障がい福祉課	課長
6	福祉推進部 保護課	課長
7	健康推進部 健康増進課	課長
8	市民経済部 産業政策課	課長
9	教育委員会指導部 指導課	課長
10	教育委員会教育部 生涯学習課	課長
11	教育委員会指導部 はごろも学習センター	所長

別表2 宜野湾市こども計画策定作業部会

	部・課名	職名
1	福祉推進部 こども政策課	こども育成係長
2	福祉推進部 子育て支援課	保育児童係長
3	福祉推進部 子育て支援課	幼稚園係長
4	福祉推進部 児童家庭課	児童家庭係長
5	福祉推進部 障がい福祉課	自立支援係長
6	福祉推進部 保護課	保護二係長
7	福祉推進部 福祉総務課	生活支援係長
8	健康推進部 健康増進課	すこやか親子係長
9	市民経済部 産業政策課	雇用企業係長
10	教育委員会指導部 指導課	幼稚園指導主事
11	教育委員会教育部 生涯学習課	社会教育係長
12	教育委員会指導部 はごろも学習センター	支援係長

宜福こ第 141 号
令和 6 年 7 月 2 日

宜野湾市子ども・子育て会議会長 殿

宜野湾市長 松川 正則

第 3 期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定について（諮問）

宜野湾市における子ども・子育て支援の充実を図るため、第 3 期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画の策定について、宜野湾市子ども・子育て会議条例第 2 条の規定により貴会議の意見を求める。

記

計画策定にあたっての基本事項

1. 子ども・子育て支援法第 61 条（市町村子ども・子育て支援事業計画）に基づく、令和 7 年度から 11 年度までの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画の提供体制の確保、その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画とする。
2. 本市の子ども・子育て施策をわかりやすく体系化し、一層充実させることを目的に、「宜野湾市子ども未来応援計画」「宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」を包含した計画とする。

以 上

宜福こ第 141 号-2
令和 6 年 8 月 26 日

宜野湾市子ども・子育て会議会長 殿

宜野湾市長職務代理者
宜野湾市副市長 和田 敬悟

宜野湾市子ども計画（仮称）計画策定について（諮問変更）

令和 6 年 7 月 2 日付宜福こ第 141 号文書にて、諮問した第 3 期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定について、以下のとおり諮問変更を行い、宜野湾市子ども・子育て会議条例第 2 条の規定により貴会議の意見を求める。

記

諮問内容

1. こども基本法第 10 条に基づく市町村「こども計画」として、令和 7 年度から 11 年度までの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画の提供体制の確保、こどもの貧困対策、ひとり親家庭への支援対策、若者対策、その他法律に基づくこども政策を総合的に推進するための計画とする。
2. 「こども大綱」及び都道府県子ども計画を勘案して策定する。

以 上

令和7年2月19日

宜野湾市長 佐喜眞 淳 殿

宜野湾市子ども・子育て会議
会長 上地 武昭

宜野湾市こども計画策定について（答申）

令和6年8月26日付け、宜福こ第141号-2で諮問のありました標記の件について、慎重審議を行い、別添のとおり取りまとめたので、答申する。

3. ヒアリング調査結果

宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画（60ページ「ひとり親家庭への支援」）策定にあたり、宜野湾市母子寡婦福祉会へ団体の活動状況や課題、本市のひとり親家庭支援制度についてヒアリングを行った。

【ヒアリング実施概要】

日時 令和6年3月23日（土） 18：30～19：50

場所 宜野湾市社会福祉協議会

参加者 宜野湾市母子寡婦福祉会：会員5名

宜野湾市役所：児童家庭課長、児童家庭課手当二係長、福祉総務課生活支援担当主査

①団体の構成・世帯数について
・会員数 180世帯（令和6年3月23日現在）
②加入促進に向けた取り組みの実施状況・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当現況届の会場で加入促進を行っている。 ・父子世帯は3世帯か4世帯加入している。養育者世帯は1世帯。 ・令和5年度は児童扶養手当の現況届の際、新規加入者が多かったので会員数が増え、いちご狩りではなくピクニックに行った。参加者は82名。 ・令和5年度は初めて映画鑑賞会を実施して好評だった。 ・役員は50代、評議員70代以上になっている。子育て中はハードなのはわかるので、なかなかお願いできないけど、新しい方に役員になって欲しい。新しい取り組みのためにも役員交代が必要だと考えている。
③宜野湾市母子寡婦福祉会のひとり親家庭支援の取り組み状況と課題
<p>（相談・情報提供について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供のグループラインを持っている。定員がある募集の情報を流すとき、仕事でラインが見られなかった方が不利になる場合もあるので、不平等が生じないように、情報を提供するタイミングには気をつけている。 <p>（生活支援員について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県母子寡婦福祉会が行っている沖縄県ひとり親家庭等日常生活支援事業は、ひとり親家庭の方が修学や病気等で日常生活を営む上で一時的に支障が生じた場合にヘルパーを派遣している。また、会員は家庭生活支援員養成講習会を受講して家庭生活支援員として活躍することもできる。
④関係団体・宜野湾市との連携について
<p>（他市町村の母子寡婦福祉会とのつながりについて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月に1回集まっている。また、沖縄県母子寡婦福祉会からの支援物資を受け取れないときは代わりに受け取ってもらうなど助け合っている。 <p>（社会福祉協議会・宜野湾市との連携について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員から会長と副会長に個人的に相談がくることがある。自分たちで窓口を案内できることもあるが、難しいときは社会福祉協議会や児童家庭課に繋いでいる。連携できていると思う。

⑤宜野湾市のひとり親家庭支援制度について

(自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金等事業等の資格取得・就労支援について)

- ・利用を検討して相談したことがあるが、仕事や子育て等のスケジュール調整が難しく利用できなかった。
- ・高等職業訓練促進給付金を受給して保育士の資格を取得したのでみんなに利用して欲しい。働きながら通学して資格取得をしたので大変だったが、給付金が利用できて、お金の心配をすることなく資格取得できて、収入も増やすことができた。

(支援制度等の情報取得方法について。市のホームページ・市報を見ているか)

- ・必ず見ている。「知らなかった」とは言いたくない。
- ・市報が家に届かないのでホームページを見ている。

(その他のひとり親支援制度について)

- ・ひとり親支援には子どもがスポーツ遠征するときの助成がない。がんばっても支払いが難しいということで遠征をあきらめた子もいた。手助けがあれば、子どもたちももっとがんばろうという気になると思う。
- ・ファミリー・サポート・センターの無料チケットが少ない。県外だと20,000円分ぐらい無料チケットがあった。働きに行ってもファミリー・サポート・センターの利用料で消えてしまうので、なんのために働くのかわからなくなる。
- ・沖縄県日常生活支援事業について、塾の送迎は使えないと言われた。ファミリー・サポート・センターは顔合わせが必要なので使えなかったので困った。
- ・非課税世帯が利用できる通塾制度(子どもの学習・生活支援事業)は中学3年生だけが対象となっているが、対象を広げて欲しい。お金がない世帯は学力の差が出てしまう。
- ・嘉数は児童センターがない。
- ・ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業について、沖縄国際大学と新城児童センターしか活動場所がなく、大山や伊佐の方から連れていくことができないという保護者がいる。
- ・住宅支援がない。家賃も高くなっているし、審査が厳しく「連帯保証人不要」とある物件でも審査が通らない場合は預金通帳を見せなければいけないときがある。連帯保証人の問題と家賃の問題があるので、何か支援があれば助かる。
- ・寡婦の支援も必要だと思う。母子・父子家庭等医療費助成は20歳まで継続して欲しい。子どもが高校卒業し、子育てが落ち着いたということで体調を崩しやすい時期なので、医療費助成が受けられないと負担が重い。
- ・課税・非課税の支援の区切りについて変えて欲しい。少しでも課税されるといろんなサービスが受けられなくなる。収入が増えると児童扶養手当の支給額も減るので、頑張っても収入が増えないように感じる。

4. こども・若者のためのオンライン意見箱 フィードバック資料

こども・若者のための オンライン意見箱

～あなた自身や友達などが幸せに暮らすために
必要な「もの」や「こと」～

フィードバック資料

1. 実施概要

目的	「宜野湾市こども計画」に係るこども等の意見聴取の一環として、インターネット等による自由な意見提出の仕組みとして実施
対象者	こども・若者本人（30歳以下） ※こども・若者自身が意見表明できない場合には、周りの人が本人に代わって本人の意見を聴取して提出することも可
募集テーマ	あなた自身や友達などが幸せに暮らすために必要な「もの」や「こと」について意見をお寄せください
手法	①周知用チラシを作成し、回答フォーム URL・QR コードを周知し、オンラインで回答受付（Web 上でのフォーム等活用） ②公共施設（児童センター等）で回答希望者に指定様式を配布・回収
周知方法	・市公式ホームページ、LINE掲載 ・公共施設（児童センター等）でのチラシ掲示 ・教育委員会を通じた保護者への周知
実施期間	2024年9月5日（木）～2024年10月10日（木）
回収数	回答者数：167 人 意見数：245 件

2. 宜野湾市子ども計画について

みなさまからいただいたご意見の中で
宜野湾市子ども計画
に反映された意見を紹介します！

Q. 「宜野湾市子ども計画」とは？

すべての子ども・若者と保護者が
地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん

・宜野湾市子ども計画は、「すべての子ども・若者と保護者が地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん」を基本理念とし、様々な家庭や困難を抱える若者等を含む、すべての子ども・若者と子育てを行う保護者にとって暮らしやすく、生きる喜びを実感できるまちの実現を目指すための取り組みを書いたものです。

3. みなさんの意見と計画への反映

いただいた意見はすべて読んで、
宜野湾市子ども計画に反映できるかどうかなどを考えました！

似ている意見をまとめました

①子どもまなか社会について	②心身の健康づくりについて
③体験や学びの機会について	④子どもの居場所・遊び場について
⑤児童虐待・親子関係について	⑥経済的支援・貧困対策について
⑦その他意見(子ども計画に反映できなかった意見)	

3. みんなの意見と計画への反映

①子どもまんなか社会について

主なみなさんの意見

【子どもの話を聞く意識づくり】
・話を聞いてくれる大人がいてほしい。

【子どもの意見の聴取と反映】
・子どもの意見を聞いてほしい。

宜野湾市子ども計画への反映

社会全体（大人）に対する情報提供・啓発、教育（計画書P47）
・子ども・若者が権利の主体であることについて、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとする大人に対して、情報提供等を通して幅広く周知・共有を図ります。

子どもの社会参画・意見反映の推進（計画書P47）
・子どもが意見を表明し、社会に参画する機会を確保します。子どもの意見表明権の周知啓発に加え、子どもの意見聴取と施策反映のための取組を推進します。

②心身の健康づくりについて

主なみなさんの意見

【心のケア】
・困ったときに相談できる人が必要。

宜野湾市子ども計画への反映

スクールカウンセラーを活用した心のケアの実施（計画書P48）
・市内の全小・中学校へ配置されている県費スクールカウンセラーを活用し、児童生徒の心のありようと、それに関わる様々な問題や悩みを受け止め、児童生徒や保護者の心のケアを実施します。

3. みんなの意見と計画への反映

③体験や学びの機会について

主なみなさんの意見

【心の教育】
・みんなが仲良く、困った人がいたら助ける。
・やさしさ、思いやり、礼儀。
・お互いの意見を取り入れる。

【キャリア教育】
・様々な職業や生き方にふれることで、将来と向き合いたい。

【地域との関わり】
・友達や地域の人と遊んだり交流したりしたい。

宜野湾市子ども計画への反映

体験活動の推進（計画書P49）
・学校・家庭・地域社会の中での日常的な人間的成長に不可欠な経験・体験をはじめとして、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を創出することにより、子ども達の規範意識や社会性及び自主性や自立心等を育成します。

キャリア教育の継続・発展（計画書P49）
・子ども一人一人が夢や希望を持ち、望ましい職業観を育ていけるよう、地域キャリア教育支援事業の継続・発展を検討し、より児童生徒の発達段階や地域のニーズに応じたキャリア教育支援を展開します。

地域学校協働本部による子どもと地域との交流等の推進（計画書P49）
・幅広い地域の方々の参画により、子どもたちの豊かな人間性を育み、地域を創生する学校内外における「地域学校協働活動」を推進します。

3. みんなの意見と計画への反映

④ こどもの居場所・遊び場について

みんなの意見

【児童センター】

- ・児童センターを増やしてほしい。
- ・安心して過ごせる場所がほしい。

【その他の居場所】

- ・友達や地域の人と遊んだり、交流できる場所があったらいいと思う。
- ・自由に友達同士集まって、勉強とかできる場所がほしい。

宜野湾市子ども計画への反映

こどもの居場所づくりの推進（計画書P56）

- ・本市では、児童センターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施等、児童の健全育成の場の充実に努めてきました。今後も充実を図るため、各種社会資源・自然資源・人的資源等を活用し、こどもの居場所づくりの充実に努めます。
- ・地域ごとのニーズの把握に努め、増設を含め検討し、待機児童ゼロを目指します。

こどもの居場所運営支援事業の継続・拡充（計画書P56）

- ・様々な理由により行き場所のない地域の子どもへ、安心安全な居場所を提供し、食事の提供や学習支援、生活支援等ができる「こどもの居場所」の運営支援に引き続き取り組みます。

⑤ 児童虐待・親子関係について

みんなの意見

【虐待】

- ・虐待を発見した際の、通報、隔離の仕組みづくりをしてほしい。

宜野湾市子ども計画への反映

虐待のある家庭等に対する対応の充実（計画書P58）

- ・虐待のある家庭やその恐れのある家庭に対して、関係機関と連携を図りつつ、諸制度や相談機能の活用、地域への見守りの依頼の対応等を引き続き実施します。

3. みんなの意見と計画への反映

⑥ 経済的支援・貧困対策について-1

みんなの意見

【就学援助】

- ・学校で学ぶために必要な物資の支援がほしい。
- ・制服や部活用品の支援がほしい。

【情報提供】

- ・ひとり親世帯がどのような支援を受けられるか教えてほしい。

宜野湾市子ども計画への反映

就学援助の継続実施（計画書P59）

- ・経済的理由によって就学が困難と認められる世帯に対して、学用品費等の援助を適切に実施し、保護者の経済的負担軽減に取り組みます。

相談・情報提供体制の強化（計画書P60）

- ・ひとり親家庭が抱える様々な問題・相談に対し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うための総合的な相談窓口としての役割を担う「母子・父子自立支援員」について周知を図るとともに、相談（予約制）の利用を促進します。
- ・各種支援策を有効に活用できるよう、ひとり親家庭支援に関するチラシの配布や、広報誌・ホームページを活用した情報提供の充実に努めます。

3. みんなの意見と計画への反映

⑥経済的支援・貧困対策についてー2

主なみんなの意見

【学習生活支援】

- ・みんながしっかり勉強できること。
- ・無料塾を開いてほしい。

【自立に向けた支援】

- ・どうしても学校へ行けない子どもや、すぐに働くことが難しい人が困った時に相談にのってくれる場所や、将来働けるようになるまでフォローしてくれる居場所がほしい。

宜野湾市子ども計画への反映

学習生活支援事業（通塾制度等）（計画書P62）

- ・経済的な理由や家庭の事情等により学習環境が不安定な子どもに対し、一般塾等の活用による学習機会を提供し、高校進学率の向上を旨とする取り組みを行います。

学習・就労支援体制強化事業（計画書P62）

- ・不登校や登校渋り、学習に不安のある児童生徒、18歳未満の無業等の青少年を対象に、個々の状況に合わせた学習支援・就労支援を実施するとともに、福祉と教育、商工労働関係部局、地域や企業等による協議会を設置し、地域全体による子どもの支援体制を構築します。

3. みんなの意見と計画への反映

⑥経済的支援・貧困対策についてー3

主なみんなの意見

【生活の安定】

- ・衣食住に困らないこと。
- ・安心できる住居・環境。
- ・お腹を空かせずに生活できる収入。

【食支援】

- ・子どもが食に困らない環境がほしい。
- ・無料で食事ができる場所がほしい。

宜野湾市子ども計画への反映

生活困窮者自立支援制度と連携した生活の安定・就労支援（計画書P62）

- ・経済的支援等が必要な生活困窮者に対して、どのような支援が必要かを支援員と一緒に考え、一人一人の希望に合った支援プランを作成し、生活の安定・就労支援に取り組みます。

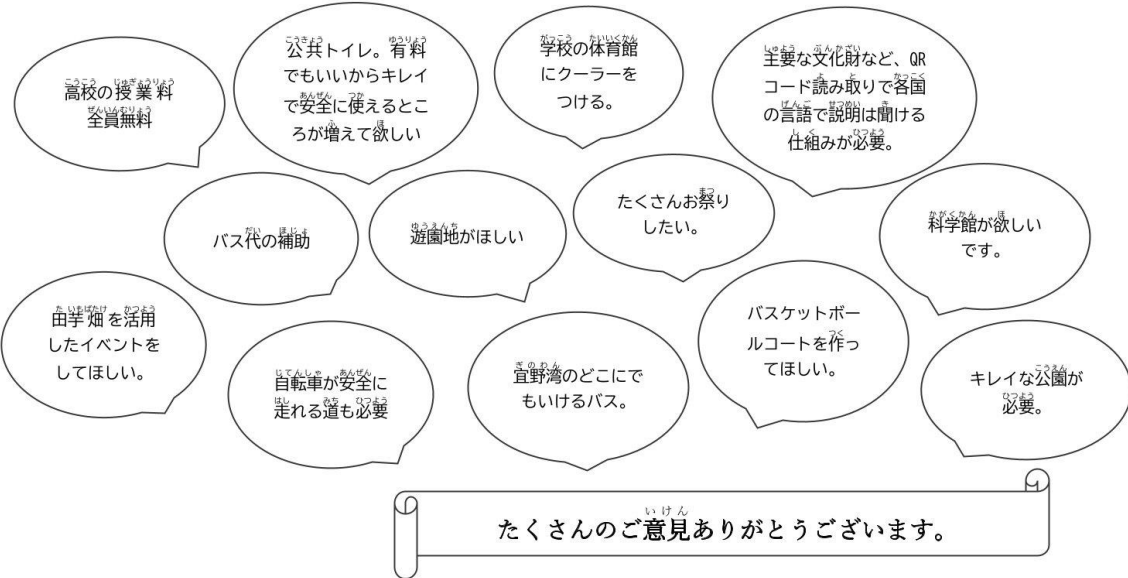
困窮世帯等の食支援（子ども食堂・フードバンク等）（計画書P62）

- ・子ども食堂やフードバンク等、地域で食事の提供を行う居場所や食品等を安定的に供給する体制整備に取り組みます。

3. みんなの意見と計画への反映

⑦その他意見(こども計画に反映できなかった意見)

宜野湾市こども計画には反映できなかった意見については、関係者に共有し、今後の市の取組の参考にしていきます。



5. 教育・保育及び地域子育て支援事業に関する参考資料

(1) 幼児期の教育・保育施設等の施設数及び立地状況

①保育所（保育園）

令和6年4月現在、認可保育所は、公立2施設、私立14施設（分園は本園に含めて1施設とする）で、利用定員数は1,555人となっています。

②認定こども園（幼稚園型・保育園型）※1号含む

令和6年4月現在、認定こども園は、私立16施設（分園は本園に含めて1施設とする）で、利用定員数は2,293人となっています。

③地域型保育事業

令和6年4月現在、地域型保育事業は、私立16施設（小規模保育事業14施設、事業所内保育事業2施設）で、利用定員数は298人となっています。

④認可外保育施設

令和6年4月現在、認可外保育所は18施設あり、入所定員数は740人となっています。

▼普天間中学校区

公立：0箇所 法人：1箇所 地域型：1箇所
認定こども園：4箇所 認可外：5箇所

普天間小学校区		
認定こども園：3箇所 認可外：2箇所		
	施設名	所在地
認定こども園	ゆうわ認定こども園	野嵩 4-22-1
	認定こども園はごろも保育園(分園)	野嵩 2-27-2
	ここわ認定こども園	野嵩 2-22-12
認可外	緑ヶ丘保育園	野嵩 2-23-1
	若竹保育園	野嵩 3-22-1

普天間第二小学校区		
法人：1箇所 地域型：1箇所 認定こども園：1箇所 認可外：3箇所		
	施設名	所在地
法人	きゆな保育園	喜友名 1-13-9
地域型	ほいくえんそーれ!	新城 2-43-1
認定こども園	しのめこども園	新城 2-43-1
認可外	インターナショナルキッズスクール	普天間 2-50-2
	あかちゃんハウス	新城 2-12-6
	いずの木保育園	新城 2-9-11

▼真志喜中学校区

公立：1箇所 法人：5箇所 地域型：10箇所 認定こども園：4箇所
認可外：6箇所 企業主導型：3箇所 居宅訪問型：2箇所

大山小学校区		
公立：1箇所 法人：2箇所 地域型：3箇所 認定こども園：1箇所 認可外：3箇所 居宅訪問型：1箇所		
	施設名	所在地
公立	うなばら保育所	大山 3-30-1
法人	そらみライオンの子保育園	大山 3-18-49
	あつがる保育園	大山 5-13-10
地域型	キュート・チャイルド・ケア 宜野湾保育園	伊佐 2-10-5
	リトルマーシー	伊佐 2-1-6-202
	ライオンの子保育園ブンパ	大山 3-29-11-101
認定こども園	認定こども園はごろも保育園	大山 2-11-12
	ムーミン保育園	伊佐 3-14-12
認可外	セイントジョセフィン モンテッソーリスクール ぎのわん	伊佐 3-22-17
	CIRCOLO 201 (一時保育)	大山 2-14-8 コーボ宮城201
居宅訪問型	CIRCOLO 201 <居宅訪問型保育事業>	大山 2-14-8 コーボ宮城201

はごろも校区		
地域型：5箇所 認定こども園：2箇所 認可外：2箇所 企業主導型：3箇所		
	施設名	所在地
地域型	ヤクルトわくわく大山保育園	大山 7-13-2
	うさぎ保育園	真志喜 5-13-8
	ちきーと保育園真志喜園	真志喜 2-11-15
	ばいかに保育園	真志喜 2-5-22
	そらみ保育園	宇地泊 3-3-17
認定こども園	認定こども園森川保育園	真志喜 5-6-14
	ラポール育成こども園	宇地泊 1-19-13
認可外	わんぱくシーサー 保育園	真志喜 2-4-3 2F
	Little Star Montessori School	真志喜 2-13-20
企業主導型	はずてる保育園 ましき園	真志喜 2-13-10 1F
	もりのなかま保育園 真志喜園	真志喜 3-15-24 1F
	キラキラすまいる 保育園	真志喜 3-16-10 102

大謝名小学校区		
法人：3箇所 地域型：2箇所 認定こども園：1箇所 認可外：1箇所 居宅訪問型：1箇所		
	施設名	所在地
法人	マーシー保育園	宇地泊 3-9-16
	花の子保育園	大謝名 1-18-21
	びつこ保育園	大謝名 4-24-7
地域型	もりのなかま保育園宇地泊園	宇地泊 3-13-17
認定こども園	ちきーと保育園大謝名園	大謝名 5-21-24-201
認可外	認定こども園まなぶ保育園	大謝名 5-13-2
	アイリー保育園	大謝名 5-6-7
居宅訪問型	Star☆Twinkle	沖縄県宜野湾市嘉数 4-19-7 プレミアムコート宜野湾西704

▼嘉数中学校区

公立：1箇所 法人：3箇所 地域型：3箇所 認定こども園：9箇所
認可外：3箇所 企業主導型：5箇所 居宅訪問型：1箇所

嘉数小学校区		
法人：1箇所 地域型：1箇所 認定こども園：4箇所 認可外：1箇所 企業主導型：2箇所		
	施設名	所在地
法人	可愛保育園	我如古 4-16-31
地域型	ねたて保育園	嘉数 3-4-13 1F
認定こども園	さつき認定こども園	真栄原 3-24-13
	第2さつき認定こども園	真栄原 3-37-25
	ピノキオ認定こども園	嘉数 1-4-50
認可外	認定きららこども園	真栄原 1-7-14
	助産院 パビオン	真栄原 3-13-21
企業主導型	さつき企業内保育園	真栄原 3-37-25 3F
	第2マリア園	真栄原 3-16-1

志真志小学校区		
公立：1箇所 法人：1箇所 地域型：2箇所 認定こども園：4箇所 認可外：2箇所 企業主導型：3箇所		
	施設名	所在地
公立	宜野湾保育所	宜野湾 3-13-10
法人	ポケット保育園	我如古 3-18-17
地域型	ちゆらさん保育園	字佐真下 57
	クッピー乳児園	我如古 1-55-13 2F
認定こども園	おひさま認定こども園	字佐真下 59-1
	おひさま認定こども園(分園)	字佐真下 57-6
	認定こども園しいの実保育園	我如古 2-26-2
認可外	認定こども園しいの実保育園(分園)	我如古 2-20-5
	ホサナメロディ ほいくえん	我如古 1-47-2
企業主導型	沖縄病院 あゆみ保育園	我如古 3-10-22
	もりのなかま保育園 佐真下園	佐真下 57-5
	ジジイ保育園	我如古 1-3-2 101
	我如古 さつき企業内保育園	我如古 1-44-2 2F

大謝名小学校区		
法人：1箇所 認定こども園：1箇所 居宅訪問型：1箇所		
	施設名	所在地
法人	こがねの森保育園	大謝名 3-10-1
認定こども園	第2さつき認定こども園(分園)	大謝名 2-27-15
居宅訪問型	一時保育リリィ	大謝名 2-27-22

▼宜野湾中学校区

公立：0箇所 法人：6箇所 地域型：2箇所
認定こども園：5か所 認可外：2箇所 企業主導型：1箇所

長田小学校区		
法人：3箇所 地域型：1箇所 企業主導型：1箇所		
	施設名	所在地
法人	志真志まごころ保育園	志真志 1-3-10
	秋津保育園	長田 3-32-5
地域型	どんぐりの里保育園	長田 3-27-9
企業主導型	らいむ保育園	志真志 1-4-1
	ママサポート	長田 1-27-26 1F

宜野湾小学校区		
法人：3箇所 地域型：1箇所 認定こども園：5箇所 認可外：2箇所		
	施設名	所在地
法人	あいのもり保育園	愛知 1-10-40
	あいのもり保育園(分園)	愛知 1-10-35
	赤道あおぞら保育園	赤道 2-9-11
地域型	つみき保育園	愛知 2-7-6
認定こども園	愛善認定こども園	愛知 2-16-49
	認定こども園ミライエ	赤道 1-16-11
	認定こども園ミライエ(分園)	上原 1-25-15
認可外	認定こども園ミライエ(第2分園)	上原 1-9-1 2F
	認定こども園ちやいどのほうすエンジェル	上原 2-14-11
認可外	クローバー モンテッソーリ	愛知 1-5-45
	インターナショナル	第2マルセイマンション 1F
	わらびの森 幼児学園	上原 1-10-5

《保育所入所の状況》

令和6年4月1日現在、認可保育所利用定員数4,146人に対して、入所児童数は3,951人となっています。本市においては、認定こども園への移行、既存保育園の入所定員枠の弾力化により、多くの児童を受け入れるなどの対応を行っています。

公立・私立認可保育所利用定員一覧

令和6年4月1日現在

区分	保育所名	定員	入所児童数
公立	うなばら保育所	120	72
	宜野湾保育所	140	112
法人	きゆな保育園	70	65
	マーシー保育園	100	102
	花の子保育園	80	83
	こがねの森保育園	100	99
	可愛保育園	150	150
	ポケット保育園	90	85
	志真志まごころ保育園	80	87
	どんぐりの里保育園	90	75
	秋津保育園	100	95
	あいのもり保育園	70	82
	あいのもり保育園(分園)	25	25
	赤道あおぞら保育園	70	80
	そらみライオンの子保育園	110	100
	あっぷる保育園	100	80
	ぴっころ保育園	60	65
合計		1555	1457

認定こども園の一覧

令和6年4月1日現在

区分	保育所名	定員	入所児童数
こども園	しのめこども園	150	143
	さつき認定こども園	170	163
	認定こども園森川保育園	135	152
	第2さつき認定こども園	171	161
	第2さつき認定こども園(分園)	50	38
	ゆうわ認定こども園	150	153
	認定こども園はごろも保育園	143	145
	認定こども園はごろも保育園(分園)	33	26
	ここわ認定こども園	92	96
	ラポール育成こども園	95	76
	認定こども園まなぶ保育園	135	134
	ピノキオ認定こども園	96	94
	認定きららこども園	125	121
	認定こども園しいの実保育園	135	110
	認定こども園しいの実保育園(分園)	36	29
	愛善認定こども園	132	122
	認定こども園ミライエ	92	102
	認定こども園ミライエ(分園)	63	73
	認定こども園ミライエ(第2分園)	50	52
	認定こども園ちやいるどはうすエンジェル	88	81
おひさま認定こども園	118	136	
おひさま認定こども園(分園)	34	31	
合計		2293	2238

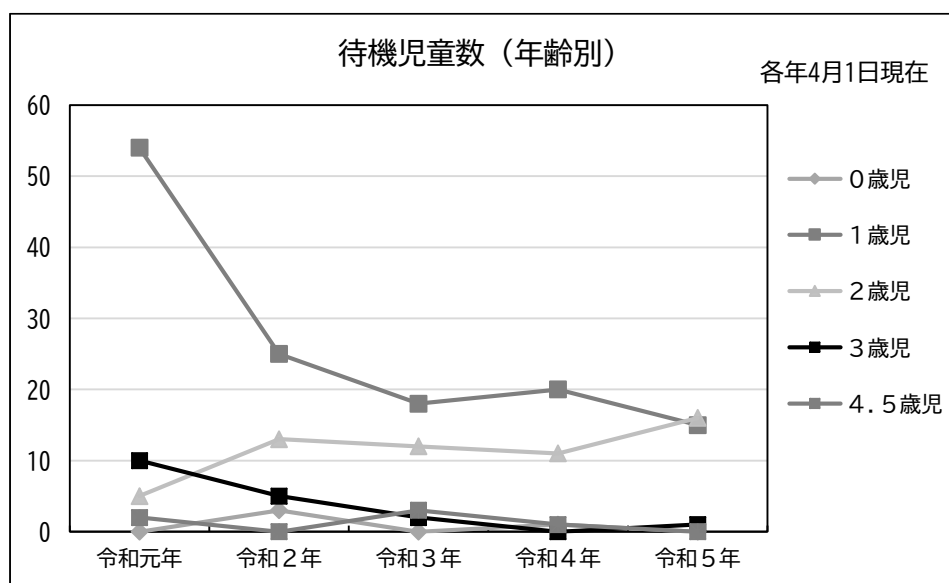
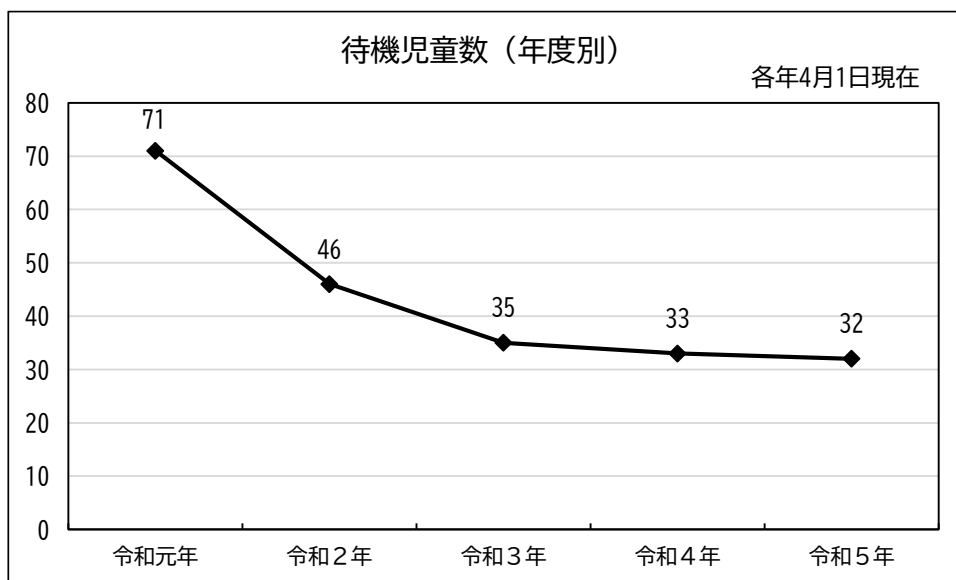
地域型保育事業の一覧表

令和6年4月1日現在

区分	保育所名	定員	入所児童数
小規模	ちきーと保育園大謝名園	19	12
	ちゅらさん保育園	19	20
	つみき保育園	19	14
	ライオンの子保育園ブンバァ	15	14
	キュート・チャイルド・ケア宜野湾保育園	17	15
	ちきーと保育園真志喜園	19	16
	もりのなかま保育園宇地泊園	19	13
	らいむ保育園	19	21
	ねたて保育園	19	18
	リトルマーシー	19	14
	うさぎ保育園	19	19
	そらうみ保育園	19	18
	クッピー乳児園	19	21
	ぱいかじ保育園	19	20
事業所内	ほいくえんそーれ!	19	13
	ヤクルトわくわく大山保育園	19	8
合計		298	256

《国定義による待機児童数の推移について》

これまでの保育所・地域型保育事業所の新規創設や、認定こども園への移行、定員変更による定員増など、待機児童解消に向けた取り組みを行っており、平成28年度以降、待機児童は減少傾向となっております。また、年齢別にみると、各年度4月1日時点において1・2歳児の待機が比較的多い状況です。



■待機児童数の推移

単位：人

年齢	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0歳児	0	3	0	1	0
1歳児	54	25	18	20	15
2歳児	5	13	12	11	16
3歳児	10	5	2	0	1
4.5歳児	2	0	3	1	0
合計	71	46	35	33	32

⑤幼稚園

平成26年4月1日に真志喜中学校区に1箇所、はごろも幼稚園が開園し、市立幼稚園は9園となっています。園児数は令和6年5月1日現在で360人となっています。令和7年度から大山幼稚園が大山認定こども園に移行予定です。

また、私立幼稚園は市内に3園あり、令和6年5月1日現在、園児数は146人となっています。

市立幼稚園

令和6年5月1日現在：園児数360人

		施設名	所在地
普天間中学校区	普天間小学校区	普天間幼稚園	普天間 1-10-1
	普天間第二小学校区	普天間第二幼稚園	新城 2-8-19
真志喜中学校区	大山小学校区	大山幼稚園	大山 5-16-1
	はごろも小学校区	はごろも幼稚園	大山 6-23-1
	大謝名小学校区	大謝名幼稚園	大謝名 5-12-1
嘉数中学校区	嘉数小学校区	嘉数幼稚園	真栄原 1-13-1
	志真志小学校区	志真志幼稚園	宜野湾 3-5-1
宜野湾中学校区	長田小学校区	長田幼稚園	長田 3-19-1
	宜野湾小学校区	宜野湾幼稚園	神山 1-1-1

私立幼稚園

令和6年5月1日現在：園児数146人

		施設名	所在地
普天間中学校区	普天間第二小学校区	シオン幼稚園	喜友名 1-12-20
真志喜中学校区	大謝名小学校区	慈愛幼稚園	宇地泊 2-9-14
嘉数中学校区	嘉数小学校区	真栄原カトリック幼稚園	真栄原 3-16-1

⑥小学校

本市の公立小学校は、9校あり、児童数は6,370人となっています。

公立小学校の児童数

単位：人

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
普天間小学校	84	75	82	72	83	83	51	530
普天間第二小学校	74	77	73	93	84	84	57	542
大山小学校	98	87	83	93	92	87	49	589
大謝名小学校	105	91	88	83	93	89	39	588
嘉数小学校	135	165	136	154	131	135	50	906
志真志小学校	142	139	146	132	130	128	53	870
宜野湾小学校	109	121	122	117	141	117	66	793
長田小学校	100	95	102	106	113	98	49	663
はごろも小学校	148	127	154	135	125	149	51	889
合計	995	977	986	985	992	970	465	6,370

令和6年5月1日現在

⑦その他の子育て支援施設

子育て支援センター（広場）は、市内に8箇所（公立1箇所・私立7箇所）の保育所に設置されています。

ファミリー・サポート・センター事業は、市役所内に設置されており、会員登録を行って相互援助活動を実施しています。

令和6年4月現在

子育て支援センター・子育て広場（地域子育て支援拠点事業）		
名称	実施場所	所在地
子育て支援センターいるかくらぶ	マーシー保育園	宇地泊 3-9-16
そよかぜひろば	しののめこども園	新城 2-43-1
子育て支援センターあつがるランド	秋津保育園	長田 3-32-5
子育て支援センターゆいゆい	さつき認定こども園	真栄原 3-24-13
子育て支援センターパピヨンくらぶ	認定こども園ミライエ第2分園	上原 1-9-1 2F
子育て支援センターなんくる	認定こども園森川保育園内	真志喜 5-6-14
子育て支援ひろばHAPPY	宜野湾保育所	宜野湾 3-13-10
子育て支援センターほっと （令和6年4月より休園中）	認定こども園しいの実保育園	我如古 2-26-2
ファミリー・サポート・センター		
名称	実施場所	所在地
宜野湾市ファミリー・サポート・センター	宜野湾市役所こども政策課	野嵩 1-1-1
児童センター		
名称	実施場所	所在地
新城児童センター		新城 2-4-11
大山児童センター		大山 4-14-3
大謝名児童センター		大謝名 5-25-13
赤道児童センター 「ミニじどうかんじゃんけんぼん」も実施。		赤道 1-5-16
我如古児童センター		我如古 2-5-1
長田児童館		長田 3-28-1 2F
保健相談センター		
名称	実施場所	所在地
宜野湾市保健相談センター		真栄原 1-13-15

(2) 主な子育て支援サービスの実施状況

①延長保育事業

保護者の就労時間・勤務時間等やむを得ない事情のため、通常の保育時間を超えて保育を必要とする乳幼児について、保育時間を延長する事業です。現在、全保育所で実施しています。

〈実施状況〉

令和6年4月時点

運営	施設名	所在地	通常保育時間	延長時間 (平日)	延長時間 (土曜)
公立	うなばら保育所	大山 3-30-1	7:30~18:30	18:30~19:30	13:00~14:00
	宜野湾保育所	宜野湾 3-13-10	7:30~18:30	18:30~19:30	13:00~14:00
法人	きゆな保育園	喜友名 1-13-9	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	マーシー保育園	宇地泊 3-9-16	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	花の子保育園	大謝名 1-18-21	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	こがねの森保育園	大謝名 3-10-1	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	可愛保育園	我如古 4-16-31	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	ポケット保育園	我如古 3-18-17	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	志真志まごころ保育園	志真志 1-3-10	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	どんぐりの里保育園	長田 3-27-9	7:00~18:00	18:00~19:00	18:00~19:00
	秋津保育園	長田 3-32-5	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	あいのもり保育園	愛知 1-10-40	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	あいのもり保育園(分園)	愛知 1-10-35	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	赤道あおぞら保育園	赤道 2-9-11	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	そらみライオンの子保育園	大山 3-18-49	7:00~18:00	18:00~19:00	18:00~19:00
	あつがる保育園	大山 5-13-10	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	ぴっころ保育園	大謝名 4-24-7	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし

つづき

運営	施設名	所在地	通常保育時間	延長時間 (平日)	延長時間 (土曜)
認定 こども園	しのめこども園	新城 2-43-1	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	さつき認定こども園	真栄原 3-24-13	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	認定こども園森川保育園	真志喜 5-6-14	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	第2さつき認定こども園	真栄原 3-37-25	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	第2さつき認定こども園(分園)	大謝名 2-27-15	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	ゆうわ認定こども園	野嵩 4-22-1	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	認定こども園はごろも保育園	大山 2-11-12	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	認定こども園はごろも保育園(分園)	野嵩 2-27-2	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	ここわ認定こども園	野嵩 2-22-12	7:30~18:30	18:30~19:30	延長保育なし
	ラポール育成こども園	宇地泊 1-19-13	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	認定こども園まなぶ保育園	真志喜 5-13-2	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	ピノキオ認定こども園	嘉数 1-4-50	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	認定きららこども園	真栄原 1-7-14	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	認定こども園しいの実保育園	我如古 2-26-2	7:00~18:00	18:00~19:00	18:00~19:00
	認定こども園しいの実保育園(分園)	我如古 2-20-5	7:00~18:00	18:00~19:00	18:00~19:00
	愛善認定こども園	愛知 2-16-49	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	認定こども園ミライエ	赤道 1-16-11	7:00~18:00	18:00~22:00	18:00~22:00
	認定こども園ミライエ(分園)	上原 1-25-15	7:00~18:00	18:00~22:00	18:00~22:00
	認定こども園ミライエ(第2分園)	上原 1-9-1 2F	7:00~18:00	18:00~22:00	18:00~22:00
	認定こども園ちやいどはうすエンジェル	上原 2-14-11	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	おひさま認定こども園	字佐真下 59-1	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
おひさま認定こども園(分園)	字佐真下 57-6	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし	
地域 型	ちきーと保育園大謝名園	大謝名 5-21-24-201	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	ちゅらさん保育園	字佐真下 57	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	つみき保育園	愛知 2-7-6	7:30~18:30	18:30~19:30	18:30~19:30
	ライオンの子保育園ブンバァ	大山 3-29-11-101	7:30~18:30	18:30~19:30	延長保育なし
	キュート・チャイルド・ケア 宜野湾保育園	伊佐 2-10-5	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	ちきーと保育園真志喜園	真志喜 2-11-15	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	もりのなかま保育園宇地泊園	宇地泊 3-13-17	7:30~18:30	18:30~19:30	延長保育なし
	らいむ保育園	志真志 1-4-1	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	ねたて保育園	嘉数 3-4-13 1F	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	リトルマーシー	伊佐 2-1-6-202	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	うさぎ保育園	真志喜 5-13-8	7:15~18:15	18:15~19:15	延長保育なし
	そらうみ保育園	宇地泊 3-3-17	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	クッピー乳児園	我如古 1-55-13 2F	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	ばいかじ保育園	真志喜 2-5-22	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
事業 所内	ほいくえんそーれ!	新城 2-43-1	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし
	ヤクルトわくわく大山保育園	大山 7-13-2	7:00~18:00	18:00~19:00	延長保育なし

〈利用状況〉

	令和4年度	令和5年度
延長保育事業の年間延べ利用児童数	2,082人日	2,186人日

②一時預かり事業

保育所を定期的にご利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において、子どもを一時的に預かる事業です。現在2箇所を実施しています。

〈実施状況〉

令和6年4月現在

施設名	所在地	対象年齢	利用料	利用可能時間
ゆうわ認定こども園	野嵩 4-22-1	6ヶ月～ (定員：全体で10人)	0～2歳 : 1,850円 3歳～ : 1,550円	8:30～17:00
しののめこども園	新城 2-43-1	6ヶ月～ (定員：全体で3人)	0歳 : 2,000円 1歳～ : 1,800円	8:30～17:00

※あいのもり保育園は令和6年3月で事業修了。しののめこども園は令和6年4月より事業開始。

〈利用状況〉

	令和4年度	令和5年度
一時預かり事業の年間延べ利用人数	805人日	897人日

③地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。就学前の子どもとその保護者を対象に、遊びを通しての交流促進や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供を行い、仲間作りができる場所を市内7箇所を提供しています。

〈実施状況〉

令和6年4月現在

施設名	所在地	曜日	開設時間	利用料
子育て支援ひろばHAPPY	宜野湾保育所内 宜野湾 3-13-10	月～金	10：00～12：00 13：00～16：00	無料
そよかぜひろば	しののめこども園内 新城 2-43-1	月～水・金・土	9：00～14：00 (土曜日は 園庭開放のみ)	
		木	相談日(要予約)	
子育て支援センター なんくる	認定こども園森川 保育園内 真志喜 5-6-14	月～金	10：00～12：00 13：00～16：00	
子育て支援センター いるかくらぶ	マーシー保育園内 宇地泊 3-9-16	月～金	8：00～13：00	
子育て支援センター ゆいゆい	さつき認定こども 園内 真栄原 3-24-13	月～金	9：00～12：00 13：30～16：00	
子育て支援センター ほっと(令和6年4月より休園中)	認定こども園しい の実保育園内 我如古 2-26-2	月～金	9：30～13：00 14：00～16：00 (木曜日午後は 園庭開放のみ)	
		土	9：30～13：00 14：00～16：00 (園庭開放のみ)	
子育て支援センター あっがるランド	秋津保育園内 長田 3-32-5	月～金	9：00～12：00 14：00～16：00	
子育て支援センター パピヨンくらぶ	認定こども園ミラ イ工第2分園内 上原 1-9-1 2F	月～金	9：00～12：00 14：00～16：00	

④子育て相談嘱託員の配置

平成 25 年度より、こども政策課に子育て相談員（1 名）を配置し、保護者の相談内容等に応じて、保育資源や保育サービスの情報提供等を行っています。認可保育所の待機児童となっている保護者については、状況や要望等をうかがうとともに、認可外保育施設や保育サービス等の情報提供及びマッチングを行っています。更に、認可外保育施設や子育て支援施設等へ訪問し、情報交換を行い、各担当者と連携を図っています。

相談内容	令和 5 年度
認可・認可外保育園入所について	159件
その他	7件
合計	166件

⑤ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい方（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい方（まかせて会員）との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。具体的な援助活動としては、保育施設までの送迎や放課後における子どもの預かり、冠婚葬祭・買い物等の私用の際の一時預かりなどがあります。

〈実施状況〉

<p>ファミリー・サポート・センター事業の仕組み</p>	
<p>利用可能な時間・利用料 (1時間あたり)</p>	<p>◎月～土曜日 7時～19時・・・・・・・・・・600円 上記の時間外・日曜・祝日（年未年始）・・・・700円 ◎病児・病後児（月～土曜日 7時～19時）・・・・700円 上記の時間外・日曜・祝日（年未年始）・・・・800円 ◎宿泊（21時～翌7時）・・・・・・・・・・5,000円/1泊 病児・病後児宿泊（21時～翌7時）・・・・6,000円/1泊</p>

〈利用状況〉

	令和4年度	令和5年度
ファミリー・サポート・センター事業の年間活動件数	1,541件	1,736件

⑥病児・病後児保育事業

疾病中の児童（概ね 10 歳未満）について、病気や病後のこどもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設された専用のスペースにおいて、看護師等及び保育士が一時的に預かる事業です。現在、市内の病院 1 箇所を実施しています。

〈実施状況〉

実施場所	医療法人球陽会 海邦病院（宜野湾市真志喜 2-23-5）
対象年齢	4ヶ月～小学生（低学年）
利用時間	9:00～17:30（初回利用時） 8:30～17:30（2回目以降） ※月～金の平日のみ。土日祝、年末年始は利用不可。
利用料金	宜野湾市内在住・・・2,000円（診療費・治療費は別途） 宜野湾市外在住・・・3,000円（診療費・治療費は別途）
利用方法	海邦病院へお電話のうえ、かかりつけの小児科医にて診察を受け必要書類を提出。

〈利用状況〉

	令和4年度	令和5年度
病児・病後児保育事業の年間延べ利用者数	104人日	69人日

⑦放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは令和6年5月1日現在、45箇所（公設5箇所、民設40箇所）が運営されており、各施設ごとに受け入れ人数は異なりますが、1施設あたり10～70人程度の児童を受け入れています。

主に小学校低学年の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図っています。

〈実施状況〉		令和5年7月現在	
普天間中学校区 公立：1箇所 私立：5箇所	普天間小学校区	公立：0箇所 私立：3箇所	
		施設名	所在地
	私立	学童クラブ きらきら	野嵩 3-7-21
		愛星ネットワーク学童クラブ	普天間 1-9-15
		ふてんま青空学童クラブ	普天間 1-10-8
	普天間第二小学校区	公立：1箇所 私立：2箇所	
		施設名	所在地
	公立	新城児童センター放課後児童クラブ	新城 2-4-11
	私立	あらくすく青空学童クラブ	新城 1-4-15
		第二青空学童クラブ	新城 2-6-8-2
真志喜中学校区 公立：2箇所 私立：14箇所	大山小学校区	公立：1箇所 私立：2箇所	
		施設名	所在地
	公立	大山児童センター放課後児童クラブ	大山 4-14-3
	私立	ハッピー学童クラブ	伊佐 3-18-19
	はごろも小学校区	公立：0箇所 私立：5箇所	
		施設名	所在地
	私立	あっぶる学童クラブ	大山 6-213
		むーS” こどもクラブ	大山 6-39-3
		むーS” こどもクラブ2	大山 6-38-2
		わんぱくしーさー第1学童クラブ	大山 6-47-7 1F
		わんぱくしーさー第2学童クラブ	真志喜 1-11-12 4F
		はにんすキッズ学童 真志喜クラブ	真志喜 2-22-10
	大謝名小学校区	公立：1箇所 私立：7箇所	
		施設名	所在地
	公立	大謝名児童センター放課後児童クラブ	大謝名 5-25-13
	私立	はぐくみ学童クラブ	真志喜 3-13-5-2F
		びっころ学童くらぶ	大謝名 5-11-18 天久アパート2F
		びっころ第2学童くらぶ	大謝名 1-19-3
		さつき学童クラブⅡ	大謝名 2-27-15
		さくら学童クラブ	大謝名 4-23-17
学童クラブ アスリート工房		大謝名 5-6-1	
CEC学童クラブ		嘉数 4-22-5	
嘉数小学校区	公立：0箇所 私立：4箇所		
	施設名	所在地	
私立	かがやき学童クラブ	嘉数 1-4-41 1F	
	青空学童クラブ	真栄原 1-13-3	
	太陽の子学童クラブ	真栄原 1-20-48-2	
	はぐくみ真栄原学童クラブ	真栄原 3-14-15 コーポヘルシー102☒	
志真志小学校区	公立：1箇所 私立：4箇所		
	施設名	所在地	
公立	我如古児童センター放課後児童クラブ	我如古 2-5-1	
私立	さつき学童クラブ	我如古 1-44-2	
	しいの実学童クラブ	我如古 2-26-2	
	はにんすキッズ学童 宜野湾クラブ☒	宜野湾 1-8-9 2F	
	そらまめキッズ	宜野湾 1-17-8	
長田小学校区	公立：1箇所 私立：10箇所		
	施設名	所在地	
公立	長田児童館放課後児童クラブ	長田 3-28-1	
私立	日翔 ぎのわん学童	志真志 1-9-9	
	日翔 ながた学童		
	日翔 いらい学童		
	日翔 どうむ学童		
	日翔 せんばる学童	志真志 3-6-18	
	日翔 しまし学童		
	日翔 すばる学童		
	学童クラブ めくめくの木☒	志真志 2-16-8	
	学童クラブ めくめくの木 長田第一	長田 3-22-7(101)	
学童クラブ めくめくの木 長田第二	長田 3-22-7(105)		
宜野湾小学校区	公立：0箇所 私立：3箇所		
	施設名	所在地	
私立	ぎのわん青空学童クラブ	愛知 1-6-22 みどり荘A-1F	
	みらい学童クラブ	愛知 3-6-25 2F	
	わらびの森ちやいどクラブ	上原 1-10-9	

利用料金	(公立：5,000円/月) ※私立は各園で料金が異なる。
------	------------------------------

〈利用状況〉

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数		46箇所	46箇所	45箇所
利用者数	低学年(1～3年生)	1329人	1394人	1399人
	高学年(4～6年生)	297人	265人	305人

⑧妊婦健診

妊婦が自身の健康状態と胎児の成長を把握し、健康管理をしながら安心して出産を迎えることができるよう、全妊婦を対象に妊婦健診の公費負担を行う事業(計14回)です。

〈受診状況〉

	令和4年度	令和5年度
妊婦検診の 年間延べ受診件数	12,075人回	11,650人回

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけることを通じて、育児家庭の孤立化を防ぎ乳児の健全な育成環境の確保を目的に実施しています。

〈実施状況〉

実施方法	出生届を提出された生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問します。 申込みは不要です。 赤ちゃんや子育てについての相談、育児サービスや育児相談窓口の紹介、乳幼児健診や予防接種等の情報提供を行います。
実施体制	母子保健推進員・保健師

〈訪問状況〉

	令和4年度	令和5年度
家庭訪問対象全家庭数	927世帯	888世帯
訪問家庭数	850世帯	824世帯

⑩養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

〈訪問指導状況〉

	令和4年度	令和5年度
世帯数	28世帯	20世帯
訪問指導延べ件数	419件	543件

宜野湾市こども計画
令和7年3月

こども政策課・児童家庭課・福祉総務課
〒901-2710
沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号
電話 098-893-4411